

令和6年 第3回定例会

青木村議会会議録

令和6年9月6日 開会

令和6年9月19日 閉会

青木村議会

令和六年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録

令和六年

第三回〔九月〕定例会

青木村議会議録

令和6年第3回青木村議会定例会会議録目次

第 1 号 (9月6日)

○議事日程	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	3
○開会の宣告	4
○議事録署名議員の指名	4
○会期決定	4
○村長挨拶	5
○報告第1号及び報告第2号、報告第3号の上程、説明	1 3
○議案第1号の上程、説明	1 5
○議案第2号の上程、説明	3 7
○議案第3号の上程、説明	4 0
○議案第4号の上程、説明	4 3
○議案第5号の上程、説明	4 5
○議案第6号の上程、説明	4 7
○社会福祉協議会会計決算の報告	4 9
○監査報告	5 1
○議案第7号の上程、説明	5 3
○議案第8号の上程、説明	5 3
○議案第9号の上程、説明	5 4
○議案第10号の上程、説明	5 5
○議案第11号の上程、説明	5 5
○議案第12号の上程、説明	5 5
○議案第13号の上程、説明	6 1
○請願第1号の上程、説明	6 1
○陳情第1号の上程、説明	6 4

○陳情第 2 号の上程、説明	6 5
○陳情第 3 号の上程、説明	6 6
○陳情第 4 号の上程、説明	6 8
○陳情第 5 号の上程、説明	7 0
○社会福祉協議会会計補正予算（第 1 号）の報告	7 2
○散会の宣告	7 3

第 2 号（9 月 1 0 日）

○議事日程	7 5
○出席議員	7 5
○欠席議員	7 5
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 5
○事務局職員出席者	7 6
○開議の宣告	7 7
○議事日程の報告	7 7
○一般質問	7 7
居 鶴 貞 美 君	7 8
平 林 幸 一 君	8 8
松 本 淳 英 君	1 0 2
塩 澤 敏 樹 君	1 0 8
坂 井 弘 君	1 2 3
宮 入 隆 通 君	1 5 0
○総括質疑	1 6 2
○委員会付託	1 6 2
○散会の宣告	1 6 3

第 3 号（9 月 1 9 日）

○議事日程	1 6 5
○出席議員	1 6 6
○欠席議員	1 6 6

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 6 6
○事務局職員出席者	1 6 7
○開議の宣告	1 6 8
○議事日程の報告	1 6 8
○委員長審査報告	1 6 8
○報告第 1 号の質疑、討論、採決	1 7 2
○報告第 2 号の質疑	1 7 4
○報告第 3 号の質疑	1 7 4
○議案第 1 号の質疑、討論、採決	1 7 4
○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 7 6
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 7 7
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 7 7
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 7 8
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 7 9
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 7 9
○議案第 8 号の質疑、討論、採決	1 8 2
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 8 4
○議案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 6
○議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 8 8
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 8 9
○議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	1 9 6
○請願第 1 号の質疑、討論、採決	1 9 7
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	1 9 9
○陳情第 2 号の質疑、討論、採決	2 0 0
○陳情第 3 号の質疑、討論、採決	2 0 0
○陳情第 4 号の質疑、討論、採決	2 0 2
○陳情第 5 号の質疑、討論、採決	2 0 3
○閉会の宣告	2 0 4
○署名議員	2 0 5

令和 6 年 9 月 6 日（金曜日）

（第 1 号）

令和6年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和6年9月6日（金曜日）午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2 号 健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第 3 号 資金不足比率について
- 日程第 6 議案第 1 号 令和5年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 2 号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 3 号 令和5年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 4 号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 5 号 令和5年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 6 号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 7 号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第 9 号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第17 議案第12号 令和6年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第18 議案第13号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 請願第 1 号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願について
- 日程第20 陳情第 1 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について
- 日程第21 陳情第 2 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について
- 日程第22 陳情第 3 号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早

急に行うことを求める陳情書について

日程第 2 3 陳情第 4 号 「所得税法第 5 6 条の見直しを求める意見書」提出に関する陳情
について

日程第 2 4 陳情第 5 号 「青木村太陽光発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例」
に対する陳情書について

日程第 2 5 一般質問

出席議員（10名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	8 番	宮 下 壽 章 君
9 番	沓 掛 計 三 君	10 番	居 鶴 貞 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理 監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長 兼建設係長	稲 垣 和 美 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
商 工 観 光 移 住 課 課 長 補 佐 兼 移 住 定 住 兼 推 進 室 長 副 防 災 危 機 管 理 監	小 林 義 昌 君	総 務 企 画 課 課 長 補 佐 兼 事 業 推 進 室 長	塩 澤 和 宏 君
総 務 企 画 課 企 画 財 政 係 長	金 井 大 介 君	住 民 福 祉 課 保 健 衛 生 係 長	上 原 加 代 君

住 課 福	民 長 社	福 補 社	社 佐 係	課 兼 長	早乙女	敦 君	商 移 商 係	工 工 工	觀 住 觀	光 光 移	課 住 長	宮 澤 俊 博 君
總 課 總	務 長 務	企 補 務	画 佐 係	課 兼 長	依 田 哲 也 君		代 表	監 查	委 員			内 藤 賢 二 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	片 田 幸 男	事 務 局 員	依 田 哲 也
---------	---------	---------	---------

開会 午前 9時00分

◎開会の宣告

○議長（松澤正登君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第3回青木村議会定例会を開会いたします。

◎議事録署名議員の指名

○議長（松澤正登君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、3番、平林幸一議員、10番、居鶴貞美議員を指名します。

◎会期決定

○議長（松澤正登君） 日程第2、会期決定についてを議題にします。

お諮りします。

去る8月30日、議会運営委員会において本定例会の会期は、本日6日から20日までの15日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

よって、会期は9月20日までの15日間と決定しました。

日程について、事務局より日程表をお配りします。

日程について申し上げます。

本日6日は開会、議案説明のみで散会といたします。7日から9日は議案審査及び休日のため休会、10日火曜日は一般質問と令和5年度一般会計及び特別会計、企業会計の決算についての総括質疑、委員会付託を行います。11日水曜日は議案審査のため休会、12日木曜日は社会文教委員会の委員会審議、13日から16日までは議案審査及び休日のため休会、17日火曜日は総務建設産業委員会の委員会審議、18日水曜日は議案審査のため休会、19日木曜日は委員長報告・審議・採決、20日金曜日は審議・採決の日程といたします。

◎村長挨拶

○議長（松澤正登君）　ここで村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君）　皆さんおはようございます。

本日、令和6年第3回青木村議会9月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

8月終わりに日本に上陸いたしました台風10号は、まれな非常に強い勢力を持った台風でございました。特に、非常に激しい雨をもたらし、多くの地域で線状降水帯が発生いたしました。地域によっては1回の降水量が600ミリを超えるというなど、各地で観測史上最高を更新いたしました。

専門家は、地球温暖化が進んでいくと台風はより強大化する。今後も起こり得るだろうと警鐘を鳴らしております。

被害に遭われた皆さんにお見舞いを申し上げます。

今年の夏も異常な暑さでございました。気象庁が発表いたしました長期予報では、9月から10月にかけても全国的に平年より高く、残暑が長引き、秋の訪れが遅い傾向にあるとのことでございます。炎天下での活動などは油断せずに、熱中症の対策を心がけたいと思います。

パリオリンピックは7月26日から8月11日までの17日間にわたり開催されました。現在は、パリパラリンピックが開催中でございます。

パリオリンピックで日本では金20個、銀12個、銅13個と海外大会での最多メダル獲得数を更新する大活躍でございました。私は特に日本人女子の陸上フィールド種目として初めての金メダルを獲得いたしましたやり投げの北口榛花選手が印象に残ったところでございます。

世界中の人々が手をつなぐオリンピックという平和の祭典の一方で、国際社会では今なお対立や分断が続いておりますことは非常に残念で悲しく、憂慮すべき事態でございます。

79回目の終戦記念日を迎えた8月15日、全国戦没者追悼式が日本武道館で開かれ、天皇・皇后両陛下や岸田文雄首相、戦没者遺族らが参列いたしました。310万人の戦没者を慰霊いたしました。

岸田首相は「戦争の惨禍を二度と繰り返さないという誓いを継承し、世界が直面する課題

の解決に取り組む必要がある」と式辞を述べました。正午に参列者全員で1分間の黙禱を捧げた後、天皇陛下が「戦後の長きにわたる平和な歳月に思いをいたしつつ、世界の平和と我が国の一層の発展を祈ります」とお言葉を述べられました。

父親が中国で戦病死したという遺族の方は、「平和の大切さは、私たち遺族が身に染みて知っております。戦争の悲惨さと平和の大切さを語り部として子・孫へと継承していくことが大切であり、遺族の使命でもあります」と追悼の辞を述べました。

広島市の平和公園にある平和の鐘には、世界が一つになってほしいという願いを込めて、国境のない世界地図が刻まれております。8月6日、参列者は黙禱を捧げた後、戦争や核兵器のない世界を願って平和の鐘を鳴らしました。

長崎では、長崎の被爆者団体などが毎年太平洋戦争が開戦した12月8日と、終戦の日の8月15日に不戦の集いを開いています。長崎市の爆心地公園の近くにある核兵器廃絶と不戦を誓う碑の前で黙禱・献花を行い、犠牲者を悼みました。

さて、本年度村で取組を行っております情報通信ネットワーク等高機能化促進事業の進捗状況についてご報告をさせていただきます。

6月定例会でこの事業の補正予算としてお認めをいただきました総事業費11億8,600万円のうち、主な財源といたしまして予定をしております緊急防災減災事業債につきまして、8月16日付で所管する総務省より要望額の満額10億9,640万円の内示がございました。これによりまして、有利な財源の中から事業が実施できることとなり安堵をしております。

事業を円滑に進める上で、できるだけ多くの村民の皆さんに御協力いただきたいと考え、情報高度化委員会を設置いたします。各地区から協力委員として27名の選出をいただき、公募による応援委員とともに村民の方への説明を行い、事業を推進してまいります。9月下旬に第1回の委員会開催を予定しております。

また、現在サービスに加入されている方や未加入の方へ新サービスへの移行・加入に係る確認事項を行います。基本的には、現サービスにご加入について、そのままの移行をお願いしてまいります。全ての皆さんに確実に大切な情報をお届けするためには、新情報電話、新テレビ、スマホアプリの3点セットを基本サービスとして御加入いただくことが重要になります。事業を施行し、運営を担当する上田ケーブルビジョンとも協力し、村民の皆さんへ御案内をしてまいります。

令和8年3月までに移行する方、また新規に加入される方も、宅内の工事は無料で新サービスが受けられることになります。あわせて来年4月から新テレビサービスがスタートいた

します。令和7年度には新サービス、現サービスが混在することになりますので、利用料につきましても全額村が負担し、新しいサービスの加入促進ができるようにいたします。現在未加入の方もぜひ加入をいただきまして、次代の最先端の情報通信ネットワークのある、安心して便利で豊かな暮らしを実感していただければと思っております。

令和6年度、令和7年度にわたる事業費11億円を超える大型プロジェクトになります。議会をはじめ、議員の皆様の御理解と御協力をいただきながら、青木村地域全体にデジタル技術を活用して、生活やビジネスを変革するDX化を推進してまいります。

多くの議員の皆さんから要望をいただいております加齢性難聴者への補聴器の補助につきまして、令和6年3月議会におきまして、補助を検討する旨答弁したところでございます。

補聴器必要とする方の負担が少しでも軽減できるよう、必要な予算を関係予算につきまして、今定例会において補正予算を計上したところでございます。

お渡しした原稿にはないんですが、今飛び込んでまいりましたうれしい報告を1点させていただきます。

長らく議員の皆様に御支援をいただいております国道143号バイパス進捗状況について、坑口の個々の関係の皆さんの用地買収を進めておりますが、第1号をいたしまして、お一人の方の賠償契約、土地登記まで進みましたとのことでございます。

長い長い思いがやっと、実質的な第一歩を踏み出すことができた万感のただいま思いでございます。引き続き全力投球してまいります。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行いたしましたから1年以上が過ぎ、観光客の動きも従前に戻ってまいりました。お盆の期間中の道の駅あおきはにぎわい、レジを通ったお客さんの数約1万1,300人、売上は約1,422万円と前年度を大きく上回りました。

9月の第3月曜日は、多年にわたりまして社会に尽くしてこられました高齢者を敬愛し、長寿を祝う敬老の日でございます。村でも敬老祝賀事業といたしまして、9月18日に訪問し、お祝いをさせていただきます。111歳1名、104歳1名、103歳1名、101歳3名、100歳4名、99歳5名、88歳34名の方が対象になります。

今年の小学校の修学旅行は、11月5日から1泊2日で行われます。五島慶太翁の顕彰活動も6年目を迎えておりますが、児童の東京にどこに行きたいかと聞きますと、渋谷と答えるほど身近に感じているようでございます。

郷土の偉人により近代化された渋谷は、東京の中でも最もまちづくりが進み、今や世界の渋谷となっております。東急の皆さんの御案内をいただき、子供たちがこの町にさらに興味

を持っていろいろなことを学んでくれれば、教育的にも大きな意義があるものだと思っております。

感受性の強い年齢に、一生に一度あるかどうかのような体験をすることは、その後の成長過程に大きな影響を与えるものではないでしょうか。東京をハード、ソフトの面から感じ取る修学旅行になってほしいと思っております。

私ごとでございますが、小学校6年生のとき初めて見た直江津の海、4年生の遠足で子檀嶺岳の頂上から見た大雲海、5年生のときに聞いた泉田の石井という青年によるデンマークでの酪農の研修の講演会など、子供のころの感動体験を今でもはっきりと覚えています。

先日多摩大学学長の評論家の寺島実郎先生が青木村にお越しになり、村内を御案内する機会がございました。先生から、「五島慶太翁が青木村から出現したのは偶然ではない。村の歴史・風土・文化から見れば必然である。地域・歴史背景等もよく分かりました」とお話をいただきました。

開館20周年を迎えました信州昆虫資料館では様々な催しを行っております。4月20日から6月30日に開催した春の企画展「ヘルマンヘッセと蝶」では多くのお客様にお越しをいただきました。5月12日には開館20周年セレモニー&企画展ギャラリートークがにぎやかに実施され、後日の新聞・テレビや、UCVレポートにもたくさんの反響をいただきました。

本日9月6日から11月30日までは秋の企画展といたしまして、昆虫画家山田靖氏の描く「虫とむかしの暮らし」を開催いたします。10月26日には作品解説とライブ演奏などを盛り上げたギャラリートークを予定しております。

それでは、さきの6月定例会閉会後から本日までの主な行事の報告をいたします。

7月1日青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業着工式を行いました。令和8年4月には、新しいサービスへの移行が完成する予定でございます。

7月13日青木村小学校の自転車クラブが、長野運動公園総合体育館で行われた交通安全子供自転車長野県大会に出場いたしました。昨年に引き続きまして団体で準優勝、個人では5位・6位というすばらしい成績を収め、日頃の練習の成果を十分発揮できました。

3月2日から開催されておりました五島慶太未来創造館の企画展「絵巻が伝える紫式部と源氏物語の世界」は、好評のうちに7月15日に終了いたしました。五島慶太翁が収集いたしました古美術品などを収蔵する五島美術館が国宝1巻分を所蔵し、企画展ではそのレプリカを展示いたしました。平安時代の暮らしに思いを馳せるひとときを過ごしていただけたのではないかと思います。

7月31日に秋田県大館市と災害時における相互応援に関する協定締結式を長谷部健渋谷区長、野本弘文東急会長にお立会いただき、渋谷で行いました。

大館市は、渋谷駅にあります忠犬ハチ公の生まれ故郷でありますことから東急グループと交流があり、当村とも御交流をいただいております。これで自治体との相互協定は4つ目となりますが、今までの方面の自治体との協定はありませんでしたので、心強い御縁をいただきました。

8月2日には東急建設東日本土木支店と大規模災害時における応急対策業務に関する協定締結式を行いました。これは、村で大規模な災害が発生し、公共施設などが破損したとき、同支店に協力要請することができるものでございます。

東急建設は、今年元旦に発生いたしました能登半島地震でも主要道路の復旧に早期に対応した実績があり、大変ありがたい御縁でございます。

8月3日に青木村夏祭りを総合グラウンドで開催しました。各地区のみこしや踊り連の皆さんが元気よくグラウンドを周回して、真夏の1シーンを彩ってくれました。

花火大会にも多くの御寄附をいただき、より盛大に開催することができました。御支援をいただきました皆様に感謝申し上げます。夜空を彩る美しい光と音のショーを楽しみながら、平和であることをありがたくしみじみと感じました。

8月7日、国道143号整備促進期成同盟会要望で、同会長の松本市長とともに国土交通省関東地方整備局へ要望に行ってまいりました。技監、道路局長にはおのおの心強い応援の言葉をいただきました。また、なかなかお会いできない財務省の財務大臣政務官にも要望する機会をいただきました。

8月29日、青木村企業合同就職説明会を開催いたしました。

多くの村内企業で人手不足が深刻な状況となっております。ハローワークの協力を得て、商工会と共同で行いました。10企業が参加し、14人の求職者と面談を行うことができました。

ハローワークからは身近な企業・事務所レベルの開催に評価をいただきました。村内企業からは次回開催を要望されているところでございます。

さて、本9月議会は決算議会でありますので、まず令和5年度の青木村決算状況について申し上げます。

一般会計につきましては、総額36億2,516万396円、歳出総額33億8,622万9,072円、歳入歳出差引額は2億3,893万1,324円、繰越明許繰越額でございますが2,511万円、実質収支2

億1,382万1,324円の黒字となりました。

特別会計につきましては、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計につきまして、いずれも黒字決算となり、健全な財政運営と行うことができました。

公営企業会計につきまして、簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業につきましても、ともにプラスの利益余剰金を計上することができました。

次に、一般会計の歳入について申し上げます。

村税につきましては、前年度より4,453万4,000円増の4億6,749万3,000円で行いました。

地方交付税は、前年度より1,149万4,000円増の17億4,865万円、歳入合計の構成比が48.2%となっております、依存財源として高い状況にあります。

3であります、国庫支出金は前年度より8,747万円減の2億7,888万3,000円、主なものは地方創生臨時交付金8,649万4,000円、新型コロナワクチン接種体制確保事業費の335万7,000円、出産・子育て応援交付金の皆増、農業用水路改修工事の補助金の皆増、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の皆減によるものでございます。

4の寄附金は、株式会社竹内製作所様から2億500万円余の大口の御寄附があったため、前年度より2億236万8,000円増の2億2,304万1,000円で行いました。うち、ふるさと応援寄附金は寄附件数848件、1,174万5,000円となっております。

村債は、農業用水路改修工事、沓掛区の石芋公園排水処理工事、村道青木の森1号線の災害復旧工事、小学校体育館・武道館・保育園証明LED化工事について、前年度より2,310万円減の4,320万円で行いました。

主な歳出について、まず申し上げます。

1の総務費でございますが、地方創生臨時交付金事業の減、公共施設整備基金積立金の皆増等で前年度より9,639万円の増となりました。

2の民生費は、電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援金の増等によりまして、前年度より5,282万8,000円の増でございます。

3の農林水産業費は、農業用水路等長寿命化・防災減災事業の増によりまして、前年度より9,789万2,000円の増で行いました。

4の土木費は、岡石工業地周辺道路整備の増、別荘事業特別会計の一般会計移行による増により、前年度より9,565万3,000円の増となりました。

その他につきまして、主な事業につきましては、決算の附属資料を御覧いただくようにお

願い申し上げます。

積立金につきまして、株式会社竹内製作所様及び故人お二人から頂きました寄附金を公共施設整備基金へ2億500万円、福祉事業基金へ200万円を積み立て、また、今後の事業計画による情報通信関連事業基金へ1,000万円、その他3基金へ積立てを行い、基金現在高は総額で24億9,035万9,000円となりまして、前年度比2億2,574万3,000円の増となりました。

健全化判断比率及び積立金不足比率につきまして、健全化判断比率並びに公営企業の経営状況を判断する資金不足比率につきましては、法律に基づきました結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担率、資金不足比率は算定されずに良好な状況でございました。実質公債費率は8.1%で、前年度比0.6%となりました。

大きく下段に飛んでいただきまして、下段から2行目になりますが、経常収支比率について申し上げます。

経常収支比率とは、使途を制限されない経常的な収入に対する経常的な支出の割合でございまして、この比率が低いほど自由に使える財源があるわけですが、財政にゆとりがあることを示す指標でございます。

令和5年度の経常収支比率は80.4%となり、前年度比1.7%増となりました。増の要因につきましては、物価高騰による経常的物件費や人件費の増が主な要因でございます。

次に、財政力指数について申し上げます。

3か年平均は0.22で前年と変わりはありませんでした。県内市町村の財政力指数の平均は0.32であり、平均より0.10低い状況でございます。

財政全体といたしまして公債費に係る比率が若干伸びておりますが、これを含めて全ての国の制限基準を大幅に下回る比率でありまして、財政状況及び公営企業の経営状況とも健全な財政運営がされております。令和5年度全体として健全財政と判断することができました。

これも議員皆様等の御支援、御協力によるものと厚く御礼を申し上げます。

一般会計の主な決算状況につきまして説明いたしましたが、特別会計、公営企業会計につきましては、会計管理者からご説明をさせていただきます。

去る9月2日に、村の監査委員の内藤賢二代表監査委員、宮下壽章監査委員から、令和5年度青木村各会計歳入歳出決算につきまして意見書をいただきました。この審査に当たりまして、両監査委員には長い時間をかけ、慎重な御審査をいただくとともに、適切な意見書をいただきまして誠にありがとうございました。

今後は、いただきました御意見を職員ともども真摯に受け止めさせていただきまして、村民サービスと住民福祉の向上につながる行財政運営に努めてまいります。

次に、令和6年度一般会計補正予算についてその概要を申し上げます。

一般会計第2号補正予算は、歳入歳出それぞれ1億494万円を追加し、総額を43億8,910万円といたします。

令和6年9月補正における一般会計の主な事業は、まず、歳入についてでございます。

地方交付税、これは地域おこし協力隊等の経費分の460万円の増。

2といたしまして、地方創生臨時交付金、これは定額減税支援金への充当でございます。2,474万8,000円の増。

次に、農林水産業費の松林健全化推進事業1,022万円の増、保全松林健全化整備事業補助金2,969万4,000円の増。これは、松くい虫の関連事業でございます。

4の繰越金でございますが、前年度繰越金2,953万1,000円の増。

次に、村債でございますが、これは緊急の防災・減災事業で、文化会館の工事に充当するもので260万円の増でございます。

次に、歳出につきまして申し上げます。

企画費、これは新規採用の地域おこし協力隊の隊員分460万4,000円の増でございます。

情報通信サービス事業費、これは新サービスの協力応援隊員の謝礼、そして、移行調査に係る経費226万5,000円の増。

老人福祉費の高齢者補聴器購入費補助事業12万円の増。

4、定額減税支援金でございます。定額減税し切れなかった方への支援金といたしまして2,314万6,000円の増。

林業振興費、保全松林健全化整備事業委託料4,242万円の増でございます。

次に、林業振興費委託費でございます。保全松林健全化整備事業委託料4,242万円の増、松林健全化推進事業2,044万円の増。

文化会館費、これはトイレの洋式化に係る工事費261万8,000円の増でございます。

以上、補正予算の内容につきまして説明をさせていただきました。

詳細につきましては、教育長並びに担当課長から御説明いたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 村長の挨拶が終わりました。

◎報告第1号及び報告第2号、報告第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第3、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて、日程第4、報告第2号 健全化判断比率について、日程第5、報告第3号 資金不足比率についてを議題として、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、まず報告第1号 専決処分の承認を求めることについて説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

1 としまして、青木村営バス設置条例の一部を改正する条例。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫ということで。

1枚おめくりいただいた裏面になりますが、青木村営バス設置条例の一部を改正する条例。

令和6年7月17日、地方自治法第179条の規定により専決した、青木村長、北村政夫ということで、最終ページに改正の概要をお付けしてございますので、御覧いただければと存じます。

青木村営バス設置条例の一部改正の概要でございます。

令和6年4月1日より運行を開始いたしました村営バス上田駅線において、長野県立上田千曲高校を生徒が多く利用する千曲バス青木線の停留所三ツ角を新たな停留所に追加するため、条例を改正するものです。

また、料金について表記の見直しを行いました。

第3条は、運行区域を規定するものでございまして、上田駅線の経由地に三ツ角を追加いたしました。

第7条2項は停留所を規定するもので、第7号上田駅線に三ツ角を追加いたしました。

第8条第1項は、乗車料金の支払い及び減免を規定するものでございまして、障害者に対する手帳区分を明記いたしました。

第8条2項は乗車料金を規定するもので、表記を整理させていただきました。なお、料金につきましては変更がございません。

報告第1号につきましては以上でございます。

続きまして、報告第2号について御説明申し上げます。

健全化判断比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度の健全化判断比率について別紙のとおり報告する。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

令和6年度健全化判断比率報告書になります。

実質赤字比率につきましては、普通会計、本村においては一般会計になりますが、こちらを対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、赤字が発生していないため、比率は算定されませんでした。

次に、連結実質赤字比率につきましては、公営企業会計を含む全ての会計を対象とした標準財政規模に対する実質赤字の比率となりますが、資金の不足が生じていないため、比率は算定されませんでした。

次に、実質公債費比率については、普通会計が負担する標準財政規模に対する元利償還金及び準元利償還金の比率となります。実質公債費比率は、公営企業債の償還に対する繰出金を含めた実質的な標準財政規模に対する割合でございます。過去3年間の平均値で求められます。

令和2年度に借入れをしました災害関連事業債、自然災害防止事業債、緊急防災減災事業債、義務教育施設等整備事業債、また、準元利償還金であります上水道企業会計に係る起債の据置き期間が終了しまして、元金の償還が始まったことによりまして、単年度では9.1%で前年度より1.4%の増となり、指標となります3か年平均では、前年度から0.6%増の8.1%となりました。

続いて、将来負担比率については、公社や第三セクター等の出資法人に係る全てを含め、地方債、職員の退職金、連結実質赤字など、普通会計が将来にわたり負担すべき実質的な負債額に対して地方交付税で措置される見込額や財政調整基金積立金をはじめとする充当可能財源等額が将来負担額を上回ったため、将来負担比率は算定されませんでした。

なお、下段の国の基準数値は、早期健全化基準を記載しています。いずれの数値も早期健全化基準を下回り、良好な状態でございます。

報告第2号については以上でございます。

続きまして、報告第3号について御説明申し上げます。

資金不足比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度の各公営企業における資金不足比率について、別紙のとおり報告する。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

こちら裏面をお願いいたします。

令和5年度資金不足比率報告書。

公営企業の経営状況を判断する比率であり、青木村で対象となる会計は、簡易水道事業会計、特定環境保全公共下水道事業の2会計であります。

いずれの会計においても資金不足額は生じていないため、比率は算定されない結果となっております。

なお、備考欄に記載されている金額は、おのこの会計におきます事業の規模、営業収益の額から受託工事収益の額を差し引いた額が記載されております。

以上、報告第3号について御説明をいたしました。

◎議案第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第6、議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の目次の次のページ、一般会計、特別会計、歳入歳出決算総括表をお開き願います。

令和5年度青木村全会計の総括表でございます。各会計の収入済額、支出済額の構成割合について御説明申し上げます。

歳入の収入済額の構成割合は、一般会計で75.3%、国民健康保険特別会計11.4%、介護保険特別会計11.9%、後期高齢者医療特別会計1.4%、収入済額合計48億1,572万8,948円は、前年度対比プラス6.5%、2億9,224万6,221円の増になります。

次に、歳出でございますが、支出済額の構成割合は、一般会計で74.3%、国民健康保険

特別会計11.6%、介護保険特別会計12.6%、後期高齢者医療特別会計1.5%、支出済額合計45億5,850万2,796円は、前年度対比プラス9.7%、4億254万8,540円の増になります。

それでは、令和5年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

村税12.9%、不納欠損額は75万5,827円、収入未済額は1,404万8,978円でございます。地方譲与税1.1%、利子割交付金の構成割合は出てまいりません。配当割交付金0.1%、株式等譲渡所得割交付金0.1%、法人事業税交付金0.2%、地方消費税交付金2.8%、自動車税環境性能割交付金0.1%、地方特例交付金0.1%、地方交付税48.2%、分担金及び負担金1.3%、769万703円の収入未済額が出てまいりますが、保育料と別荘管理費負担金でございます。使用料及び手数料2.2%、1,551万450円の収入未済額が出てまいりますが、通信放送サービス利用料及び住宅使用料でございます。

4ページにまいりまして、国庫支出金が7.7%、県支出金5.1%、財産収入0.2%、寄附金6.1%、繰入金0.1%、繰越金9.1%、諸収入1.4%、村債1.2%でございます。

歳入合計が36億2,516万396円、前年度対比プラス10.2%、3億3,663万1,516円の増でございます。

6ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

議会費1.2%、総務費22.7%、民生費23.9%、衛生費6.9%、農林水産業費8.9%、商工費3.6%、土木費13.2%、消防費4.8%、教育費8.8%。

8ページにまいりまして、災害復旧費0.5%、公債費5.5%、予備費は支出はございません。

歳出合計で33億8,622万9,072円、前年度対比プラス14.5%、4億2,903万6,262円の増でございます。

歳入差引残高は、2億3,893万1,324円、執行率は95.4%、歳入総額に対します残高割合は6.6%になります。

12ページをお開きください。

歳入の決算事項別明細書でございますので、節の収入済額を中心に申し上げてまいります。

款1村税、村税全体では前年度対比プラス10.5%で、4,453万4,321円の増でございます。

項1村民税、前年度対比プラス23.7%、徴収率は98.6%。収入未済額は63万8,237円の減。

項2 固定資産税、プラス2.9%、徴収率95.4%、収入未済額は36万8,829円の増。

項3 軽自動車税、マイナス0.1%、徴収率は91.9%、収入未済額は18万4,200円の増。

項4 村たばこ税、マイナス3.3%、84万8,481円の減。

項5 入湯税、マイナス4.6%、8万2,450円の減。

村税全体での徴収率は96.9%でございます。

款2 地方譲与税、項1 地方揮発油譲与税は前年度より2,000円の増。

項2 自動車重量譲与税16万6,000円の増。

14ページ、項3 森林環境譲与税は設置から5年目となり、前年度と同額でございます。

款3 利子割交付金3万6,000円の減。

款4 配当割交付金41万9,000円の増。

款5 株式等譲渡所得割交付金97万1,000円の増。

款6 法人事業税交付金153万8,000円の増。

款7 地方消費税交付金14万円の増。

款8 自動車税環境性能割交付金51万9,000円の増。

16ページ、款9 地方特例交付金、前年度対比プラス14.8%、51万円の増となっております。

項1 地方特例交付金は30万円の減。

項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、固定資産税の償却資産に対する特例措置に係る補填交付金で81万円の増でございます。

款10 地方交付税は前年度対比プラス0.7%、1,149万4,000円の増。内訳は普通交付税で69万3,000円の減、特別交付税で1,218万7,000円の増でございます。

款11 交通安全対策特別交付金は、収入はございませんでした。

款12 分担金及び負担金、前年度対比プラス49.3%、1,572万8,867円の増でございます。

項1 分担金、目1 農林水産業費分担金は、水路の改修に伴うもの。

項2 負担金、目1 総務費負担金、18ページにいきまして、節1 高速情報通信サービス負担金は、通信サービス加入負担金で4件分、放送サービス加入負担金で3件分。節2 地方創生推進交付税事業実施負担金は、小県ご当地蕎麦協議会の実施事業に充てたもので、長和町からでございます。

目2 民生費負担金、節1 社会福祉費負担金は備考のとおり。節2 児童福祉費負担金及び節3 滞納繰越金は保育料で、合計では前年度より169万8,450円の増。収入未済額は現年・滞

繰り合わせまして126万103円で、前年度対比で26万9,250円の減でございます。

目3衛生費負担金、節2上水道費負担金は、企業会計化した会計の人件費について一般会計で支出したものへの負担金分でございます。

目4土木費負担金、節1土木費負担金は別荘管理費負担金で、特別会計廃止に伴い新設されたものでございます。節2公共下水道費負担金は、先ほど上水道費負担金と同様、企業会計の人件費分でございます。

款13使用料及び手数料、前年度対比プラス1.3%、99万4,016円の増でございます。

項1使用料、目1及び節1総務使用料、村営駐車場使用料の内訳は、個人分7名と青木区商工会からでございます。村営バス運行収入は、前年度対比5万460円の減でございます。節2現年度分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで41万910円の減、放送サービスで3万6,000円の減。節3滞納繰越分高速情報通信サービス使用料は、前年度より通信サービスで1万1,800円の減、放送サービスで6万2,740円の増となっています。

なお、収入未済額の内訳は、現年度分が1万3,590円の減、滞納繰越分が39万3,860円の増でございます。節4光ケーブル使用料は12万6,654円の増でございます。

20ページ。

目2商工使用料、節1観光施設使用料、キャンプ場使用料は前年度より3,200円の増。昆虫資料館使用料も10万1,860円の増。合計8.1%の増でございます。

目3土木使用料、節1住宅使用料と節2滞納繰越分は、教員住宅・村営住宅等に係るもので、前年度対比で9万2,380円の増でございます。なお、収入未済額は合計で1,097万7,580円で、前年度対比プラス11.0%、108万4,700円の増となっております。節3別荘施設使用料は、別荘のテニスコートに係る使用料で、特別会計廃止に伴い新設されたものでございます。

目4教育使用料、節1保健体育使用料は、前年度より1万5,701円の増。節2会館使用料は13万3,571円の増。節3美術館使用料は135万3,888円の増でございます。

目5衛生使用料、節1保健センター使用料6,300円は、男性の料理教室に係る使用料でございます。

項2手数料は、前年度対比マイナス15.3%、40万1,708円の減でございます。

目1総務手数料、節3総務管理費手数料、広告宣伝通信手数料は、情報電話の広告宣伝に係るもので、前年度より2万9,000円の減。

目2衛生手数料は、犬の新規登録手数料12件、注射済票交付手数料234件、一般廃棄物処

理料等許可申請手数料5件分でございます。

目3土木手数料は、備考のとおりでございます。

款14国庫支出金、前年度対比マイナス23.9%、8,747万480円の減でございます。

項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節1社会福祉費負担金、介護給付訓練等給付費負担金は49万6,241円の減。

22ページにいきまして、介護保険低所得者保険料軽減負担金は22万8,600円の減、節2児童福祉費負担金、児童手当負担金は335万8,668円の減。節3保険基盤安定負担金につきましては、国保税のうち2分の1を国で見えていただくもので7万9,664円の減でございます。

目2衛生費国庫負担金、節1保健衛生費負担金、未熟児療育医療事業負担金は30万6,148円の減、新型コロナワクチン接種体制確保事業費国庫負担金は568万8,111円の減でございます。

目3災害復旧費国庫負担金は、令和6年度に繰り越されたため収入はございません。

項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1総務管理費補助金、デジタル田園都市国家構想交付金は、地域資源を生かした関係人口等の拡大創出に向けた取組に対する交付金で、主に五島慶太未来創造館を拠点とした取組とタチアカネを中心とした農産物を生かした取組に対する交付金になります。地方創生臨時交付金低所得世帯支援分5,667万6,581円は、主に住民税均等割非課税世帯及び住民税均等割のみ課税世帯などへの給付金が主なものでございます。地方創生臨時交付金推奨事業メニュー分2,981万7,000円は、主に物価高騰対策のための生活応援券配布事業、保小中給食費軽減事業、中小事業者経営継続支援金事業に係るものでございます。消防団の力向上モデル事業補助金85万円は、消防団向けの災害出動支援アプリの導入に係るものでございます。

節2村営バス運行管理費補助金は、地域公共交通確保維持事業補助金で160万円の減。節3マイナンバーカード交付事務費補助金は、4万4,000円の増でございます。節4デジタル基盤改革支援補助金は、令和6年度に繰り越されたため収入はございません。

目2民生費国庫補助金、節1社会福祉費補助金、介護保険事業費補助金は22万2,000円の増。その下、障害者地域生活支援事業補助金は5万7,000円の減でございます。

24ページ、節2児童福祉費補助金は、子育て世帯等への臨時特別給付金事業等の終了によりまして2,994万2,535円の減でございます。

目3衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置補助金11万円は5人槽1基分の補助、新型コロナワクチン接種体制確保事業国庫補助金は263万4,996円の減、

出産子育て応援交付金は新設により皆増でございます。

目 4 土木費国庫補助金、節 1 土木費補助金、道路メンテナンス事業補助金347万7,000円は、橋梁の現況調査に係るものでございます。

目 5 教育費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金は36万2,000円の減、私立幼稚園施設利用給付金は47万9,000円の増でございます。

目 6 商工費国庫補助金、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金は1名分に係るもの。

目 7 農林水産業費国庫補助金は、令和4年度からの繰越事業で柿ノ木水路改良工事に係るものでございます。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金、目 2 民生費委託金とも備考のとおりでございます。

26ページにいきまして、款15県支出金、前年度対比プラス17.1%、2,696万7,781円の増でございます。

項 1 県負担金、目 1 民生費県負担金、節 1 社会福祉費負担金3,044万5,250円は、介護保険低所得者保険料軽減負担金の減少により8万6,455円の減。節 2 児童福祉費負担金、児童手当負担金は114万2,168円の減。節 3 保険基盤安定負担金は、税の負担分のうち4分の1を県で見ていただくもので41万9,286円の減。

目 2 衛生費県負担金は備考のとおりでございます。

項 2 県補助金、目 1 民生費県補助金、節 1 社会福祉費補助金は、生活困窮世帯緊急支援事業の終了により174万1,250円の減でございます。備考欄の一番下の価格高騰特別対策支援事業補助金は、住民税所得割非課税世帯に対する支援金に対する補助金でございます。節 2 児童福祉費補助金は157万2,000円の増で、乳幼児児童医療費給付補助金が83万7,000円の増。

28ページにいきまして、上から3番目の長野県子育て世帯生活支援特別給付金は、住民税所得割非課税世帯へ児童1人当たり3万円を給付するものでございます。

目 2 衛生費、県補助金、合併処理浄化槽設置補助金1基分の補助金。

目 3 農林水産業費県補助金、節 1 農業費補助金は、新規就農者育成総合対策事業育成総合対策補助金の増加により8万5,374円の増でございます。節 2 林業費補助金は、松林健全化推進事業補助金及び保全松林健全化整備事業補助金の増加により3,082万4,500円の増でございます。

30ページ、目 4 土木費補助金、節 1 住宅費補助金は備考のとおりでございます。

目 5 教育費県補助金、節 3 教育総務費補助金は備考のとおりでございます。

目 6 商工費県補助金、節 1 商工費補助金、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金は

1名分のもの。

項3委託金、目1総務費委託金は、選挙費委託金の減により373万2,106円の減でございます。

目2民生費委託金、目3農林水産業費委託金は備考のとおりでございます。

款16財産収入、前年度対比マイナス1.1%、10万3,324円の減でございます。

項1財産運用収入、目1財産貸付収入は、中部電力やN T T東日本への電柱敷地料及び占用料に係るものが主なもの。

目2節1利子及び配当金は、基金の運用益でございます。

款17寄附金、前年度対比プラス978.9%、2億236万7,669円の増でございます。

項1寄附金、目1一般寄附金では、32ページにいきまして、一般寄附金が2億494万5,630円の増、青木村ふるさと応援寄附金が204万円の増でございます。

目2民生費委託金、節1社会福祉費寄附金は、個人の方2名から御寄附をいただいたものでございます。

目3教育費寄附金、節1図書館費寄附金は、企業3社からの寄附。節5中学校費寄附金は、個人の方1名より御寄附をいただいたものでございます。

款18繰入金は、前年度対比プラス244.2%、368万2,000円の増でございます。森林環境譲与税基金519万円は、主に松くい虫の被害対策事業に充当しております。

款19繰越金、前年度対比プラス77.0%、1億4,410万897円の増。

款20諸収入、前年度対比マイナス12.0%、679万3,231円の減。

項1延滞金加算及び過料、目1延滞金は備考のとおりでございます。

項2村預金利子は、歳計現金の短期運用に係る利子でございます。

項3貸付金元利収入、備考欄の勤労者生活資金融資預託金元金は長野県労働金庫上田支店への預託金、商工預託金元金は八十二銀行三好町支店と上田信用金庫川西支店へ750万円ずつ預託をしたものでございます。

項4雑入、目1雑入、節1市町村振興協会交付金は、市町村振興宝くじの売上げから市町村へ配分されるもので1,731円の増。節2消防団員退職報償金は、前年度より112万7,000円の増。

34ページ、節3雑入、備考欄雑入の541万3,036円の内訳につきましては、別紙でお手元に配付をいたしました資料のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。

項5受託事業収入、目4土木費受託事業収入、節1別荘事業受託収入は、別荘の草刈り機

に係るもので、特別会計廃止に伴い新設されたものでございます。

款21村債、前年度対比マイナス34.8%、2,310万円の減でございます。

項1村債、目1地域活性化事業債、節1国土保全対策事業債は、当郷区及び夫神地区の水路改修工事分。節4歴史文化資産活用事業債は沓掛地区石芋公園排水処理工事に係るもの。

目3脱炭素化推進事業債500万円は、小学校体育館・武道館及び保育園のLED照明改修工事に係るもの。

目4、節1臨時財政対策債は、普通交付税の不足分を補填するもので、1,090万円の減。

目7、災害復旧事業債は36ページも行きまして、節1補助災害復旧事業債360万円は、沓掛地区青木の森1号線に係る工事費分、節2の単独災害復旧事業債400万円は、同じく青木の森1号線の災害復旧工事の設計費と施工管理に関わるものでございます。

目13緊急防災減災事業債1,330万円のうち、現年度分390万円は、下奈良本区消防庫新設工事に係るもので、令和4年度からの繰越分940万円は、村指定避難所である文化会館の空調設備工事に係るものでございます。

以上、一般会計の歳入合計は、当初予算額28億8,700万円、補正予算額4億6,234万1,000円、繰越事業費、繰越財源充当額が2億72万3,000円。

予算現額計35億5,006万4,000円、調定額が36億6,467万8,354円、収入済額は36億2,516万396円、不納欠損額226万7,827円、収入未済額3,725万131円でございます。

38ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1議会費、前年度対比プラス2.9%、111万6,041円の増でございます。

項1議会費、節1報酬から節4共済費は、村議会議員の皆さん10名分の人件費が主なものでございます。節9交際費、議長交際費及びこの後述べます村長の交際費の内訳につきましては、お手元に配付をいたしました資料のとおりでございますので、説明は省略をさせていただきます。節10需用費、印刷製本費は議会だよりの印刷代。節12委託料、議事録の作成に係るもの。節18負担金補助及び交付金、補助金88万4,568円は政務活動費に係る補助でございます。

款2総務費、前年度対比プラス14.3%、9,638万9,373円の増でございます。

項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬は、産業医1名の報酬。節2給料は特別職1名、一般職員8名分、会計年度任用職員2名、再任用職員5名分。節3職員手当等から40ページへまいりまして、節4の共済費につきましては、給料・報酬等に伴うものでございます。

ので、この後も出てまいります、特別なことのない限り説明は省略をさせていただきます。

節7報償費は、五島慶太翁名誉村民勲章に係るものが主なもの。節9村長交際費の内訳につきましては別紙でお手元の配付いたしました資料のとおりでございます。節12委託料と節13使用料及び賃借料は、電算システムに係る保守業務や使用料が主なもので、ほかに役場直業務委託料320万8,984円、コピー機及び印刷機の使用料188万446円などがございます。節18負担金補助及び交付金、負担金は自治体情報セキュリティークラウド利用負担金が130万8,026円、高度情報通信ネットワーク負担金88万2,420円、長野県市町村職員互助会負担金62万3,736円が主なもの。補助金は地区運営補助金283万8,842円、職員の厚生福利費補助金122万6,873円、職員の大型免許取得補助金60万9,650円が主なものでございます。

目2文書広報費、こちらは広報紙の発行や例規集等参考図書等の管理に関する費用で、節10需用費、印刷製本費は広報あおきの印刷代。節12委託料は、地区文書連絡員さんの委託料142万8,295円、例規システム委託料264万円及び例規データ更新に係る支援業務委託352万円を支出しております。

目3財政管理費、節10需用費は、予算書及び決算書の印刷代でございます。

目4会計管理費、節2給料は一般職員2名分。

42ページにいきまして、節11勤務費、手数料は口座振込に係る手数料と指定金融機関への公金取扱い手数料でございます。

目5財産管理費は、前年度対比プラス314.5%、2億1,148万8,607円の増。節10需用費、光熱水費は役場庁舎の管理に係るもの、修繕料は役場庁舎設備に係る修繕のほかに、リフレッシュパークに係る修繕が127万1,786円が主なものでございます。節11役務費、保険料は村有物件災害共済分担金455万342円が主なもの。節12委託料、庁舎の清掃管理業務委託料311万2,431円、公共施設の警備業務委託料157万9,732円、リフレッシュパーク管理委託料80万円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は運動公園、村営住宅等の公共施設用地の借上料に加え、公用車のリース代に係るもの。節14工事請負費、村単事業工事請負費は青木バスターミナルの排水設備改修工事及び下水道管布設替え工事。節16公有財産購入費は、運動公園総合グラウンドの用地購入2件分、節18負担金補助及び交付金、負担金は青木村及び上田市共有財産組合負担金227万6,000円、番号制度中間サーバープラネットフォームの利用負担金が209万6,000円。節24積立金は、財政調整基金へ529万7,274円、減債基金へ825万5,000円、公共施設整備基金へ2億500万円、五島慶太翁顕彰事業基金へ38万1,000円積み立てるものでございます。

目 6 企画費、地域おこし協力隊やふるさと納税に関する支出等ですが、前年度対比プラス 59.1%、1,091万172円の増となっております。節 2 給料から節 4 共済費までは、協力隊員 2 名分の人件費。

44ページにいきまして、節 7 報償費は、ふるさと応援寄附金の返礼品代。節11役務費、通信運搬費は、ふるさと応援寄附金返礼品の送料が主なもの。節12委託料、ふるさと寄附金は、ウェブサイト運用業務及び配送業務に係る委託料。節13使用料及び賃借料、賃借料は公用車のリース代が主なもの。節17備品購入費は、パソコン 2 台分が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は上田地域広域連合の負担金729万8,000円と企業人材派遣制度負担金600万円が主なもので、補助金は村民活動支援事業補助金 3 件分でございます。

目 7 諸費、前年度対比マイナス14.3%、129万3,472円の減でございます。節 1 報酬、青少年補導委員 6 名分の報酬。節10需用費、修繕料は地区名標識修繕工事124万8,500円が主なもの。節14工事請負費は、カーブミラーの設置 4 か所に係る工事。節18負担金補助及び交付金、補助金は防犯灯設置補助金17万1,100円、同じく電気料の補助金35万2,500円、夏祭り補助金285万円、住宅用太陽光発電導入補助金74万6,000円が主なものでございます。

目 8 情報通信サービス事業費、前年度対比プラス15.5%、752万5,925円の増、節 1 報酬から46ページにいきまして節 4 共済費までは、会計年度任用職員、フルタイム職員 2 名分とパートタイム職員 1 名分の人件費が主なもの。節12委託料は、サーバー補修委託料1,050万5,000円と公共施設のフリーW i - F i 設定委託料が827万3,870円が主なものでございます。節13使用料及び賃借料、使用料は光ファイバーケーブルの電柱添加料300万1,551円が主なもの。節14工事請負費は、ヘッドエンド設備シグナルプロセッサの更新に係る工事。節 14 積立金1,000万円は、情報通信施設等整備基金の積立てでございます、年度末残高は 9,150万円でございます。

目 9 地方創生プロジェクト事業費、前年度対比プラス28.0%、287万301円の増で、五島慶太未来創造館を拠点とした取組及びタチアカネソバの P R 事業に係る支出が主なものでございます。節10需用費、印刷製本費は企画展ポスター・チラシ及び青木村から東急への広報紙の印刷代。節12委託料、五島慶太翁関連の番組制作業務及び小県ご当地蕎麦イベント実施業務委託が主なもの。節14工事請負費は、エネ空タワーミライズ青木の安全対策のためのフェンス設置工事。節15原材料費は、東急関連のイベントにおいて使用したタチアカネソバの玄ソバ代。節17備品購入費は、e バイク 6 台分の購入が主なものでございます。

48ページにいきまして、目10地方創生臨時交付金事業費、前年度対比マイナス74.5%、

1億2,384万194円の減でございます。節7報償費、生活応援券配布に係るもの。節11役務費、通信運搬費は生活応援券配布のための郵送料。節18負担金補助及び交付金、負担金の2,034万6,100円は保小中給食費等軽減事業に係る負担金、補助金143万8,104円は村外の幼稚園、小中学校へ通われているお子さん及び3歳未満のお子さんへの給食費相当分の補助金。支援金498万円は中小事業者経営継続支援金166事業者分でございます。

項2村営バス運行管理費、前年比マイナス0.5%、12万4,422円の減で、目1運行管理費、節1報酬、委員報酬は地域公共交通会議委員の報酬、会計年度任用職員、パートタイムは、代替運転手の報酬。節2給料は、フルタイム職員の運転手3名分。節10需用費、光熱水費はバスターミナルに係るもの。節12委託料は、公共交通評価検証業務委託料39万6,000円が主なもの。

50ページにいきまして、節18負担金補助及び交付金、969万9,000円は、運賃低減バス運行事業の負担金でございます。

項3徴税费、前年比マイナス4.5%、275万3,505円の減でございます。

目1税務総務費、節1報酬はパートの会計年度任用職員3名、節2給料は一般職員3名、フルタイム職員1名分。節18負担金補助及び交付金、負担金は地方税協働機構負担金22万9,542円が主なもの。節22償還金利子及び割引料は住民税及び固定資産税の還付金でございます。

目2賦課徴収費、節10需用費の印刷製本費は、各種納付書や封筒の印刷代が主なもの。節11手数料は、指定金融機関等への口座振替手数料が主なもの。

52ページにいきまして、節12委託料、固定資産課税客体調査業務及び基礎資料整備事業業務814万円、電算処理業務委託料1,314万5,014円が主なもの。節13使用料及び賃借料、賃借料は家屋評価システムのリース料でございます。

項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費、節2給料は、一般職員2名分の人件費。節12委託料は、戸籍住基システム等の電算処理業務委託料。節13使用料及び賃借料、総合戸籍システム機器のリース料が428万2,080円、住基ネットワーク機器のリース料が124万800円でございます。

目2マイナンバーカード交付事務費、節3職員手当等、節10需用費、節17備品購入費とも交付事務に係る支出でございます。なお、令和5年度末の交付率は75.59%でございます。

目3証明書コンビニ交付事業費、節13委託料159万7,200円は、コンビニ交付システムの利用料でございます。

54ページにいきまして、項5選挙費、目1選挙管理委員会費、節1報酬は選挙管理委員4名分でございます。

目2選挙啓発費は支出はございません。

目3県議会議員選挙費、令和5年4月9日執行の長野県議会議員一般選挙の準備から執行に係る経費でございます。

項6統計調査費、目1統計調査総務費は、前年度対比プラス210.4%、12万6,583円の増となっております。令和5年度は経済センサス調査と住宅土地統計調査を実施しております。

項7目1監査委員費、節1報酬、監査委員2名分でございます。

56ページにいきまして、款3民生費、物価高騰対応重点支援金等の増加により前年度対比プラス7.0%、5,282万8,635円の増でございます。

項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節1報酬、委員報酬は民生児童委員、福祉委員17名分。節2給料、一般職員3名分、会計年度任用職員1名分。節7報償費、出産祝金で内訳は17名分、前年度より5名の減。節18負担金補助及び交付金、負担金は社会福祉協議会負担金452万7,000円が主なもの。節24積立金は福祉事業基金への積立金で、年度末残高は1,876万2,000円。節27繰出金、国保特別会計への繰出金で、前年度より241万3,433円の減となっております。

目2障害者福祉費、節2役務費、58ページにいきまして、手数料は福祉医療費事務取扱手数料122万3,682円が主なもの。節13委託料は電算処理委託料139万1280円。節18負担金補助及び交付金、負担金は障害者自立生活支援センター業務委託に係る負担金313万6,000円が主なもの。節19扶助費、障害者医療給付費1,533万869円、障害者日常生活用具給付事業70万1,061円、障害者介護給付訓練等給付費1億1,351万5,414円が主なもの。節22償還金利子及び割引料、令和4年度の障害者自立支援給付費等国庫負担金の交付額確定に伴う返還金でございます。

目3老人福祉費、節1報酬、介護保険事業計画等策定委員9名分の報酬が主なもの。節7報償費、高齢者祝金が主なもので、99歳以上14人、88歳の方31人分。節10需用費、燃料費はくつろぎの湯の灯油代。節12委託料、くつろぎの湯管理委託料1,333万3,000円、配食サービス委託料1,200万円、老人センター管理委託料955万6,000円、高齢者生活福祉センター生活援助員設置事業業務委託料700万円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は、長野県後期高齢者医療広域連合負担金6,933万6,323円、シルバー人材センター負担金89万4,686円が主なもの、補助金は高齢者クラブ補助金52万4,000円、後期高齢者に係る人間ド

ック等の受信補助金が65万円。節27繰出金、介護保険特別会計へ1億28万3,000円、後期高齢者医療特別会計へ1,580万2,566円を繰り出しております。

目4地域包括支援センター費、節1報酬、会計年度任用職員2名。節2給料、一般職員2名、会計年度任用職員1名分。

60ページにいきまして、節12委託料、介護予防サービス計画作成委託料254万7,180円、介護予防ケアマネジメント委託料113万6,580円でございます。

目5国民年金費、目6人権対策費及び目7地域少子化対策強化事業費につきましては、特に申し上げることはございません。

目18価格高騰特別対策事業補助金、長野県の単独事業で住民税の所得割非課税世帯へ2万円を交付する事業の実施に係る費用279万9,673円を支出してございます。

62ページにいきまして、節18負担金補助及び交付金は、1世帯当たり2万円の120世帯分でございます。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節12委託料、児童手当システムに係る電算処理委託料でございます。

目2児童措置費、節19扶助費、児童手当5,636万円、乳幼児児童医療給付費1,469万6,132円でございます。

目3母子父子福祉費、節19扶助費、母子父子家庭の医療給付費でございます。

目4保育所費、節1報酬、パートの会計年度任用職員と嘱託医師3名分。節2給料は一般職員10名、会計年度任用職員10名分。

64ページにいきまして、節10需用費、修繕料は保育室F F暖房機取替工事2台分94万6,000円、園庭遊具修繕工事49万600円が主なもの。節14工事請負費はLED照明の改修工事代。節18負担金補助及び交付金、負担金は通園バス定期代村負担分22万7,600円が主なものでございます。

目5児童福祉施設費、児童センターに係るものでございます。節1報酬、会計年度任用職員、パート4名分。節2給料、会計年度任用職員、フルタイム4名分。

66ページにいきまして、節10需用費、修繕料は排煙オペレーターの修繕でございます。

目6ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務費は支出がございません。

目7子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費、低所得の子育て世帯に対する支援として該当児童1人当たり5万円の給付金を交付する事業の実施に係る費用499万1,165円を支出してございます。節18負担金補助及び交付金、交付金250万円は50人分に支給をいたしまし

た。

目 8 長野県子育て世帯生活支援特別給付金、長野県の単独事業で住民税の所得割非課税世帯に対する支援として、該当する世帯の児童 1 人当たり 3 万円の給付金を支給する事業の実施に係る費用 68 万 1, 278 円を支出してございます。節 18 負担金補助及び交付金、交付金 30 万円は 10 人分に支給をいたしました。

項 3 生活保護費、支出はございません。

項 4 災害援助費、68 ページにいきまして、目 1 災害救助費、節 19 扶助費は、4 月 2 日に発生しました入田沢区山林火災時における炊き出し代でございます。

項 6 電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援費、目 1 価格高騰重点支援金は、住民税均等割非課税世帯に対する支援として 1 世帯当たり 10 万円を支給する事業でございます。

目 2 均等割課税世帯支援金は、住民税所得割非課税世帯に対する支援として 1 世帯当たり 10 万円を支給する事業でございます。

目 3 新非課税世帯支援金から目 4 新均等割課税世帯支援金、70 ページにいきまして、目 5 定額減税支援金までは、令和 6 年度へ全額繰越ししているため支出はございません。

目 6 子供加算支援金は、低所得者の子育て世帯への加算として、1 児童当たり 5 万円を給付する事業でございます。

○議長（松澤正登君） ここで暫時休憩したいと思います。よろしくお願いします。

この時計で 10 時 40 分再開でお願いいたします。

休憩 午前 10 時 30 分

再開 午前 10 時 40 分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、お願いいたします。

決算書の 70 ページの中段になります。

款 4 衛生費、前年度対比プラス 3.3%、734 万 9, 701 円の増でございます。

項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費、節 1 報酬、委員報酬は 12 地区の衛生委員、保健補導委員 42 名分、健康寿命延伸プロジェクト委員 8 名分が主なもの、会計年度任用職員は各種

検診や事業での保健師、精神保健福祉士、保育士、栄養士、事務者の報酬、嘱託医師は3名分でございます。

節2給料、一般職員6名分、節7報償費、心配事相談、弁護士相談、からだメイク運動教室等の講師謝礼が主なもの。

72ページ、節12委託料、胃検診、肺がん検診をはじめとする各種検診等の委託料998万5,793円、保健センターの管理等95万1,546円、電算処理委託料188万8,645円が主なもの。節18負担金補助及び交付金、負担金は病院群輪番制運営負担金119万8,000円、初期救急センター負担金109万8,360円が主なもの、補助金では不妊症治療費給付金42万3,935円、保健補委員会活動補助金21万円が主なもの、交付金では出産子育て応援交付金延べ68名分でございます。

目2予防費、節10需用費、医薬材料費は予防接種のワクチン代、節12委託料、個別及び高齢者の予防接種委託料が主なもの、節18負担金補助及び交付金、人間ドッグ等受診補助金で7名分と小児等のインフルエンザ予防接種の補助金177件分でございます。

目3環境衛生費、節11役務費は資源物の収集運搬費、節12委託料は合併浄化槽法定点検検査委託料55万9,000円、合併浄化槽保守点検業務委託料67万円、不法投棄ごみ処理委託料32万1,975円、特定外来種調査駆除委託料19万8,000円が主なもの、節18負担金補助及び交付金、負担金は大星及び依田窪斎場負担金122万3,000円が主なもの、補助金は各区ごみ分別指導補助金79万9,976円、粗大ごみの処理補助金70万4,250円、合併処理浄化槽設置補助金46万6,000円が主なものでございます。

目4新型コロナウイルス予防接種事業費前年度対比マイナス22.1%、500万4,581円の減でございます。節1報酬はパートの会計年度任用職員11名分の報酬、74ページ、節12委託料はワクチン接種事業委託料938万6,410円が主なものでございます。

目5高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業費75歳以上の高齢者を対象とした介護予防等に係る支出で前年度対比プラス92.2%102万9,913円の増、節1報酬は栄養士、保健師、薬剤師等11名分の報酬、節7報償費は講演会時の講師謝礼、節12委託料は地区介護予防教室に係る委託料でございます。

項2清掃費、目1じん芥処理費、節10需用費、消耗品費は村指定のごみ袋代金、節11役務費、収集運搬費は燃やせるごみの収集運搬398万6,400円、燃やせないごみ収集運搬509万5,200円、節12委託料、燃やせないごみの処理業務委託料、節18負担金補助及び交付金、負担金は上田クリーンセンター負担金1,103万円、ごみ処理広域化推進事業負担金440万2,000

円、焼却灰処理リサイクル事業負担金255万9,641円でございます。

目2し尿処理費、76ページにいきまして、節18負担金補助及び交付金、負担金は汚泥再生処理施設運営経費に係る負担金で長和町に支払っております。また、補助金は運搬を行う業者に対する遠隔地運搬補助金でございます。

項3上水道費、目1上水道費、簡易水道企業会計の人件費1名分を計上し、負担金として同企業会計から納付を受けております。節18負担金補助及び交付金の負担金6,700万円は、簡易水道企業会計への補助金で前年度より78万5,000円の減でございます。

款5農林水産業費、前年対比プラス47.8%、9,789万2,257円の増でございます。

項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬、農業委員、推進委員12名分、節12委託料、農地情報システム及び農地台帳システムの保守管理委託料で113万4,720円、会議録作成業務委託料22万2,750円でございます。

目2農業総務費、節1報酬、パートの会計年度任用職員3名分、節2給料、一般職員3名分、78ページにいきまして、会計年度任用職員1名分、節18負担金補助及び交付金は千曲川ワインバレー特区連絡協議会負担金10万4,000円、21上小農業活性化協議会負担金2万2,500円でございます。

目3農業振興費、節1報酬は認定農業者審査会委員報酬5名分が主なもの、節12委託料では有害鳥獣駆除委託料443万円、農業支援センター委託料156万5,000円が主なもの、節18負担金補助及び交付金、負担金は新規就農者支援体制整備事業に係る負担金、補助金では生産調整推進協力タチアカネ支援補助金865万6,598円、水田営農機械施設等導入補助金254万円が主なもの、交付金では中山間地域等直接支払事業交付金1,288万5,611円、多面的機能支払交付金926万5,106円、新規就農者育成総合対策交付金322万6,500円が主なものでございます。

80ページにいきまして、目4畜産業費は特に申し上げることはございません。

目5農地費、節12委託料、繰越しに係る委託料は当郷地区、柿ノ木水路改良工事に伴う設計積算業務委託、村単事業委託料は水路改修工事2か所の実施設計業務、節14工事請負費、国庫補助事業工事請負費は当郷地区柿ノ木水路改良工事、村単事業工事請負費は当郷地区中村水路改良工事217万8,000円と夫神地区水路修繕工事321万2,000円、節18負担金補助及び交付金、補助金は村単土地改良事業補助金で4件分でございます。

目6生産調整推進対策費、節1報酬は農業再生協議会委員報酬17名分、節18負担金補助及び交付金、負担金は農業再生協議会事務費負担金、補助金は集落転作等推進補助金でござ

います。

目 7 山村振興費は特に申し上げることはありません。

目 8 国土調査費、節 1 報酬、会計年度任用職員 2 名分、節 2 給料、一般職員 1 名分、82 ページ、節12委託料、中村地区の一筆地租供養業務委託等99万7,590円、分筆図面作成委託料 77万円が主なもの、節13使用料及び賃借料、賃借料は地籍図システムのリース料でございます。

項 2 林業費、目 1 林業総務費、節18負担金補助及び交付金、負担金は長野県緑の基金への負担金20万円、上小林業振興会負担金 7 万9,000円が主なもの、補助金は青木小学校の緑の少年団の活動補助金でございます。

目 2 林業振興費、節11需用費、修繕料は林道 2 路線の修繕が主なもの、節12委託料、備考欄の委託料は信州上小森林組合青木支所への林務委託料、84ページにいきまして、国庫補助委託料は全て松くい虫対策で衛生伐6,507万6,000円、樹幹注入126万9,400円、県費補助事業委託料は松くい虫対策で伐倒駆除が1,727万円と森林整備支援事業で殿戸地区配水池ライフラインの保全整備と横手キャンプ場内の景観整備が主なもの、森林環境譲与税事業委託料は松くい虫被害拡大防止事業1,280万4,000円、ライフライン等保全対策事業で249万7,000円でございます。節13使用料及び賃借料、賃借料は材料支給事業、重機借上料 1 件分、節14工事請負費は林道湯の入線道路改良工事、節17備品購入費は鳥獣捕獲用のくくりわなと捕獲機が主なもの、節18負担金補助及び交付金、補助金は森林造成事業のかさ上げ補助 666万4,380円、まき、ペレットストーブ購入補助金15万円が主なものでございます。

款 6 商工費、前年対比プラス21.2%、2,107万9,607円の増でございます。

項 1 商工費、目 1 商工総務費、節 2 給料一般職員 3 名分、目 2 商工業振興費、節18負担金補助及び交付金、補助金は小規模事業振興補助金200万円、地域消費券事業補助金499万7,000円、商工業振興奨励金 7 件で431万7,000円が主なもの。節20貸付金、商工振興資金預託金原資として八十二銀行と上田信用金庫にそれぞれ750万円、勤労者生活資金融資預託金原資として長野県労働金庫へ300万円を貸し付けております。

目 3 観光費、86ページにいきまして、節 1 報酬はキャンプ場の管理人 3 名分の報酬が主なもの、節 7 報償費、観光サポーターズクラブ会員への地域消費券が主なもの、節10需用費、印刷製本費は観光パンフレット等の印刷代、修繕料は横手キャンプ場浄化槽ポンプの修繕及び観光案内看板の修繕が主なもの、節12委託料、駐車場トイレ等清掃委託料142万7,400円、ノベルティグッズ政策委託料67万3,730円が主なもの、村単事業委託料は十観山及び夫神

岳の景観整備に係るもの、節14工事請負費は大法寺第2駐車場トイレ建て替え工事と東急グループ慶太塾東側駐車場整備工事、節18負担金補助及び交付金、補助金は田沢温泉内湯券売機更新費用補助金52万9,000円、同じく田沢温泉3号源泉テレビカメラ調査業務補助金41万2,000円、各種観光イベントへの補助金、154万254円が主なものでございます。

目4昆虫資料館費、節1報酬、パートの会計年度任用職員3名分、節2給料、フルタイムの会計年度任用職員1名、88ページにいきまして節12委託料は消防設備点検の委託料、節13使用料及び賃借料、賃借料は公用車のリース料でございます。

目5移住定住促進費、節2給料、会計年度任用職員2名分、節18負担金補助及び交付金、補助金は定住促進応援補助金7件分で565万円、民間賃貸住宅、家賃補助事業補助金で7名分で103万5,000円、U I J ターン就業操業移住支援事業補助金1名分で130万円でございます。

目6道の駅関連施設運営費、節2給料、会計年度任用職員2名分、90ページにいきまして節10需用費、修繕料はトイレ、食堂棟の修繕工事が主なもの、節12委託料、道の駅管理委託料598万円、情報休憩施設等関連施設管理委託料が460万円、ふるさと公園管理委託料が528万円が主なもの、節14工事請負費は日よけ、雨よけのための可動式テントの取付工事でございます。

款7土木費、前年対比プラス27.2%、9,565万2,182円の増でございます。

項1土木管理費、目1土木総務費、節2給料、一般職員2名、会計年度任用職員1名分、節12委託料、道路台帳補正業務委託料184万8,000円が主なものでございます。

92ページ、目2公共下水道費、下水道事業に係る人件費と繰出金に当たる補助金について支出をしているもので、節2給料は一般職員1名分、節18負担金補助及び交付金、補助金は下水道の企業会計への補助金で1,447万2,000円の減でございます。

項2道路橋梁費、目1道路維持費、節1報酬は入奈良本の除雪作業に係る報酬2名分、節10需用費、消耗品費は道路融雪剤が主なもの、修繕料は村道修繕等49か所に係るもの、節12委託料、備考欄の委託料704万253円は除雪に係るもの、村単事業委託料は村道拡幅に係る分筆及び境界復元測量業務、節13使用料及び賃借料、賃借料は材料支給事業に係る重機等の借上料産業建設分、節14工事請負費、12か所で前年度より1,018万6,000円の増でございます。

94ページ、目2道路新設改良費、節2給料、一般職員1名分、節12委託料、繰越分125万4,000円は村松国道北2号線用地測量業務、当年度分は中村地区村道イロイリ線用地測量業

務ほか、計 8 件の業務委託、節14工事請負費繰越分は村道当郷国道北 3 号線及び 6 号線の道路改良工事が主なもの、当年度分は村道当郷国道北 5 号線の補装修繕工事、節16公有財産購入費は道路用地代 6 件分、節18負担金補助及び交付金、負担金は沓掛区、湯原地区における急傾斜地崩壊対策事業への地元負担金、節21補償、補填及び賠償金、補償金は村松国道北 3 号線道路改良工事に伴う立木補償料でございます。

目 3 橋梁維持費、節12繰越委託料は橋梁補修設計に伴う現況調査 3 橋分でございます。

目 4 河川改良費は支出がございません。

項 3 住宅費、目 1 住宅管理費、節10需用費、96ページにいきまして、修繕料は村営住宅、教員住宅に係るもの、56件で前年より231万1,403円の増、目 2 住宅建設費、節18負担金補助及び交付金の補助金は住宅リフォーム補助金 5 件分と老朽空き家等の解体工事補助金 8 件分でございます。

項 4 別荘事業費、目 1 別荘事業費、節 1 報酬は、パートの会計年度任用職員事務 1 名分と現場作業 9 名分、節 2 給料、フルタイムの任用職員 1 名分、節10需用費、修繕料は除雪機関係の修理代35万7,812円、別荘地内の道路排水工事137万5,000円が主なもの、節12委託料は別荘地内の夜間パトロール委託料が主なもの、節14工事請負費はブロック積み改修工事に係るもの、節26公課費、98ページにいきまして、消費税納付金は令和 4 年度分に係る消費税でございます。

款 8 消防費、前年対比プラス16.3%、2,279万104円の増でございます。

項 1 消防費、目 1 常備消防費、上田広域消防に係る村の負担分で前年より1,000万8,000円の増でございます。

目 2 非常備消防費、節 1 報酬は消防団基本団員、協力員、機能別団員の合計230名分の報酬が主なもの、節 3 職員手当等出動手当は157名分で71万5,500円の増、節 7 報償費、退職報賞金11名分423万7,600円が主なもの、節10需用費、消耗品費は団員のはっぴ、活動服、ヘッドライト、長靴及び発電機、投光器等が主なもの、節11役務費、保険料は消防福祉共済掛金、節18負担金補助及び交付金、負担金は退職報賞金掛金384万円、消防団員公務災害補償掛金58万4,423円、県消防防災、航空隊負担金16万8,000円が主なもの、補助金は分団運営補助金133万1,779円、消防本部運営補助金137万円、地域消費券購入補助金52万7,250円でございます。

目 3 消防施設費、節10需用費、修繕料は積載車の車検代、可搬ポンプの修繕が主なもの、節12委託料、備考欄の委託料は非常通報装置保守委託料、村単事業委託料は防災メールシス

テム設定委託料、節14工事請負費は下奈良本の消防庫新築工事代、節17備品購入費は操法用ホース12本分とワンタッチテント5張分でございます。

目4水防費、支出はございません。

目5災害対策費、100ページにいきまして、節8旅費は能登半島地震におけるチーム長野として派遣された職員の旅費に係るものでございます。節10需用費、消耗品費は災害時用の食料飲料水等の備蓄品が主なもの、節17備品購入費はポータブル蓄電池でございます。

款9教育費、前年対比プラス3.1%、891万3,651円の増でございます。

項1教育総務費、目1教育委員会費、節1報酬は教育長職務代理と教育委員3名分、目2事務局費節2給料特別職1名、一般食3名分、フルタイムの任用職員1名分。

102ページにいきまして、目3教育指導費、節7報償費は小・中学校の各行事のバス運転謝礼及び保・小・中一貫教育委員の謝礼が主なもの、節12委託料A L T派遣委託料が主なもの、節18負担金補助及び交付金、補助金は子育てのための施設等給付金488万3,331円、特別支援学校通学費補助金125万4,000円、英語検定受講料補助金23万4,400円、節19扶助費、準要保護等児童・生徒修学援助費、対象者は小学校20名、中学校で12名、特別支援で小学校29名、中学校で4名でございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬、パートの会計年度任用職員は非常勤講師9名、図書館事務1名、給食調理員5名分と校医は5名分でございます。節2給料、村費講師6名と庁務員1名、給食調理員3名分、104ページにいきまして、節10需用費、修繕料は給食室厨房、休憩室のトイレの修繕29万2,600円、連絡用ホワイトボード修繕37万6,200円が主なもの、節11役務費、手数料はタブレットパソコンに係る更新手数料が68万2,000円、便培養検査、食品検査38万6,100円が主なもの、節12委託料、防火設備点検委託料55万8,800円、校内ネットワークシステム保守委託料55万円、校舎の清掃業務委託料66万600円が主なもの、節14工事請負費、洋式トイレ交換工事526万860円、体育館のLED照明改修工事275万円が主なもの、節17備品購入費加湿空気清浄機2台、マグネットスクリーン4個等の管理備品のほか、教科備品、図書館の図書等でございます。

目2教育振興費、節18負担金補助及び交付金、バス定期代村負担で13名分でございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬、パートの会計年度任用職員は村費講師5名と給食調理員2名分、校医は5名分、節2給料はフルタイムの会計年度任用職員7名分、節10需用費、修繕料F F 石油暖房機交換修繕43万7,800円、アイリスルーム照明器具修繕25万3,000円が主なもの、106ページにいきまして、節12委託料、校内ネットワークシステム保

守委託料55万円、エレベーター保守料52万8,000円、消防設備保守点検委託料40万7,000円が主なもの、節14工事請負費は給食室の混合栓交換工事118万8,000円、高圧受電設備工事112万8,600円が主なもの、節17備品購入費、ネットワーク用サーバー代376万9,370円等の管理備品のほか、教科備品、図書間の図書等が主なものでございます。

目2教育振興費、節18負担金補助及び交付金、補助金はバス定期代村負担分で2名分でございます。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節1報酬、社会教育委員3名分、節10需用費印刷製本費は生涯学習カレンダーの印刷代。

目2公民館費、節1報酬、分館主事報酬は12名分、会計年度任用職員はスポーツ推進委員8名分が主なもの、節7報償費、村民体育祭をはじめとした各種行事の景品代が主なもの。

108ページ、負担金補助及び交付金、補助金は分館活動補助金65万円、青木湖合宿及び長泉町サマーキャンプ等の運営に係る経費補助金54万6,775円、公民館改修工事補助金30万1,000円が主なものでございます。

目3文化会館費、節1報酬、パートの会計年度任用職員は文化会館の当直2名分が主なもの、節2給料、フルタイムの会計年度任用職員は1名分、節12委託料、決算書を配付させていただいた際に、正誤表にて訂正をお願いした箇所でございますけれども、繰越分については文化会館空調設備工事の実施設計及び管理業務、当年度分については文化会館清掃委託料233万4,860円、日直業務委託料56万8,312円が主なもの、節14繰越分の工事請負費は空調設備設置工事でございます。

目4文化財保護費、節1報酬、委員報酬は、文化財指導員1名分、パートの任用職員報酬は古文書整理に係る報酬2名分。

110ページ、節14工事請負費は、沓掛地区石芋公園排水処理工事、節18負担金補助及び交付金、補助金は民俗芸能補助金8団体で56万円、指定文化財保護補助金で日吉神社へ40万6,000円、大法寺防災施設整備事業補助金、23万2,000円が主なものでございます。

目5青少年健全育成費、節1報酬は部活動の外部指導に係るもので、指導員報酬5名分、節7報償費スポーツ少年団の指導者、小・中学校のクラブ活動指導者に対する謝礼、節18負担金補助及び交付金、補助金は育成会活動補助金40万6,000円、夏まつり参加補助金18万円、スポーツ少年団活動補助金13万4,843円でございます。

目6美術館費、節1報酬、会計年度任用職員は美術館長とパートの任用職員5名分、節2給料はフルタイムの任用職員1名分、節10需用費、印刷製本費は大日如来坐像特別展に係る

印刷費が主なもの、112ページにいきまして、節14工事請負費、ホールの照明器具交換工事、60万5,000円、喫茶室の床張り替え工事34万7,930円、節15原材料費は喫茶室で提供する茶菓子等でございます。

目7図書館費、節1報酬、パートの任用職員4名、節2給料一般職員1名、フルタイムの任用職員1名分、節10需用費、消耗品費、図書館で提供する月刊雑誌等はここから支出しております。節12委託料、図書館ネットワークシステム維持管理業務委託料82万8,696円、清掃草刈り業務委託料101万8,934円、空調設備、照明LED化改修工事調査設計委託85万9,100円が主なもの、節14工事請負費、繰越分は図書館駐車場のLED街灯設置工事と保育園西側村営駐車場造成工事、当年度分も駐車場造成工事が主なものでございます。

114ページにいきまして、節18負担金補助及び交付金、図書館ネットワーク運営費負担金133万9,000円が主なものでございます。

目8歴史文化資料館費、節1報酬はパートの任用職員1名分。

目9民俗資料館費は特に申し上げることはございません。

目10五島慶太未来創造館費、節1報酬、パートの任用職員は2名分、節2給料はフルタイムの任用職員1名分、節10需用費、印刷製本費は企画展のポスター及びチラシの印刷代、節12委託料は清掃委託料60万8,629円、展示品作成委託料46万7,170円が主なものでございます。

項5保健体育費、116ページにいきまして、目1保健体育総務費、節1報酬、委員報酬はスポーツ推進委員10名分。

目2体育施設費、節1報酬、総合体育館の管理人2名分52万8,207円、プール管理人4名分、23万9,268円が主なもの、節10需用費、光熱水費は体育館、グラウンド、屋内ゲートボール場、プール等の施設に係るもの、修繕料は村営プールの修繕6件で、107万9,070円が主なもの、医薬材料費はプールで使用する次亜塩素酸ソーダが主なもの、節12委託料は総合体育館運動公園等の清掃委託料等272万2,641円、プールの管理委託84万8,960円が主なもの、節14工事請負費は武道館の照明LED改修工事、節18負担金補助及び交付金、入奈良本と村松マレットゴルフ場整備の整備補助金でございます。

款10災害復旧費、項1及び目1農地農業用施設災害復旧費は支出がございません。

118ページ、目2林業施設災害復旧費も支出はございません。

項2公共土木施設災害復旧費、目1河川災害復旧費も支出はございません。

目2道路橋梁災害復旧費、節12委託料及び節14工事請負費は村道青木の森1号線の災害

復旧工事に係るものでございます。

款11公債費、前年対比プラス4.5%、797万8,711円の増でございます。

項1公債費、目1元金で862万1,478円の増、目2利子で64万3,767円の減となっております。詳細につきましては、付属資料の33ページに記載がございますので、御覧ください。

款12予備費は支出はございません。

以上、一般会計の歳出合計は当初予算額28億8,700万円、補正予算額4億6,234万1,000円、繰越事業費繰越額2億72万3,000円、予算現額計35億5,006万4,000円、支出済額33億8,622万9,072円、翌年度繰越額、繰越明許費8,319万9,000円、不用額8,063万5,928円でございます。

以上、議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算について御説明を申し上げます。

◎議案第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） それでは、進めます。

日程第7、議案第2号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第2号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

決算書122ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

国民健康保険税16.1%、不納欠損額10万5,200円、収入未済額1,030万4,333円でございます。一部負担金、使用料及び手数料、国庫支出金は構成割合は出てまいりません。県支出金71.1%、繰入金6.2%、繰越金5.8%、諸収入0.8%でございます。

歳入合計で5億4,785万1,874円、前年度対比マイナス8.5%、5,065万2,505円の減でございます。

124ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費1.0%、保険給付費71.2%、国民健康保険事業費納付金24.6%、保健事業費1.8%、

諸支出金1.4%、予備費は支出はございません。

歳出合計で5億3,032万2,580円、前年度対比マイナス6.4%、3,630万5,383円の減でございます。歳入歳出差引残高は1,752万9,294円、執行率は98.8%、歳入総額に対します残高割合は3.2%になります。

128ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 国民健康保険税、前年度対比マイナス1.2%108万8,024円の減、徴収率は89.5%でございます。

款2 一部負担金、款3 使用料及び手数料、款4 国庫支出金については特に申し上げることはございません。

130ページにいきまして、款5 県支出金、前年度対比マイナス10.1%、4,387万649円の減でございます。

項1 県負担金及び補助金、目1 保険給付費交付金、節1 保険給付費交付金、普通交付金は前年度対比でマイナス10.1%、節2 保険給付費交付金、特別交付金の内訳は保険者努力支援分は保険者の事業に対する評価分、特別調整交付金分は市町村の特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付されるものでございます。

款6 繰入金、前年対比マイナス6.7%、241万3,433円の減でございます。

項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1 保険基盤安定繰入金、保険税軽減分、節2 保険基盤安定繰入金、保険者支援分は低所得者等を対象とした保険料の軽減相当額を国・県・村で補填するもの、節3 未就学児均等割保険料繰入金は加入世帯の未就学児を対象とした均等割額の5割軽減額を国・県・村で補填するもの、節5 出産育児一時金等繰入金は歳出の出産育児一時金のうち一定割合を繰り入れたもの、節6 財政安定化支援事業繰入金は法定内での単費繰入分でございます。節9 産前産後保険料繰入金は産前産後期間相当分の保険料が免除された減額相当額を国・県・村で補填するもの。

項2 目1 基金繰入金、繰入れはございません。

132ページ、款7 繰越金、前年対比マイナス9.3%、327万2,541円の減。

款8 諸収入、前年対比マイナス0.7%、3万558円の減。

項2 目3 節1 の雑入は令和4年度の給付費等の交付金の返還金が主なものでございます。

歳入合計で当初予算額5億9,798万7,000円、補正予算額6,109万1,000円のマイナス、予算現額計5億3,689万6,000円、調定額5億5,826万1,407円、収入済額は5億4,785万1,874

円、不納欠損額10万5,200円、収入未済額は1,030万4,333円でございます。

134ページ、お開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1総務費、前年対比プラス33.6%、132万7,051円の増となります。

項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料は国保連合会委託料108万3,770円、国保資格システム等電算委託料が52万520円、節13使用料及び賃借料、使用料は国保資格システム使用料でございます。

項2徴税費、目1賦課徴収費、節12委託料及びその下、節13の使用料及び賃借料、使用料は国税システムに係るものでございます。

項3運営協議会費、節1報酬は国保運営協議会委員報酬4名分でございます。

款2保険給付費、前年対比マイナス10.3%、4,333万5,754円の減でございます。

項1療養給付費前年対比3,852万7,986円の減。

項2高額療養費前年対比388万8,577円の減。

136ページにいきまして、項3移送費は支出はございません。

項4出産育児諸費、出産育児一時金2名分、昨年より2名の減。

項5葬祭諸費13人分で昨年より8人の増。

項6世帯主入院療養費、支出はございません。

項7結核精神諸費、873件で昨年より79件の増。

項8傷病手当金、支出はございません。

138ページにいきまして、款3国民健康保険事業費納付金、県が医療給付費等の見込みを立てた上で公費等の拠出で賄われる分を除き、市町村ごとに納付額を決定するものでございます。総額で1億3,014万4,484円、前年対比プラス2.5%、317万4,464円の増でございます。

款4保健事業費、前年対比マイナス6.0%、62万5,227円の減となっております。

項1保健事業費、目1保健衛生普及費、節18負担金補助及び交付金は人間ドッグの補助金で日帰り102人、泊まりで6人でございます。

項2目1特定健康診査等事業費、140ページにいきまして、節12委託料は特定健診の委託料でございます。

項3ヘルスアップ事業費、目1生活習慣病予防対策費、節1報酬はパートの任用職員10名分、節12委託料は対象者リストデータ作成及び受診勧奨通知作成委託料でございます。

目2生活習慣病等重症化予防対策費、節1報酬はパートの任用職員8名分、目3重複頻回

受診者等に対する対策費は新たに新設されたもので、節12委託料は対象者リスト作成委託料でございます。

款5諸支出金、前年対比プラス70.7%、315万4,083円の増となっております。

項1償還金及び還付金加算金142ページにいきまして、目1一般被保険者保険税還付金及び目2一般被保険者保険料還付加算金は所得更正等で国保税額が加納となった方に対する還付金でございます。

目3保険給付費等交付金償還金、節22償還金、利子及び割引料、令和4年度の保険給付費等交付金普通交付金の確定による返還金でございます。

款6予備費は支出はございません。

歳出合計で当初予算額5億9,798万7,000円、補正予算額マイナス6,109万1,000円、予算現額計5億3,689万6,000円、支出済額5億3,032万2,580円、不用額657万3,420円でございます。

以上、議案第2号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算について御説明申し上げます。

◎議案第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第8、議案第3号 令和5年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第3号 令和5年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

146ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

保険料19.4%、収入未済額は132万7,900円でございます。使用料及び手数料、構成割合は出てまいりません。国庫支出金22.0%、支払基金交付金25.5%、県支出金13.3%、繰入金19.1%、繰越金0.7%、諸収入、村債は収入がございません。

歳入合計5億7,231万8,612円、前年度対比プラス4.4%、2,387万7,873円の増でございます。

148ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

総務費2.0%、保険給付費92.4%、財政安定化基金拠出金、基金積立金は支出がございません。地域支援事業4.6%、諸支出金1.0%、公債費、予備費は支出がございません。

歳出合計で5億7,181万6,378円、前年度対比プラス5.1%、2,756万2,224円の増になります。歳入歳出差引残高50万2,234円、執行率は99.8%、歳入総額に対します残高割合は0.1%でございます。

152ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 保険料、前年度対比プラス0.8%、87万9,080円の増、徴収率は98.8%、収入未済額は132万7,900円でございます。

項1 介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1現年度分特別徴収保険料は年金より特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料は特に申し上げることはございません。

款3 国庫補助金、前年度対比マイナス3.8%、490万7,256円の減。

項1 国庫負担金、前年対比で488万6,963円の減。

項2 国庫補助金2万293円の減でございます。

154ページ、款4 支払基金交付金、前年度対比プラス6.6%、908万6,065円の増。

款5 県支出金、前年対比プラス0.5%、39万5,435円の増でございます。

156ページ、款6 繰入金、前年対比プラス22.7%、2,024万2,239円の増でございます。

項2 基金繰入金900万円は、介護支払準備基金からの繰入金で年度末残高は350万4,280円でございます。

款7 繰越金、前年度対比マイナス30.3%、182万990円の減となっております。

款8 諸収入から、158ページにいきまして、款9 村債までは収入はございません。

歳入合計、当初予算額5億5,493万3,000円、補正予算額1,797万9,000円、予算現額計5億7,291万2,000円、調定額5億7,364万6,512円、収入済額5億7,231万8,612円、収入未済額は132万7,900円でございます。

160ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 総務費、前年対比マイナスで5.9%、71万7,380円の減。

項1 総務管理費、目1 一般管理費、節12委託料は電算処理委託料及びシステム改修に係る委託料でございます。

項2 介護認定審査会費、目1 認定審査会共同設置等負担金は広域連合への負担金で前年対比でマイナス5.9%、款2 保険給付費、前年対比プラス6.9%、3,427万6,117円の増で、項1 介護サービス等諸費、要介護1から5の認定者に係るものでございます。

目1 居宅介護サービス給付費421万7,977円の増、目3 地域密着型介護サービス給付費は23万2,632円の増、162ページいきまして、目5 施設介護サービス給付費は2,568万76円の増、目7 居宅介護福祉用具購入費は要介護の認定を受けている方で13件分、目8 居宅介護住宅改修費は4件分、目9 居宅介護サービス計画給付費11万2,917円の増。

項2 介護予防サービス等諸費、要支援1、2に係るもので、目1 介護予防サービス給付費217万4,872円の増でございます。

164ページ、目5 介護予防福祉用具購入費は要支援の認定を受けている方で6件分、目6 介護予防住宅改修費も要支援の認定を受けている方で1件分、目7 介護予防サービス計画給付費は前年対比で20万8,620円の増でございます。

項3 その他諸費、国保連合会への審査手数料でございます。

166ページ、項4 高額介護サービス等費、負担額が一定額以上となった場合、超えた分に対し、支給されるもので、157万3,310円の増でございます。

項5 特定入所者介護サービス等費、有料老人ホーム等の施設入居者に係るもので、142万2,590円の減。

項6 高額医療合算介護サービス等費、介護保険と医療保険の自己負担の合算が一定額以上の場合、支給されるもので、96万8,589円の増。

168ページにいきまして、款3 財政安定化基金拠出金及び款4 の基金積立金は支出がございません。

款5 地域支援事業、前年対比プラス0.4%、11万4,209円の増でございます。

項1 介護予防生活支援サービス事業費、要支援1、2の方、または介護予防ケアマネジメントにより、各サービスが必要とされた方にかかるもので、14万4,078円の減。

項2 一般介護予防事業費、170ページにいきまして、目1 一般介護予防事業費、節7 報償費は能力アップ教室へかかる講師への謝礼。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目2 権利擁護事業はいずれも成年後見に係るもので、節12委託料、上小圏域成年後見支援センター運営業務委託料でございます。

目 4 任意事業費、節12委託料は介護予防地域支え合い事業の委託料、緊急通報システム業務委託料、訪問理美容サービス助成金 1 件分、節18負担金補助及び交付金は、介護用品の補助金35件分、節19扶助費、寝たきり認知症老人等家庭介護者慰労金43件分でございます。

目 5 認知症総合支援事業、節 7 報償費は各講座開催時の講師への謝礼でございます。

172ページにいきまして、款 6 諸支出金、前年度対比マイナス53.1%、611万722円の減でございます。

項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金、令和 4 年度精算に伴う介護給付費国庫負担金 508万2,721円の返還が主なものでございます。

款 7 公債費と款 8 の予備費は支出はございません。

歳出合計で当初予算額 5 億5,493万3,000円、補正予算額1,797万9,000円、予算現額計 5 億7,291万2,000円、支出済額 5 億7,181万6,378円、不用額108万5,622円でございます。

以上、議案第 3 号 令和 5 年度青木村介護保険特別会計決算について御説明を申し上げます。

◎議案第 4 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第 9、議案第 4 号 令和 5 年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第 4 号 令和 5 年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

176ページをお願いいたします。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療保険料77.4%、収入未済額が69万6,300円ございます。使用料及び手数料は、構成割合として出てきません。繰入金22.4%、諸収入は構成割合として出てまいりません。繰越金0.2%でございます。

歳入合計で7,036万8,066円、前年度対比プラス4.8%、320万3,377円の増でございます。

続いて178ページをお開きください。

歳出の総括表でございますので、款の支出済額の構成割合を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金が100%で、諸支出金、予備費は支出がございません。

歳出合計で7,013万4,766円、前年度対比プラス4.6%、306万9,477万円の増でございます。
歳入歳出差引残高は26万3,300円、執行率は99.9%、歳入総額に対します残高割合は0.4%になります。

182ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療保険料、前年度対比プラス5.1%、262万8,500円の増、徴収率は98.7%、収入未済額は69万6,300円でございます。

項1 後期高齢者医療保険料、目1特別徴収保険料は年金より特別徴収されるものでございます。

款2 使用料及び手数料は特に申し上げることはございません。

款3 繰入金、前年度対比で65万9,977円の増。

項1 一般会計繰入金、目1 保険基盤安定繰入金は保険料の軽減分に係るものでございます。

款5 繰越金、前年度繰越金は前年対比で7万6,800円の減でございます。

歳入合計で、当初予算額6,968万円、補正予算額45万8,000円、予算現額計7,013万8,000円、調定額は7,109万4,366円、収入済額7,039万8,066円、収入未済額69万6,300円でございます。

184ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款1 後期高齢者医療広域連合納付金、前年対比でプラス4.6%、308万277円の増となります。

項1 後期高齢者医療広域連合納付金、後期高齢者医療校医連合への負担金でございます。

款2 諸支出金及び款3 予備費は支出はございません。

歳出合計で当初予算額6,968万円、補正予算額45万8,000円、予算現額計7,013万8,000円、支出済額7,013万4,766円、不用額3,234円でございます。

以上、議案第4号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計決算について御説明を申し上げます。

◎議案第5号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第10、議案第5号 令和5年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第5号 令和5年度青木村簡易水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の8ページをお願いいたします。

まず、事業報告書につきまして御説明を申し上げます。

1の概況の（1）の総括事項については、記載のとおりでございます。

次の9ページを御覧いただきたいと思います。

2の工事費ですが、一番下の欄になります。

2の工事費の1,000万円以上の建設改良工事につきまして記載のとおり2件ございました。

続いて、10ページの3業務費、（1）の業務量でございますが、年度末給水人口は4,124人で前年度対比でマイナス0.6%、23人の減少、年間配水量は54万1,000立方メートルと970立方メートル増加しておりますが、年間有収水量は36万5,920立方メートルと1万6,625立方メートル減少しており、水道使用料については234万8,045円の減少、マイナス2.7%の減となっております。

続いて、（2）事業収入は一番右の増減欄で前年度対比合計で641万8,236円、減少しております。

これは主に水道使用料が減少したことによる営業収益の減、それから村からの補助金及び長期前受金戻入の減少による営業外収益の減が主な理由でございます。

続いて、（3）事業費ですが、同じく一番右の増減欄、合計で311万8,475円減少しておりますが、これは企業債償還利子及び消費税の減少による営業外費用の減が主な理由でございます。

続いて、11ページをお願いします。

4の会計の重要契約の要旨ですが、本年度では1,000万円以上の工事契約は記載のとおり2件、250万円以上の委託契約については1件でございます。

（2）の企業債についてですが、借入れが5,310万円、償還は8,700万3,069円ございました。その結果、企業債の年度末残高は9億9,559万7,345円となっております。

以上、事業報告書の主な内容について御説明を申し上げました。

次に、1 ページ、2 ページにお戻りをお願いいたします。

決算報告書でございますが、予算に対する決算の状況を説明するものであり、税込みの表示となっております。

まず、収益的収支ですが、収入で第1款水道事業収益の決算額は1億7,763万6,489円で、支出で第1款水道事業費用の決算額は1億7,458万1,369円でございます。

次に、資本的収支ですが、収入で第1款資本的収入の決算額は1億61万7,000円、支出で第1款資本的支出の決算額は1億4,397万2,069円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額につきましては下の欄外に記載のとおり補填をしております。

次に3 ページをお願いいたします。

損益計算書について、御説明を申し上げます。

損益計算書につきましては収益的収支とほとんど同じ項目と内容ですが、金額につきましては税抜きの表示となっております。

1 営業収益7,821万2,871円で、給水収益等が減少したことにより、前年対比で3.2%の減、2の営業費用は1億5,632万217円で、配水及び給水費が修繕費の増により増加いたしました。が、原水及び浄水費、総係費及び減価償却費が減少したことにより、前年対比でマイナス0.5%、76万9,599円の減となっております。

結果、営業損益は7,810万7,346円の営業損失となります。

3の営業外収益は9,160万6,432円で村からの補助金及び長期前受金戻入が減少したことによりまして前年度対比で4.0%の減、4の営業外費用は1,539万2,728円で、企業債償還利子及び消費税の減少により、前年対比で14.4%の減でございます。経常損益は189万3,642円の経常損失となり、ここに特別損失23万238円を加えて当年度の純利益はマイナス212万3,880円となり、当年度末処分利益剰余金は前年度の繰越利益剰余金755万9,469円と合算をしまして543万5,614円となっております。

次に、4 ページをお願いいたします。

剰余金計算書ですが、先ほど損益計算書で当年度純利益がマイナスで計上されたことにより、利益剰余金は前年度末から同額な減少をして、当年度末残高は543万5,614円となり、資本合計の当年度末残高は3億4,359万9,786円となっております。

続いて、その下の剰余金処分計算書案でございますが、これは当年度末の未処分利益剰余金543万5,614円の会計上の処理についてになりますが、地方公営企業法を適用してまだ4

期目ということもあり、未処分利益剰余金の金額も少ないことからそのまま翌年度へ繰り越すこととしております。

次の５ページから７ページの貸借対象表、それから12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属書類につきましては説明を省略をさせていただきます。

以上、議案第５号 令和５年度青木村簡易水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

◎議案第６号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第11、議案第６号 令和５年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、提案書の説明を求めます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、議案第６号 令和５年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

決算書の８ページをお願いいたします。

事業報告書について御説明を申し上げますが、まず１の概況の（１）総括事項につきましては記載のとおりでございます。

10ページをお願いいたします。

２の工事費につきましては本年度では1,000万円を超える建設改良工事はありませんでした。

続いて、３の業務（１）の業務量でございますが、水洗化世帯数は1,431世帯で前年度と比較して６世帯増加した結果、水洗化率も96.9%と0.3%増加をしておりますが、年間処理水量は32万6,228立方メートルで、1.9%、有収水量は29万5,767立方メートルと前年度対比で3.1%減少、下水道使用料も2.0%減少となっております。

（２）事業収入は一番右の増減欄で前年度対比合計で77万6,945円増加しております。

（３）の事業費は同じく一番右の増減欄で前年度対比で合計で105万8,680円増加をしております。

続いて、11ページをお願いいたします。

４の会計の（１）重要契約の要旨ですが、本年度では1,000万円以上の工事契約はありま

せんでした。250万円以上の委託契約につきましては記載のとおり2件契約がございました。

(2)の企業債についてですが、起債の借入れはございませんでした。償還は1億7,273万5,549円となり、その結果、企業債の年度末残高は6億1,496万2,464円となっております。

事業報告書の内容につきましては以上でございます。

次に、1ページ、2ページにお戻りをお願いいたします。

決算報告書でございますが、水道と同じく税込みの表示となっております。収益的収支でございますが、収入で第1款下水道事業収益の決算額で2億2,446万3,579円で、支出で第1款下水道事業の費用の決算額は2億1,890万9,818円でございます。

次に資本的収支ですが、収入で第1款資本的収入の決算額は1億7,628万3,000円、支出で第1款資本的支出の決算額1億7,702万5,549円でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に対し不足する額につきましては下の欄外の記載のとおり補填をしております。

次に、3ページをお願いいたします。

損益計算書について御説明を申し上げます。

同じくこちらの内容は収益的収支とほとんど同じ内容と項目になります。金額については税抜きの表示となっております。

1の営業収益は6,077万9,546円で、下水道使用料の減少により前年度対比で3.2%の減、2の営業費用については1億9,343万577円で総係費が増加したことにより、前年度対比で3.3%の増、その結果、営業損益では1億3,265万1,031円の営業損失となっております。

3の営業外収益は1億5,761万3,323円で他会計補助金と長期前受金戻入が増加したことにより、前年対比で1.9%の増、4の営業外費用は1,971万2,269円で支払利息及び企業債取扱諸費の減少により前年対比で20.7%の減でございます。

結果、経常損益では525万23円の経常利益となりました。

5の特別損失8万6,262円は下水道使用料の不納欠損ですが、こちらを加えまして当年度純利益は516万3,761円となり、当年度未処分利益剰余金は当年度純利益に前年度の繰越利益剰余金898万5,528円を併せまして、1,414万9,289円となっております。

次に、4ページの剰余金計算書でございますが、先ほど損益計算書で当年度純利益がけいじょうされましたことにより、利益剰余金は前年度末から同額が増加をして、当年度末残高は1,414万9,289円となり、資本合計の当年度末残高は1億4,660万3,263円となっております。

続いてその下、剰余金処分計算書案ですが、当年度末の未処分利益剰余金1,414万9,289円の会計上の処理についてになりますが、簡易水道事業会計と同様の理由により、そのまま翌年度へ繰越しをすることとしております。

次の、5ページ以降から7ページの貸借対照表、12ページのキャッシュフロー計算書、13ページ以降の決算附属書類につきましては説明を省略させていただきます。

以上、議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算について御説明を申し上げます。

◎社会福祉協議会会計決算の報告

○議長（松澤正登君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、令和5年度青木村社会福祉協議会会計決算について報告をいただきます。

奈良本会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、令和5年度青木村社会福祉協議会決算について御説明を申し上げます。

社会福祉協議会の決算書3ページをお開きください。

歳入の総括表でございますので、款の収入済額の構成割合を申し上げます。

補助金12.3%、配分金2.3%、事業委託金62.2%、使用料及び手数料9.9%、繰越金12.9%、諸収入0.4%、財産収入は構成割合が出てまいりません。寄附金は収入がございません。

歳入合計で3,680万7,833円、前年度対比マイナス1.8%、67万777円の減でございます。

続いて、5ページをお開きください。

歳出の総括表でございます。款の支出済額の構成割合を申し上げます。

事務費10.0%、事業費90.0%、予備費は支出がございません。歳出合計で3,168万7,803円、前年対比でマイナス3.2%、104万6,530円の減でございます。

歳入歳出差引残高は512万30円執行率は89.5%、歳入総額に対します残高割合は13.9%になります。

7ページをお開きください。

歳入の事項別明細書になります。

款 1 補助金、項 1 及び目 1 村補助金は前年対比でマイナス42.1%、329万5,000円の減でございます。

款 2 配分金は前年対比でマイナス8.5%、7万8,820円の減、長野県共同募金会からのものでございます。

款 3 事業委託金、前年対比でプラス12.6%255万8,000円の増、項 1 村負担金、老人センター分で66万2,000円の増、それからくつろぎの湯で189万6,000円の増でございます。

款 4 使用料及び手数料、前年対比でマイナス1.4%、5万2,568円の減。

項 1 使用料くつろぎの湯入浴料で7万1,250円の減。

項 2 手数料は特に申し上げることはございません。

款 5 繰越金は前年対比でプラス4.9%、22万3,276円の増。

款 6 諸収入、前年対比でマイナス15.0%2万5,665円の減、節 2 の助成金はフードバンク事業に係る助成でございます。

款 7 財産収入、N T T電柱の借地料で昨年と同額でございます。

款 8 寄附金は収入はございません。

9 ページにいきまして、歳入合計で当初予算額3,403万円、補正予算額138万円、予算現額計3,541万円、調定額3,680万7,833円、収入済額は調定額と同額で収入未済額はございません。

続いて、11ページをお開きください。

歳出の事項別明細書になります。

款 1 事務費、前年対比でマイナス32.4%、152万2,610円の減でございます。

項 1 事務費、節 1 報酬、会長 1 名、理事 4 名、パートの任用職員 6 名、評議委員は 9 名分と評議委員選任、解任委員 2 名分、幹事 2 名分でございます。節 17 備品購入費は耐火金庫 1 台が主なものでございます。

款 2 事業費、前年対比でプラス1.7%、47万6,080円の増でございます。

項 1 援護費、目 1 援護費、節 19 扶助費、両親、片親のいない家庭への慰問金25世帯分で16万5,000円、フードバンク事業で90万5,079円、生理用品無償配布事業で6万3,000円でございます。

項 2 村追悼式は特に申し上げることはございません。

項 3 助成金、目 1 助成金は高齢者クラブ連合会、身体障害者協会、遺族会、ボランティアの会、赤十字奉仕団への活動補助金でございます。

13ページへいきまして、項4目1心配事相談事業費、節1報酬は心配事相談員3名分、項5老人センター費、節1報酬、パートの任用職員2名分と節2給料フルタイムの任用職員2名分。

項6在宅介護者リフレッシュ事業費は特に申し上げることはありません。

15ページにいきまして、項7福祉ふれあい事業費は12月8日に開催をしました福祉ふれあいのつどいの運営に係る経費でございます。

項8くつろぎの湯運営費、節1報酬パートの任用職員3名分、節2給料フルタイムの任用職員1名分、節10需用費、修繕料はくつろぎの湯洗い場水栓交換工事41万8,000円、脱衣所ホール系統空調機修繕工事55万円、熱風路修繕工事42万3,500円が主なものでございます。

節12委託料は貯湯槽等の清掃委託料27万5,000円、温泉施設の清掃業務等60万3,495円、レジオネラ菌検査委託料6万6,000円が主なもの、節13使用料及び賃借料、賃借料30万円は温泉の借湯料でございます。

款26公課費は消費税でございます。

項9地域支え合い福祉計画事業費、地域支え合事業に係るものでございます。

17ページにいきまして、節18負担金補助及び交付金、補助金は単価2万円の10地区分でございます。

項10結婚推進事業費、節1報酬は結婚相談員4名分。

項11防災事業費、節10需用費、消耗品費は防災ヘルメット6個が主なもの、節11役務費通信運搬費は災害ボランティアセンター用の携帯電話代が主なものでございます。

款3予備費の支出はございません。

歳出合計で当初予算額3,403万円、補正予算額138万円、予算現額計3,541万円、支出済額3,168万7,803円、不用額は372万1,197円でございます。

以上、令和5年度青木村社会福祉協議会会計決算について御説明を申し上げます。

◎監査報告

○議長（松澤正登君）　ここで監査委員より監査報告があります。

内藤代表監査委員、お願いいたします。

○代表監査委員（内藤賢二君）　それでは、令和5年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運

用状況の審査結果について、報告申し上げます。

審査の期間と場所は令和6年8月19日から8月26日までの間、役場第2、第3会議室及び現場にて宮下壽章監査委員と共に実施し、審査に当たっては、全国町村監査委員協議会編著の統一的な監査基準にのっとり、次のことを重点に置き、審査いたしました。

村長から提出されました各会計歳入歳出決算書等の書類が関係法令に準拠しているか、決算の計数は適正か。財政運営は健全か。財産の管理は適正か。予算の執行が最少限の経費で最大の効果を挙げるよう効率的に執行されているかに主眼を置き、関係諸帳簿、証拠書類等の称号を実施し、会計管理者及び担当者に出席説明を求め、審査を実施いたしました。

審査に付された一般会計、特別会計、公営企業会計の歳入歳出決算、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び公有財産に関する調書については法令に準拠したものであり、決算計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

歳入歳出の両面にわたり、財源確保に取り組まれ、各会計いずれも黒字決算であり、健全な財政運営が行われていること、限りある財源の有効利用と経費の節減に努めている点を評価いたします。前年の指摘事項についても改善の方向で努力されていることを確認いたしました。

基金は設置目的に従って運用されており、その収益の処理も適正に行われていることを確認いたしました。

多方面にわたり、影響を与えてきた新型コロナウイルス感染症も令和5年5月には5類感染症に移行し、制限等が徐々に緩和され、行事やイベントもコロナ前の状況に戻りつつあります。活気が戻り始めた。しかし終息の兆しはなく、引き続き注意喚起が必要です。また、ロシアによるウクライナ侵攻等、諸外国の動き、円安、原油価格高騰等影響によるさらなる物価の上昇が予想され、財政面でも心配されます。今後とも国の動向を注視するとともに、健全財政の維持運営に努めてください。

審査報告の詳細についてはお手元にお配りしております令和6年度9月2日付令和5年度青木村各会計歳入歳出決算及び基金運用状況の審査意見についてを御覧ください。

以上、監査報告とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 代表監査委員より報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

13時30分開会いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午後 零時 13 分

再開 午後 1 時 30 分

○議長（松澤正登君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎議案第 7 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第12、議案第 7 号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第 7 号について御説明申し上げます。

青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例案。

令和 6 年 9 月 6 日提出、青木村長、北村政夫。

2 枚目の条例の概要を御覧ください。

改正の理由、国民健康保険法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

改正の内容、国民健康保険法では国民健康保険の被保険者が保険料を滞納している場合には、被保険者証を返還しなければならず、返還に応じない者に対しては10万円以下の過料に処せられる旨の規定がありますが、法の改正により、この規定が削除されたため、青木村の条例においても同規定を削除するものです。

以上、青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例案について御説明いたしました。

◎議案第 8 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第13、議案第 8 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更に
ついてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第 8 号について、御説明申し上げます。

長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3、第1項の規定により別紙のとおり、規約を変更するため、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

それでは、2枚目の長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約要綱を御覧ください。これは国の制度改正に伴い、青木村が加入している長野県後期高齢者医療広域連合が処理する事務を規定した規約の一部を改正するものです。

変更の理由、マイナンバー関係法令の改正により、令和6年12月2日以降、被保険者証が発行されなくなることに伴い、広域連合関係市町村が行う事務を定めた規定を改めるものとなります。

変更の内容、広域連合及び関係市町村が行う事務、被保険者証の発行等ですけれども、列挙していたものを削除し、高齢者の医療の確保に関する法律等の法令に規定された事務とするものです。

施行期日等につきましては、令和6年12月2日から施行するものです。

長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項では、広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、これを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないと規定しており、同法第291条の11では、協議については関係地方公共団体の議決を経なければならないとされていることから、同規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明いたしました。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第14、議案第9号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、議案第9号について御説明申し上げます。

青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

裏面の概要を御覧ください。

国民健康保険法等の一部改正により、被保険者証が廃止されることから、条例において医療機関窓口で提示を求める書類の規定について所要の改正を行うものでございます。

以上、青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について御説明いたしました。

◎議案第１０号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第15、議案第10号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第10号 教育委員会委員の任命についてでございますけれども、人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第１１号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第16、議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

北村村長。

○村長（北村政夫君） 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてでございますけれども、人事案件でございますので、最終日に改めて提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第１２号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第17、議案第12号 令和６年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より、一括説明をいただき、歳出については教育長及び各担当課長よりお願いします。

初めに、片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、議案第12号について御説明申し上げます。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第2号）。

令和6年度青木村一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億494万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億8,910万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債第2条、地方債の変更は第2表 地方債補正による。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

3ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正について御説明申し上げます。

起債の目的は、緊急防災減災事業債で260万円を追加し、補正後の限度額を11億1,440万円とするもので、文化会館のトイレの洋式化工事に起債を充当して実施するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

続いて、7ページ、8ページをお願いいたします。

2、歳入について御説明申し上げます。

款10項1目1 地方交付税は、460万円を追加し、13億2,960万円とするもので、特別交付税が見込みより増でございます。

款14国庫支出金、項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金は2,488万5,000円を追加し、8,424万5,000円とするもので、節1 総務管理費補助金は006地方創生臨時交付金で、定額減税支援金に対する不足分2,474万8,000円が増額となりました。

045、13万7,000円は児童手当制度改正によりますシステム改修の補助金が採択となりました。

目2 民生費国庫補助金は、53万4,000円を追加し、530万4,000円とするもので、節3 デジタル基盤改革支援補助金は要介護システムの標準化に係る補助金で、介護保険特別会計へ繰

り出した後に上田地域広域連合へ負担金として支払うものとなります。

続きまして、款15県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金は4,279万円を追加し、1億650万1,000円とするもので、節2林業費補助金は001、002が松くい虫の伐倒薫蒸に関わる補助金の追加配分を見込みました。

004森林づくり推進支援金事業補助金は景観整備や支障木の伐採等の事業が採択となりました。

続いて、款19項1目1繰越金は2,953万1,000円を追加し、1億5,953万1,000円とするもので、前年度繰越金が見込みより増でございます。

続いて、款21項1村債、目3緊急防災減災事業債は260万円を追加し、11億1,440万円とするもので、地方債補正で御説明申し上げたとおり、文化会館改修工事に係る事業費に充当するものでございます。

続いて、9ページ、10ページをお願いいたします。

3、歳出につきましては担当課ごとに御説明を申し上げます。

総務企画課関係ですが、款2総務費、項1総務管理費、目1一般会計は85万2,000円を追加し、1億9,675万9,000円とするもので、節12委託料2万5,000円は行政手続のオンライン化に係る保守委託料並びに児童手当制度改正に伴う電算委託料が見込みより増となりました。節13使用料及び賃借料82万7,000円は電算システムのサーバー使用料が、提供メーカーの買収に伴う価格改定によりまして見込みより増となりました。

目6企画費は460万4,000円を追加し、4,079万4,000円とするもので、節12委託料以外は8月に正式に地域おこし協力隊として任命しました隊員1名に関わる給与、手当、ガソリン代、住宅の借上料等8か月分を計上いたしました。節12委託料82万5,000円は新たに地域力創造アドバイザー制度を活用し、研修等を行う5回分に係る費用を計上いたしました。いずれの費用も特別交付税により措置されることとなっております。

続いて目8情報通信サービス事業費は226万5,000円を追加し、12億2,490万5,000円とするもので、節7報償費105万円は情報通信の高機能促進事業を進めるに当たり、各地区より選出いただいた協力委員等への活動謝礼を計上いたしました。節10需用費71万5,000円は消耗品として協力委員や関係者が着用するベスト、帽子などの購入費用に33万円、印刷製本費38万5,000円は意向調査に係る返信用の封筒やチラシ等の印刷代をお願いするものでございます。節11役務費50万円は意向調査等に係る郵送料を計上させていただきました。

続いて目9地方創生プロジェクト事業費ですが、37万円を追加し1,528万8,000円とする

もので、節7報償費、節8旅費とも7月31日に締結させていただきました秋田県大館市との災害時相互応援協定に関連し、大館市への訪問旅費や東京渋谷で行われた締結式に係る費用をお願いするものでございます。

なお、15ページ以降には給与費明細書をおつけしてございますが、今回の補正の内容を反映させたものでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、議案第12号 令和6年度一般会計補正予算（第2号）について歳入全般と総務企画関係の歳出について御説明申し上げます。

○議長（松澤正登君） 続いて、小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

11、12ページ、お願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目2障害者福祉費を12万5,000円追加し、1億4,755万1,000円とするもので、節12委託料12万5,000円の増は福祉医療システム改修に伴う委託料の増によるものでございます。

目3老人福祉費は66万6,000円追加し、2億7,089万8,000円とするもので、節19扶助費12万円の増は新規事業として行います高齢者補聴器購入補助事業によるもので、これは65歳以上の中等度の難聴の方に対しまして2分の1補助、上限4万円で補助を実施するものでございます。補助は5年に1回でございます。今回の補正では3名分を計上させていただきました。

節27繰出金54万6,000円の増は、システム改修に伴う介護保険特別会計の繰出金の増でございます。

以上、住民福祉課関係の令和6年度一般会計補正予算を御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 続いて、奈良本税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明申し上げます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

款3民生費、項6電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援費、目5定額減税支援金2,474万8,000円を新たに補正させていただくもので、令和5年度予算から令和6年度に繰り越された1,185万4,000円と併せて執行する事業でございます。節11役務費16万7,000円の001通信運搬費は郵送料、004手数料は指定金融機関に支払う口座振込手数料、節12委託料143万5,000円はシステム改修費が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金2,314万

6,000円、003支援金は定額減税し切れないと見込まれる方への給付金でございます。令和5年度から繰り越された事業費と併せまして約800名の方へ3,500万円の給付を予定しております。

以上、税務会計課関係の予算について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

引き続いて、11ページをお願いいたします。

款5農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費6,695万円を追加し、1億5,408万円とするもので、節12委託料6,660万円は、村内に拡大しております松くい虫被害木の伐倒薫蒸処理費用が主なもので、002国補助事業委託料、001保全松林健全化整備事業委託料4,242万円は施業料1,400立方メートル、003県費補助事業委託料、001森林健全化推進事業、伐倒駆除2,044万円は施業量700立方メートルを見込んで計上いたしました。002森林づくり推進支援金事業374万円は新規採択事業として県から内報がありましたライフライン等保全対策事業としまして、村松東地区、具体的には竹内製作所北側の村道浦野青木線沿いの支障木の除去35本分125万円、入田沢地区木立公民館南側の村道中村入田沢線沿いの支障木除去22本118万円、殿戸地区日吉神社前の村道日吉神社前線沿いの支障木除去35本131万円分として計上いたしました。

節17備品購入費35万円は国からの新システムのスペックに対応したパソコン1台分の購入費として計上させていただきました。

以上、建設農林課関係の歳出について御説明を申し上げます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、商工観光移住課関係について御説明申し上げます。

同じく11ページ、12ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目3観光費は70万8,000円を追加し、1,875万3,000円とするものでございます。節12委託料、004村単事業委託料、004レンタサイクル事業委託料30万円の内容は電動アシスト付自転車6台の貸出業務について株式会社道の駅あおきに業務委託するに当たり、貸出返却窓口業務に3万8,000円、ガイドマップ等の作成費用、消耗品代に20万円、修繕費用に10万円等、合計36万円を見込みました。

なお、利用料金は1日1回1,000円とし、60回分6万円を見込み、委託事業費収支の中で相殺することとしています。節17備品購入費、001備品購入費、005イベント用備品10万8,000円の内容は、長野大学環境ツーリズム学部学生と連携し、観光事業の活性化を研究する機会に恵まれました。その活動の中で観光地巡りの機械、周遊スタンプラリーコースの選択、設定に使用する機器、がちゃぽん1台分の購入費用を見込んでいます。節18負担金補助及び交付金、002補助金、004大学生グループ活動補助金30万円の内容は、長野大学環境ツーリズム学生との連携にかかる費用で、道の駅あおきを活動の場にした3つの事業を予定しています。1つスイーツの商品開発に15万円、2つ周遊スタンプラリーのコースとポイントの設定に5万円、最後に3恋渡神社を地域資源に捉え、研究と活用に向けて10万円、合計30万円を計上しました。

13ページ、14ページをお願いします。目6道の駅関連施設運営費は12万9,000円を追加し、2,255万1,000円とするもので、節12委託料、001委託料、002道の駅関連施設管理委託料12万9,000円の内容は、道の駅あおき、ふるさと公園あおきの草取り、清掃、環境美化に当たられている作業員の熱中症対策として空調服6着分の購入費用として計上しました。

以上、商工観光移住課関係の補正予算を御説明いたしました。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 教育委員会委員会関係についてお願いします。

13ページをお開きください。

款9教育費、項4社会教育費、目3文化会館費ですが、261万8,000円を増額して1,833万1,000円といたしました。節14工事請負費の増で文化会館の7基のトイレを洋式化するための費用であります。1階と2階は全ての男女トイレが洋式になります。3階も男子1基、女子2基が洋式となり、高齢者の方も使い勝手がよいトイレになります。

続いて、項2体育施設費ですが、90万5,000円を増額して7,001万2,000円とするものです。節1報酬の減と節12委託費の増は、ともにプールの管理人の費用の増減になります。今年は村営プールを9月1日の日曜日まで延長したため、主にシルバー人材センターへの委託費が増になりました。節13使用料及び賃借料の増は、武道館にスポットクーラーを設置した借上料になります。暑さ対策として使用しました。

教育費は以上でございます。

◎議案第 13 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第18、議案第13号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,137万8,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

7ページ、8ページをお願いいたします。

2歳入、款6繰入金、項1一般会計繰入金、目4その他一般会計繰入金を54万6,000円追加し、2,964万7,000円とするもので、節1事務費等繰入金54万6,000円の増は一般会計からの繰入金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出、款1総務費、項2介護認定審査会費、目1認定審査会共同設置等負担金を54万6,000円追加し、1,123万9,000円とするもので、節18負担金補助及び交付金54万6,000円の増は広域連合への負担金の増によるものでございます。

以上、令和6年度介護保険特別会計補正予算について御説明いたしました。

◎請願第 1 号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第19、請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願についてを議題とし、紹介議員の説明を求めます。

金井とも子議員。

○7番（金井とも子君） この請願につきましては紹介議員が私と坂井弘議員、塩澤敏樹議員、3人でございますが、女性を代表しまして私のほうから申し述べさせていただきます。

2024年8月21日。

青木村議会議長、松澤正登様。

請願者、青木村女性団体連絡会、青木村大字中挾3433、0268-49-2138、会長、深澤のり子。

紹介議員、金井とも子、紹介議員、坂井弘、紹介議員、塩澤敏樹。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願。

請願趣旨。

国連は、1979年に女性差別撤廃条約を採択し、日本は1985年、条約に批准しました。現在189カ国が批准しています。

1999年には女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在115カ国が批准しています。しかし、日本政府はいまだ批准していません。

「選択議定書は国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって、締約国は被害者救済に向け具体的な措置を取るよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき女性の人権侵害の救済や、性別による不平等をなくするための効力が強まることが期待されます。

日本はジェンダー平等度ランキングで世界146カ国中125位（2023年）、G7で最下位と後れをとっています。

2020年12月に閣議決定された国の第5次男女共同参画基本計画では、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピード感は早く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されています。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追及することに合意」しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割です。選択議定書の

批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながります。

本年10月に国連女性差別撤廃委員会による第6回目の日本報告審議が行われることを見据え、国において女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准することを求めます。

日本政府に選択議定書批准を求める意見書を上げた地方議会は、12府県議会を含め278議会に上ります。長野県議会でも本年6月議会で採択しています。

請願事項。

貴議会において、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める国宛ての意見書を提出するよう請願します。

以上。

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書（案）これにつきましては内容は先ほどの請願書とほぼ同じですので、読み上げることは省略させていただきます。

宛名のみ申し上げます。内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣、外務大臣、内閣官房長官、内閣政府特命担当大臣（男女共同参画）、衆議院議長、参議院議長、各宛て。

選択議定書については、初めてお聞きになられる方もいらっしゃると思いますが、かく言う私もあまり存じておりませんでした。請願書の中にもありますが、選択議定書は国連で1999年女性差別撤廃条約の実効性を高めるために採択されました。条約の締結国は189か国中115か国が選択議定書を批准しています。日本は現在批准しておりません。

選択議定書には、個人通報制度と調査制度が設けられています。2つの制度を運用するのは女性差別撤廃委員会で世界の中から23人の専門家で構成されています。日本からは秋月弘子亜細亜大学教授が現委員となられております。任期は4年で2年ごとに約半数の入替えがなされております。

個人通報制度とは国内救済手続を尽くした後に、日本では最高裁判決確定後となりますが、女性差別撤廃委員会に通報して救済を申し立てることを行うことができる制度です。調査制度とは同委員会が条約に定められている権利の重大な組織的な侵害があるとの信頼できる情報を受理した場合に当該国の協力の下で調査する制度です。調査は極秘で行われ、調査結果を意見勧告と共に当該国に送付します。受理した後、6か月以内に所見を提出することとなっております。

選択議定書を批准するメリットとしては、日本が人権を尊重する国として国際社会において品格と名誉ある地位を占めることにつながる。条約の実効性が確保され、女性がより生き

やすく活躍できる男女共同参画社会の実現に近づく。女性差別撤廃委員会委員にはこれまで日本からの推薦委員が必ず当選している。選択議定書を批准することで、委員の活動を一層バックアップすることができる。裁判官に対する人権教育の重要性が広く認識され、日本の司法判断に条約の精神が生かされるようになる。

以上、世界においても日本の地位は低迷しておりますが、女性の地位向上のために選択議定書を批准することについての請願について、御採択いただきますようお願いを申し上げます。

◎陳情第1号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第20、陳情第1号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書についてを議題といたします。

片田議会事務局長より説明をお願いします。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第1号につきまして陳情書の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

青木村議会議長、松澤正登様。

長野県医療労働組合連合会、執行委員長、小林吟子。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書。

陳情趣旨。

政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。

しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のベア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経緯する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、

2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。

政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を、再度実効性を伴う形で実施すべきです。

私たちは差別と分団を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を決議していただけるよう陳情いたします。

陳情項目。

1. 医療や介護現場で働く全てのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。

以上でございます。

◎陳情第2号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第21、陳情第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情についてを議題といたします。

片田議会事務局長より説明をお願いします。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第2号について、こちらについても朗読をもって説明とさせていただきます。

青木村議会議長、松澤正登殿。

長野県社会保障推進協議会、代表委員、宮沢裕夫、佐野達夫、細尾俊彦、小林吟子、松丸道男、北沢忠。

国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情。

陳情趣旨。

いま、重くのしかかる国保税は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。

国民健康保険財政に関して、国は低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし、国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。

そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額をここで負担する必要がある、健康保険とのアンバランスは極力是正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。

国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・構成という点からも欠かせないものである。

以上の趣旨から、地方自治法第99条に基づき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、内閣特命担当大臣に対して、以下の意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

陳情項目。

1. 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求めること。

以上でございます。

◎陳情第3号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第22、陳情第3号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書についてを議題といたします。

片田議会事務局長より説明をお願いします。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第3号について御説明申し上げます。

青木村議会議長、松澤正登殿。

長野県社会保障推進協議会。

代表委員、宮沢裕夫、佐野達夫、細尾俊彦、小林吟子、松丸道男、北沢忠。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書。

陳情趣旨。

「訪問介護事業所がなくなれば住み慣れた家で暮らしていけない」、「親を介護施設に入れざるを得ない」。3年に1度の介護報酬の改定で、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことに怒りと不安の声が広がっています。身体介護、生活援助など訪問介護は、とりわけ独居の方をはじめ要介護者や家族の在宅での生活を支えるうえで欠かせないサービスです。このままでは在宅介護が続けられず「介護崩壊」を招きかねません。

介護報酬は介護保険から介護事業所に支払われますが、今回引下げで訪問介護事業所、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがあります。すでに23年の訪問介護事業所の倒産は67件と過去最多を更新し、ほとんどが地域に密着した小規模・零細事業所です。

厚生労働省は引き下げの理由として、訪問介護の利益率が他の介護サービスより高いことを挙げていますが、これはヘルパーが効率的に訪問できる高齢者の集合住宅併設型や都市部の大手事務所が利益率の「平均値」を引き上げているものであり、実態からかけ離れています。

訪問介護はとくに人手不足が深刻です。長年にわたる訪問介護の基本報酬が引き下げられた結果、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回ります。ヘルパーの有効求人倍率は22年度で15・5倍と異常な高水準です。

政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても、介護職員の処遇改善加算でカバーできるとしていますが、すでに加算を受けている事業所は基本報酬引き下げで減収となり、その他の加算も算定要件が厳しいものが多く、基本報酬引き下げ分をカバーできない事業所が出ると予想されます。今回の介護報酬改定では介護職員の処遇改善のため報酬を0.98%引き上げるとしています。これにより厚生労働省は職員のベースアップを24年度に月約7,500円、25年

度に月約6,000円と見込みます。しかし財源の根拠が不明額でベースアップが確実に実行される根拠はありません。このままでは介護人材の確保はますます困難になるだけです。

以上の趣旨から、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづき、内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣に対する意見書の提出を決議していただくよう陳情いたします。

陳情項目。

1、訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うこと。

以上でございます。

◎陳情第4号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第23、陳情第4号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」提出に関する陳情についてを議題とします。

片田議会事務局長より説明します。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第4号でございます。

青木村議会議長、松澤正登様。

「所得税法第56条の見直しを求める意見書」提出に関する陳情。

上田小県民主商工会婦人部、婦人部長、倉橋純子。

陳情趣旨。

我が国に存在する中小企業の約9割を占める小規模事業者は地域に密着した活動体として地域の経済社会・雇用を支える礎ともいえる極めて重要な存在です。

その小規模事業者の約6割を占める個人事業主の税制度は今なお、「事業主の配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（所得税法56条）との趣旨により、家族従業者の働き分を給与として認めていません。

1949年（昭和24年）のシャープ勧告により、それまでの世帯単位課税から親族であってもそれぞれの個人単位の所得があるとする近代的単体所得制度を取り入れましたが、戦前の家族制度の影響が色濃い当時の時代背景が考慮され、個人単位で給与として認めることは、恣意的な税逃れが起きる恐れがある、との立法趣旨から56条が制定されました。

家族従業者への給与を経費と認めるのが世界の流れの中で、個人事業主に限り事業主の所

得控除として、配偶者86万円、その親族は50万円のみと、労働の対価に見合った報酬が認められない56条は時代遅れです。家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、交通事故の際には専業主婦より低い補償や、公的住宅への申込みや車のローンも組めないなどの不利益を余儀なくされ、経済的な独立に支障をきたし、そのことが後継者不足の一因になっているとも考えられ、様々な問題が生じています。

恣意的な税逃れへの懸念に対しては、青色申告を選択した場合、帳簿等により、給与支払いの実態を把握できるとし、労務の対価として認められる範囲の金額であれば、必要な経費に算入する事を認めています。しかし、白色申告であっても、青色と同様に適正な範囲の金額を規定すれば、現在では記帳が義務化されていることもあり実務上問題はないと考えられ、56条は見直しを検討すべきであると思われます。

56条の見直しを求めた場合の反対意見として、青色申告を選択すればいいではないか、と言われますが、税法上、青色申告は例外規定として定められたものであり、原則規定は白色申告です。白色申告は、商売を始めたばかりの方、小規模の方、高齢の方、誰でも自分で営業実態に即し、比較的簡便な記帳をもととした申告ができます。一方で、青色申告は、一定の特典が与えられる代わりに複式簿記による決算書の作成など煩雑で手間がかかり、誰もが選択できるものではありません。同じ労働でありながら青色選択しなければ給与として認めないというのは、憲法14条「すべて国民は、法の下に平等であつて政治的、社会的又は社会的関係において、差別されない」という理念に反します。

戦前の家父長制度の遺物として、1949年に制定された56条は、日本社会に根強く残っている性別役割分担意識を税制上で助長、温存し、家族経営における女性の労働を低く評価し続ける一因となっています。これは女性差別問題であり、基本的人権問題です。

8年前の国連女性差別撤廃委員会（CEDAW）では、「所得税法が個人自営業者や農業従事者の配偶者や家族の賃金を必要経費と認めておらず、女性の経済的自立を事実上妨げていることを懸念する。」、「家族経営における女性の経済的エンパワーメントを促進するために、家族経営における女性の労働を認めるよう所得税法の見直しを検討することを求める。」と日本政府に勧告しました。委員会の全体としての最終見解では、家父長制度に基づく考え方や家族・社会における男女の役割と責任に関する根深い固定観念が残っていることを依然として懸念するとあります。

そうした勧告を受け日本政府も、平成27年の第4次男女共同参画基本計画において見直しを検討と言及、令和2年の第5次男女共同参画基本計画において引き続き検討するとしてい

ますが、未だ見直しがなされていません。

日本は女性差別撤廃条例に1985年に批准しています。条約は法律よりも上位規範です。その条約による勧告がなされながらも、いつまでも実行されない。これでは日本の女性の権利はいつまでも国際基準になりません。「ジェンダー・ギャップ指数2024」において、146か国118位と依然として低位のままの日本としては、条約の実効性を高め、真剣に取り組みを加速していく必要があります。

今年10月には同委員会がジュネーブで開かれます。今回の委員会では8年間の日本政府の取り組みが審議されます。男女平等社会の実現のため、さらなる取り組みが求められる日本にとって、所得税法第56条の見直しは、世界に向けて女性差別撤廃への前向きな姿勢をアピールする絶好の機会です。

現在「所得税法第56条の見直しを求める意見書」は、全国572地方議会、長野県では77議会中48議会が、国に提出しており、日本弁護士連合会や税理士団体から意見書が出され、また参議院調査室発行の「立法と調査」（2020年11月号）には、同条の見直し検討を求める論文が掲載されるなど、地方から、諸団体から、見直しを求める運動が前進しています。

貴議会におかれましても、以上の趣旨を御理解いただき、政府に対し、地方自治法第99条の規定により所得税法第56条の見直しを求める意見書を提出していただきますよう陳情いたします。

陳情項目。

所得税法第56条の見直しを求める意見書を政府に提出していただくこと。

以上でございます。

◎陳情第5号の上程、説明

○議長（松澤正登君） 日程第24、陳情第5号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書についてを議題とします。

片田議会事務局長より説明します。

片田議会事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは陳情第5号について御説明を申し上げます。

「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書。

青木村議会議長、松澤正登殿。

代表陳情者、沓掛忠人、陳情者、宮入義幸、同じく陳情者、永井康之、陳情者、横沢富男。

「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書。

一、陳情主旨。

「青木村条例」は「長野県条例」を参考にして「改定」することを陳情いたします。

二、条例制定。

イ、青木村は、良好な自然環境等を保全するために令和４年４月１日施行の「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」（以下青木村条例）を制定した。

ロ、長野県は、太陽光発電事業の実施が維持可能な脱炭素社会の実現する上で重要であり景観、自然環境等の保全及び県民の安全確保のため令和６年４月１日施行の「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」（以下長野県条例）を制定した。

三、青木村条例と長野県条例との主な相違点。

①青木村条例及び長野県条例第２条（定義）

イ、青木村条例第２条は、青木村内のすべての野立て太陽光発電設備の設置を対象にした。

ロ、長野県条例第２条は、合計出力10kw以上の野立て太陽光発電設備の設置を対象にした。

②青木村条例第９条（近隣住民への同意）長野県条例第３条（事業者の責務）

イ、青木村条例第９条は、太陽光設備設置に近隣住民等の３分の２以上同意が必要とした。

ロ、長野県条例第３条は、事業者は太陽光発電式を行うに当たって、景観・自然環境等の調和に努めて、地域住民との良好な関係を構築に努めなければならない。（努力目標）

③長野県条例の制定に伴い、喬橋村は、村条例廃止。多くの市町村は条例制定しない。

四、陳情理由。

村民に大きな負担となる村条例第９条の「３分の２以上の同意」は削除を陳情します。
（太陽光発電設置の事業計画や周辺環境への影響及び対策は近隣住民への説明会にて、丁寧な説明することにより、基本的には多くの住民からの理解が得られます。）

①村民は、先祖伝来資産の土地を有効活用する自由と権利があり、個人による経済活動は「生活権や生存権」となり、それぞれの方策は最大限尊重されなければなりません。

②村民は、高齢化に伴い、貴重な土地を維持することが「困難と重荷」になる現実に直面し少しでも収入の確保と負担軽減のために、太陽光設備を設置することは正当な権利です。

③長野県内でも稀な50m以内の２／３以上隣地の同意は、法律面から問題視をされていま

す。住宅・工場・家畜舎等設置は近所住民に大きな影響を与えても隣地の同意は不要です。

④村内の太陽光設置条件は、他工作物に比べ極めて意図的に不公平。

⑤村民は、「上野君への対応」に見られる負担増におびえ、太陽光設置をためらってきました。

以上でございます。

◎社会福祉協議会会計補正予算（第1号）の報告

○議長（松澤正登君） それでは、2定義案にはありませんけれども、令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）の説明を小根沢住民福祉課長に求めます。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お願いいたします。

令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）。

令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,766万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正による。

令和6年9月6日提出、青木村社会福祉協議会長、若林喜信。

7ページ、8ページを御覧ください。

2歳入、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金を101万6,000円追加し281万6,000円とするもので、節1繰越金101万6,000円の増は、前年度からの繰越金によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

3歳出、款1事務費、項1事務費、目1事務費を101万6,000円追加し、441万2,000円とするもので、節12委託料37万円の増は施設の植栽整備のための樹木の剪定作業委託料15万円の増、社会福祉法人会計導入のための委託料22万円の増によるもの、節17備品購入費64万6,000円の増は社会福祉法人会計移行に伴うシステム導入費用25万円、くつろぎの湯のAED、自動体外式除細動器の更新費用39万6,000円の増によるものでございます。

以上、令和6年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について御説明いたしました。

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時38分

令和 6 年 9 月 1 0 日（火曜日）

（第 2 号）

令和6年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和6年9月10日（火曜日）午前9時開議

日程第 1 一般質問

出席議員（9名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	8 番	宮 下 壽 章 君
10 番	居 鶴 貞 美 君		

欠席議員（1名）

9 番	沓 掛 計 三 君
-----	-----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	沓 掛 英 明 君
参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君	商工観光移住 課 長	小 林 利 行 君
住民福祉課長	小根沢 義 行 君	会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管 理 監	奈良本 安 秀 君
建設農林課長 兼建設係長	稲 垣 和 美 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター 長	高 柳 則 男 君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係 長	上 原 博 信 君
商工観光 移住課長 兼補佐兼 推進室長 副防 災 理 監	小 林 義 昌 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室 長	塩 澤 和 宏 君

総務企画課 企画財政係長	金井大介君	住民福祉課 保健衛生係長	上原加代君
住民福祉課 課長補佐兼 福祉係長	早乙女敦君	税務会計課 住民税係長	片山雅史君
商工観光課 移住観光移 商工観光係長	宮澤俊博君	教育委員会 教育係長	奈良本いずみ君
住民福祉課 住民係長	津田直樹君	総務企画課 総務課長補 佐係長	依田哲也君

事務局職員出席者

事務局長	片田幸男	事務局員	依田哲也
------	------	------	------

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

なお、9番、沓掛計三議員より、本日の会議について欠席届が提出されておりますので、御報告をいたします。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の一般質問の傍聴には、村民の皆様の傍聴もいただいております。大変に御苦労さまです。

傍聴席の皆様にお知らせをします。

本日の一般質問はもとより、12日、17日には委員会審議が行われますので、都合がつかましたら傍聴をいただければ幸いです。

◎一般質問

○議長（松澤正登君） 本日、令和6年第3回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。

6人の議員が一般質問を行い、終了後、総括質疑、委員会付託を行い、散会といたします。

質疑の方法は、質問者の希望により、一括質問方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いをいたします。

質問、答弁とも簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。

質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

では、質問に入ります。

通告順に登壇をお願いいたします。

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（松澤正登君） 10番、居鶴貞美議員、登壇をお願いします。

居鶴議員。

〔10番 居鶴貞美君 登壇〕

○10番（居鶴貞美君） おはようございます。

議席番号10番、居鶴です。

通告に従いまして、村長、担当課長より、一問一答方式にて答弁をお願いいたします。

質問事項は、財務書類による青木村についてでございます。

この関係につきましては、令和元年9月、令和3年12月、令和4年9月と3回質問して、答弁をいただいております。その後においての変更点等を中心にお聞きしてまいります。

この関係については、3点について質問をしてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

まず、1点目ですが、こちら、皆さん御覧いただいているかと思いますが、令和4年度青木村の財務書類、今年の3月に公表されているものでございます。この関係につきましてお聞きをしてまいります。

まず、地方公会計の目的につきましては、1といたしまして、説明責任の履行、これにつきましては、住民や議会、外部に対する財務情報の分かりやすい開示。

2といたしまして、財政の効率化、適正化で、財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産、債務管理や予算編成、政策評価等に有効活用すると言われていたものでございます。

この点を踏まえまして、まず、1といたしまして、現在の村における財務書類の位置づけの状況はどうか、お聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。よろしくお願いします。

財務書類につきましては、これまでも、ただいま居鶴議員からお話しありましたように、何回も御質問をいただいたり、御指摘をいただいているところでございます。これらの書類の目的につきましては、効果、活用など、御質問の中にあつたとおりでございます。

人口が減少いたしまして、今後ますます財政が厳しくなる中、中長期的な村の経営を掲げ

る中で、この活用を図り、持続可能な村づくりを進めてまいりたいと考えております。

単式簿記に置き、行っております会計処理を複式簿記に置き換えることによりまして、村の経営状況を客観的に把握できるという利点もありますし、適切な資産管理をコストの面から行財政の一つの指標として大変有効でありますので、村の経営、財政の上の中で活用してまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 2といたしまして、行政運営上における活用状況、それをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 行政運営上の活用状況ということでございますけれども、財務書類はもちろんなんですけれども、我々が行政運営を進める上で、参考となる指標というのはほかにも幾つかあるわけでございます。それらの数値とも併せまして、村が今置かれている状況を総合的に判断する材料として、こちらの財務書類についても活用をしているところでございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 3番目としまして、事業計画における活用状況、こちらをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 財務書類では、なかなか個々の事業がどうであったかということはすぐに見て取ることはできないわけなんですけれども、数値的な傾向は知ることができますので、先ほども申し上げましたけれども、その他の指標と併せて、活用させていただきます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま3につきましては、前にもお聞きしてありありましたので、この辺は理解しております。

2点目ですが、財政の見える化ということでお聞きをしてみたいです。

財務書類の分析指標で次の4比率の結果をどのように認識されているか、お聞きをいたします。

実はこの財務書類の最後のページになるんですが、かなり比率につきましてはたくさんあります。時間の関係がございますので、この中から4比率のみお聞きをしてみたいです。

まず、資産形成度、資産形成度があるんですが、まず、歳入額対資産比率5.4年となっております。その中、2ですが、資産老朽化比率53.0%、その次にあります世代間公平性、こちらの指標の中では、世代間負担比率16.9%、4として、純資産比率66.2%、以上です。この比率につきまして回答をお願いします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） お答え申し上げます。

まず、御質問ございました歳入対資産比率5.4年でございますけれども、歳入対資産比率は、当年度の歳入総額に対する資産の比率を算定することによりまして、これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分に相当するかを表すものでございまして、本村の資産形成の度合いを図ることができるものでございます。この割合が高いほど、社会資本の整備が充実しているということを表しますが、平均的な値が3年から7年と言われる中での本村においては5.4年でございますので、バランスが取れているものというふうに認識をしております。

次に御質問いただきました資産老朽化比率53%でございます。資産老朽化比率は、有形固定資産を一定の耐用年数によって減価償却を実施した場合、年度末における資産が全体としてどの程度経過しているかを比率で表したものでございます。この数字が100%に近いほど、老朽化の度合いが高いことを示しております。平均的な値が30から50%と言われておりますので、53%は若干ここをオーバーしているといえますか、老朽化が進んでいることとなりますけれども、これは以前にも御答弁申し上げましたけれども、文化会館等、一部建設から50年を超える建物を保有していることが原因と考えられます。しかし、耐震化を含め長寿命化工事を実施しておりますので、物理的には、数値よりも平均的な値に近いものと考えております。

3番目の社会資本形成の世代間負担比率16.9%でございます。こちらにつきましては、社会資本等の財源のうち、将来償還が必要な負債が占める割合を算出することによりまして、社会資本形成に係る将来世代の負担の比率を把握することができるものでございます。この比率が高いほど、将来世代の負担が大きいことを示しているわけでございますが、平均的な値が15から40%と言われる中での16.9%でございますので、良好な水準にあるのではないかなというふうに理解をしているところでございます。

それから、4つ目の純資産比率66.2%でございます。この純資産比率でございますけれども、こちらは、これまで蓄積してきた資産がこれまでの世代による負担なのか、あるいは

将来世代への負担になっていると見ることができる指標でございまして、将来世代に負担をかけないためにも、純資産比率は高いほうがよいというふうに言われております。

これ、一般会計のみですと、87.8%ということですからかなり高い数字になっておりますが、今御質問の全体、ほかの会計も全て含めた全体の中では66.2%ということで、割合は若干下がってまいります。これは、上下水道会計等の負債が加味されることによるものであるというふうに理解をしております。平均的な値が50%から90%と言われておりますので、標準的な状況であるとは考えますが、この先大きな借入れも予定されておりますので、今後数年間の数値には変動があるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいまの回答をいただきましたとおり、ただいま私が質問した項目につきましては、おおむね良好であるというふうに判断いたします。

この財務書類の分析数値、これ令和5年度の財務書類分析数値と、このようになっておりますけれども、これは、令和4年度の間違いかどうか、この点お聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 御指摘のとおりでございまして、令和4年度が正しいわけでございますけれども、表記が誤っておりました。早急に表記を改めて、公開をさせていただいているところでございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 私も3月から、この時点で今のこの質問をするということにつきましては、もっと早く御指摘しなくてはいけなかったかなというふうにも反省しております。

それで、ただいまの分析数値は、実務におきまして、どのように活用されているのかどうかをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ただいま御説明申し上げましたとおり、このような指標から、本村が置かれている現状や傾向を知ることができます。これまでのところ、全ての指標において課題となる部分はなく、良好な状態でございますので、このような数値を確認しながら、予算編成や新たな事業計画を立てる際の参考とさせていただいているところでございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） なお、3といたしまして、今後の地方公会計の整備促進についての取組をお聞きいたします。

まず、財務書類の読み方など、職員研修、人材育成についてのお考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） この財務書類につきましては、特に勉強してきたですとか、過去に経験があるなどの職員でないと、なかなかすぐに理解をすることは難しいかなというふうに感じております。これ、一日二日の研修で全てマスターできるというものではございませんので、時間をかけてやっていかなければならない課題であるというふうに認識をしております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それに関連してお聞きをいたしますが、職員の研修体制の中に組み込むとか、これができるのかどうかお聞きをしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） ただいま申し上げましたとおり、財務書類への理解にはある程度長い時間が必要だと思いますので、どんな形で研修を行っていくのがよいのかを含めまして、今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 続きまして、財政状態や課題を村民の皆さんに分かりやすく伝えるための新たな方策についてお聞きをいたしますが、こちらの関係につきましては、令和4年度第3回定例会におきまして御回答いただいております。ホームページ、あるいは役場においていただいておりますという御回答であったと思います。それにより、分かりやすい分析資料、解説文をつけて公表してまいりたいということでございました。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 今御質問にもありましたとおり、前回令和4年3月定例会の際の議員からの御質問を受けまして、令和4年度の財務書類から、最終ページに各指標に係る分析数値、あるいは解説文を掲載することとさせていただきまして、以前より分かりやすい公表とさせていただいているところでございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。

3点目でございますが、「作る」公会計から「使う」公会計について、変えていくという

ことについてお聞きをしてみたいです。

先ほど村長さんからありました、人口減少が進展する中、限られた財源を賢く使うということにつながりますので、この財務書類作成のため、担当者はじめ関係者の皆さんの御尽力につきましては敬意を表したいと思います。この点を踏まえまして、5点質問してみたいです。

こちら令和4年第3回で答弁をいただいておりますが、作成の手順で、9月以降に作成作業に入ることをございました。再度お聞きをしたいと思いますが、財務書類は9月議会までに完成させるスケジュールにすべきではないかというふうに考えるところでございますが、次回以降の何か変わったことがありましたら、お聞きをしたいと、このように思います。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） こちらの件につきましては、前回の御質問の際にも御答弁を申し上げましたとおり、9月議会で前年度の決算をお認めいただいた後に、数字がそこで固まったところで作成の作業に入っております。

その後、関係の外部団体との数字のやり取り等もございまして、9月議会までの完成は、現状では困難な状況でございます。引き続き御理解をいただきたいというふうに存じます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） その点も理解しているところでございますが、現在、業務デジタル化におきまして、早めていくことも可能ではなかろうかと、このように思います。ですから、3月より、例えば12月とか、こういうことも考えられるのではないかと、このように思いますが、デジタル化につきましてもの考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 一部デジタル化については進めているといいますか、単式簿記を複式簿記に変換するという中で、一応電算システムが入っております。単式簿記で調製したものを複式簿記にざっと変換してくれるような、何ていうんですか、ソフトといいますか、仕組みは、システムは導入しておりますが、それについて、個々の数字を全部一つ一つ当たっていかなくちゃいけないという作業がございますので、かなりそのシステムを入れたことで省力化は図られておりますけれども、だからといって、それがすなわち、すぐ、1か月、2か月縮まるかという、なかなかそこが難しいところでございます。そんな状況でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 続きまして、財務書類には3表形式と4表形式がございます。青木村に限らず、大体の自治体は4表形式を採用されているところでございます。それで、税収を収益と見るか、あるいは純資産と見るかの違いだということではありますが、意思決定のマネジメントの観点からも、3表形式が望ましいという見解がございます。村の考えをお聞きいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議員御指摘のとおり、3表形式、4表形式、それぞれに特徴があるようでございます。市町村におきましては、総務省の統一的な基準において、4表形式ということで作成をしているところでございます。そんなことで御理解をいただければというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この点につきましても、なかなか難しいところもあるかなというふうに思っております。

続きまして、先ほど資産老朽化での御回答もいただいたが、施設の長寿命化を行っても、耐用年数は伸びません。長寿命化を行って、法定耐用年数を超えた施設を使っているという問題が出てまいります。どのようにお考えなのかどうか、お聞きをいたします。この関係につきましても、令和元年第3回の定例質問で御回答もいただいていたはありました。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 議員御指摘のとおり、確かに数字上の耐用年数というのは伸びないわけでございますけれども、長寿命化を図ることによりまして、物理的な耐用年数、これは建物等の種類にもよりますけれども、物理的な耐用年数は、30年から100年まで伸ばすことができるというふうに言われております。それぞれ施設等について、公共施設等総合管理計画に基づきまして、適切に改修等を行っておりますので、物理的な耐用年数については伸びているというふうに理解をしております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） ただいま御回答いただいたんですが、万が一事故が起きたとか、そういうことが今後考えられるんですが、事故が起きたときは、そういうことに関しては、問題ないという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 村の公共施設等の総合管理計画の中では、改修型というスタイルで長寿命化を図っております。文化会館ですとか総合体育館とも、今の計画の中では60年を目安に使用するという計画となっております。次回の計画の見直しについては令和8年度となっておりますので、その際改めて調査等を実施して、その結果を踏まえて、その先について検討していくということになります。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 文化会館は今年で52年、体育館は45年、築45年になっております。この財務書類の所見の中に、建物の場合の法定耐用年数、8年から50年と、このようになっているところでございます。いずれにいたしましても、老朽化というか、いずれの時点で建て替えとか新築とか、こういうことが出てくるのではないかということについては、当然ながら推測します。そのためには、アセットマネジメントと言われているものがあるんですが、その建て替えに向かった資金計画については、今のうちからそういう計画等は、今おやりになっているふうに思いますが、この点につきましても、例えば文化会館を何年先に建て替える、あるいはどうするかというようなことも話題にはなっているかと思います。その点、私もこれはお願いしたいということで、今の文化会館、そういうものにつきましてお願いしたいということです。

それから、4としまして、先ほどからお話で、なかなか9月までにはできないというようなこともありましたんですが、ある方の御意見によりますと、公認会計士事務所に支援業務を委託する、そういう考えもあるということのようなんですが、この点につきましてはいかがですか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） こちらにつきましては、村でも、作成に当たる職員の負担が大きいということで、委託を検討したことがございますけれども、当時600万から700万ほどの委託料が、費用がかかるということで、小規模自治体にとってはちょっと現実的ではないかなということで断念をした経過がございます。単式簿記を複式簿記に調整し直すという大変な作業になるわけなんですけど、これを担当者が自分で作業することによって、そういった自覚が生まれたりですとか、自分のものになりますので、また勉強にもなりますので、当面は自前で頑張ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 去年からのこの財務書類の作成、何人でどのような形でやって

おいでになるのか。中心になる方は若手ですが、その方お一人で進めてやっているのかどうか、それにつきましてはどうですか。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 現状、1人が中心になって作り上げているという状況でございます。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 先ほど公認会計士の場合も費用が700万とありましたんですが、民間の方とか、そういう数字に強い方というのは、本署内にたくさんおいでになったというふうにも思われます。そういう方の活用とか、そういうことも考えられるのではないかというふうに思いますので、今後御検討いただければというふうに思います。

もう1点。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 財務書類を議会における予算、決算審議というより予算の会計に活用ということが言われているんですが、予算審議のときの活用を図るべきではないかというふうに考えますが、どのようにお考えなのかお聞きをいたします。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） 現状、先ほども申し上げましたとおり、書類の調製が間に合っておりませんので、予算の審議の際にも、前々年度の書類を使用するというような形にちょっと現状なってしまいます。こちらにつきましては、議会のほうから、ぜひこの書類提出してくれというようなことで要請があれば、これは対応してまいらなくちゃいけないなというふうに考えております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 分かりました。

この財務書類、私も実はなかなか全部理解するところまではいっていないんですが、少なくとも先程冒頭で申し上げたとおり、青木村の将来につきまして、この書類の方から読み取れる事も出来ます。

冒頭いただきました村における位置づけに関わる重要性の認識をさらに高めるように今後工夫をいただければというふうにと思いますが、これにつきまして、何かお考えありましたらお願いします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 質問いただきました件につきましては、私ども常に行政を預かる者として、いろいろと配慮しなければなりません。特に私は、財政状況はどういうことになっているのか、短期的に、そして中期的に、長期的に、どういう運営をしていかなければならないか、数字上、今どんな位置にあるか、常に頭の中にあるわけでございます。

村のいろいろ諸計画をつくるときもそうなんですけれども、私どもは、この財務書類のほかにも財政力指数とか村の公債費比率だとか、村の財政状況を的確に判断するものを総合的に判断しながら、こういったことを予算をつくったり計画をつくったり、お願いしたり、そういうことをしているわけでございます。これは今、片田課長が申し上げましたように、非常に専門性が高いという事でありますので、なかなか全村に、全職員が理解することが難しいんですが、それを常に、そういうようなことを頭に置きながら、行政、あるいは財政の運営をしっかり心掛けていきたいというふうに思いますし、常に、特に幹部職員や担当する職員には、財務書類の重要性を認識しながら運営をするよう指導してまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） 実は財務書類につきまして、近隣の議員の皆さんと、個別にというか、いろいろお聞きをしているんですが、やはりこの書類に対する温度差というか、非常に感じます。自治体によってもそうではなかろうかなというふうに見て取れるんですが、これは平成28年度に青木村でスタートされたと思います。奈良本会計担当者が初代ということかな、というふうに記憶しているんですが、やはりこの書類も、認識というものが議員の中にも実は近隣の議員という意見なんです、薄いかなと思います。逆に私について、勉強したいなんていう申出もいただいているんですが、やはり財務書類というものは、要するに国からつくれといったからつくるだけじゃなくて、先ほど2番目で申し上げたんですが、「つくる」から「使う」と、このように今後していただきたいなというふうに思っております。

青木村がさらなる発展の実はポイントとなるだろうというふうに考えておりますが、私もこの青木村の財務書類を今後ともしっかり理解を踏まえまして、予算審議、決算審議、これは主に予算審議のようなんですが、活用してまいりたいというふうに考えております。

最後のこれ、要望になりますが、統一的な基準における財務書類の活用方針、こちらをつくっている自治体もございました。こちらのほうも御検討いただければというふうに思います。財務書類につきましては、私も何回か質問してきていますが、身近ないろいろの村と違いまして、どちらかというと、分かりづらいというか、理解しづらい、そのようなことも感

じてはいるんですが、ただ、先ほど冒頭で話ありましたとおり、この財務書類は、いずれにしても将来のためにも、実はこれを十分活用していくということは必要だというふうに思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員の一般質問は終了しました。

◇ 平 林 幸 一 君

○議長（松澤正登君） 続いて、3番、平林幸一議員の登壇を願います。

平林議員。

〔3番 平林幸一君 登壇〕

○3番（平林幸一君） 議席番号3番、平林幸一です。

議長のお許しをいただきましたので、私は、さきに通告をしました大項目3点について質問してまいります。

まず、大項目1点目で、ビジネスケアラー支援の充実について、一括質問で小項目6点で質問してまいります。一括質問の御回答、よろしくお願いしたいというふうに思います。

少子高齢化や世帯構造の変化により、要介護者を支えるケアラーの累計は多様化するとともに、支援ニーズは複雑化、複合化しております。各福祉分野を横断する他職種、他機関との連携の重要性が増しています。本村においては、地域包括支援センターを中心に、関係部門と連携をし、村民の複合化、複雑化した困り事に対応しており、それに並行して、ケアラー支援も行われています。

総務省統計局が5年に1回実施しています社会生活基本調査によれば、介護保険創設直後の2001年には、要介護者約282万人に対し、家族介護者、いわゆるケアラーは約470万人だったのだが、2021年には、要介護者689万人に対し、ケアラー家族介護者は653万人と、要介護者が家族介護者数を上回っています。過去は、複数のケアラーが要介護者をケアするのが、近年ごく少数のケアラーが責任の多くを背負ってケアする形へと変化しています。

加えて、精神障害者数は、1999年の約204万人から2017年には約419万人に倍増、また、ひとり親、母子世帯は、過去30年間で1.7倍、今や1世帯当たりの人数は、2020年では約2.27人という状況です。さらには、経済産業省の調査では、生産年齢人口の減少が続く中、

仕事をしながら介護等を行っている、いわゆるビジネスケアラーは増加傾向で、2030年には318万人、経済損失額は約9兆円規模になると試算されています。ケアする働き手世代の人口は減少しており、少子化で兄弟も少ない、未婚率も高く、結婚していても晩婚、共働き、場合によっては1人で小さな子供を育てているなど、介護を担う大変な状況にあります。このようなビジネスケアラー支援、仕事と介護の両立支援に対する取組は、喫緊の課題と考えています。

そうということで、それでは、小項目1として、本村のビジネスケアラーの把握状況についてお伺いをします。

今後、高齢化の進行や晩婚化等により、全国と同様、本村においてもビジネスケアラーは増加傾向であり、介護に起因した生産性の低下や離職による経済損失額は少なくないと考えます。経済産業省ガイドラインによると、全国のビジネスケアラーは、2020年時点で約262万人と報告しています。そこで、本村のビジネスケアラーの把握状況についてお伺いをいたします。

続いて、小項目2として、ビジネスケアラーの将来動向を含めた村の認識についてであります。

経済産業省ガイドラインによると、ビジネスケアラーに関する将来推計では、ピークの2030年には318万人、現状より2割増しとの予測がされています。また、今後、女性の社会進出や高齢者の雇用促進等が進む中においては、数値がさらに上振れする可能性が考えられます。一定数の村民が仕事をしながら介護に従事している状況について、将来の動向を含めて、村としてどのように捉えているのかをお伺いをいたします。

続いて、小項目3として、ビジネスケアラーへの支援、国・県と連携して、村はどのようにいうことで、今後の仕事と介護の両立支援の必要者の増加が見込まれる中で、ケアラー本人はもちろん、企業への働きかけも言うまでもなく必要です。取組を進めるに当たっては、本村だけで対応することは難しい課題等は、国や県等、広域に連携を取りながら進めていることは承知をしています。

国においては、経済財政運営と改革の基本方針2023年、いわゆる骨太の方針にて、仕事と介護の両立支援の推進を図るを掲げられています。県においても、ビジネスケアラー支援として、介護離職を防止するため、労働局と連携して、介護休業等の利用促進を関係機関や団体に働きかけるとともに、企業訪問等により、テレワーク、フレックスタイム等の多様な働き方制度の導入を促進し、仕事と介護が両立できる職場環境づくりを推進しています。本

村として、国や県とどのように連携を図って、支援につなげていくのかをお伺いいたします。

続いて、小項目 4 として、企業に対する仕事と介護の両立支援として、働き方改革の取組についてであります。

仕事と介護の両立支援として、法改正が国会に提出され、2025年 4 月から、介護に直面した労働者が勤務先に申出をした場合の個別周知、意向確認、介護に直面する前の早期情報提供、研修や相談窓口設置等の雇用環境整備が全ての企業に義務づけられることとなりました。国の企業に対する仕事と介護の両立支援制度の強化が図られます。本村も多くの企業があり、柔軟に取り組んでいく必要があると考えます。本村の企業に対する仕事と介護の両立支援として、働き方改革の推進を様々取り組まれていると思いますが、本村の取組状況をお伺いをいたします。

続いて、小項目 5 として、従業員の状況把握の支援についてであります。

各企業においては、自社ではどのように取組を進めるのか、どのような支援が有効なのか、検討が必要です。そのためには、実際の人数の把握やニーズを知る必要があると考えます。そこで、自社のケアラーの状況を把握するための支援が必要と考えますが、その取組についてお伺いをいたします。

続いて、ビジネスケアラーの最後の小項目 6 として、ケアラー支援制度の周知・啓発についてであります。

厚生労働省の雇用均等基本調査では、介護の問題を抱えている従業員を把握していると答えた事業所は、令和 4 年度で 62%にとどまり、その把握方法も、自己申告制度で把握した割合が 61.2%と最も多く、家族の介護を就業時間外や有給休暇中等で行われている場合や介護していることを知られたくないため、自己申告をされない従業員は事業主が把握することは難しいと考えます。

この人たちが仕事と介護の両立支援に対する会社での制度や介護に関するサービス等について、正しい情報があれば、声を挙げてくれる人も増えると思います。そのためには、現状の仕事と介護の両立支援の様々な取組を当事者が知らなければ、把握には結びつきにくいと考えます。今後、ケアラーの増加が見込まれる中、より多くの方に制度が当たり前に活用されることが必要と考えます。そこで、支援制度の内容や活用方法等をどのように周知・啓発しているのかをお伺いをいたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました小項目の2、ビジネスケアラーの将来動向を含めた村の認識について、私から答弁をさせていただきます。

青木村の高齢化率は御案内のとおり、令和6年には40%を超えました。団塊世代が全て75歳となります令和7年には40.6%、高齢者のピークとなります令和22年には45.7%になり、その後穏やかに下りていくのかなと、下降するのかなというふうに推定をしているところでございます。このように高齢化の進行に伴いまして、介護を必要とする者が増加していることが予想されることから、ビジネスケアラーは今後もしばらくは増加していくことが予想されます。

介護者から、仕事と介護の両立ができる、介護離職等にならないように、企業の理解と協力が大変重要になってくると思いますが、村といたしましても、介護者の負担を軽減するために、介護をはじめ福祉、医療に関する相談等に応じ、必要な介護サービスの利用につながるということも、介護サービス以外の外出支援サービスや給食サービスなど、介護者の負担軽減となるサービスの充実に努めてまいります。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうからは、小項目1、本村のビジネスケアラーの把握状況についてお答えいたします。

主に仕事を行いながら家族の介護を行うビジネスケアラーについては、経済産業省で2030年まで増加傾向にあり、2030年度時点で家族を介護する人の約4割である318万人がビジネスケアラーになると予測しています。2030年度時点で年齢的に最も多いと思われるのが企業等でより中核となるべき年齢層である45歳から49歳の層であり、約171万人、当該年齢層の約17.9%であり、この年代が仕事と介護の両立が難しくなると、経済活動に多大な影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

青木村のビジネスケアラーの実態の詳細につきましては把握はしておりませんが、令和4年度に村で実施しました介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によりますと、介護を受けている方の主な介護者は、配偶者が約60%であり、子供が35%となっております。この子供の割合35%の中で、介護を行っている人で仕事に従事している方がビジネスケアラーになっているものと推察されます。

また、長野県で実施しました高齢者生活介護に関する実態調査によりますと、県内の主な

介護者の年齢は、60歳代以上が約71%、50歳代までが約25%となっております。介護者の中で、「介護のために仕事を辞めたり転職した者がいない」と答えた方の割合は約45%であります。一方で、主な介護者で、「仕事を辞めたり、転職した方がいる」と答えた方の割合は約7%となっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

〔商工観光移住課長 小林利行君 登壇〕

○商工観光移住課長（小林利行君） それでは、私のほうから、企業における仕事と介護の両立支援の取組の立場からお答えをさせていただきます。小項目3から6についてお願いいたします。

③ビジネスケアラーの支援について、ビジネスケアラーについての増加の全体における経済的損失は、先ほど議員からの説明があったとおりでございます。子育てに一段落し、仕事での重責を担う頃に親の介護が始まる。それを覚悟していても、準備していても、大変な負担になるということは想像できます。

当村では、現状どおり地域包括支援センターが中心となって、介護する方、介護を必要とする方の御意向に沿えるように、関係機関と連携を図っていくことが、まずもって大切だと考えております。

④番、企業に対する仕事と介護の両立支援としての働き方改革の取組についてでございます。

仕事と介護の両立支援についての企業への義務づけは、議員説明のとおりです。本村企業での取組について、先進的な取組、事例等をここで御紹介できることは把握できておりませんけれども、村内企業、事業主には、商工会、地域包括支援センターを通して、制度の周知、支援について進めてまいります。

小項目5、従業員の状況把握の支援についてでございます。

議員御指摘のとおりでございますが、従業員からの相談、申告しやすい環境に努める必要があると考えております。役場では、年に一度、自己申告書の提出を行い、希望があれば、提出者との面談を行います。また、月に一度、産業医の面談により、相談しやすい職場環境に努めているところでございます。

小項目6になります。ケアラーの支援制度の周知・啓発について。

議員御指摘のとおりで、支援制度の周知・啓発は大変重要です。当村では、地域包括支援

センターが中心となり、取り組んでいくことを考えております。企業、事業所には、従業員の介護実態の把握、事業主への支援策、介護サービス等の情報発信・周知、新たな労働力の確保と今いる従業員の離職がないよう努める、この3つを支援制度の周知・啓発に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ビジネスクアラー支援については、国・県、企業としっかり連携を図り、支援体制を強化していただきたいというふうに思います。

さらに誰もが介護の当事者であるにもかかわらず、ある種の正常化バイアスにより、準備も知識もないまま、ある日突然ビジネスクアラーになる、そういうことも考えられます。エイジング・リテラシー教育やすてごま対策等、啓発といった、そういう課題への対応の必要性を申し添え、大項目1のビジネスクアラー支援の充実についての質問を終わります。

続いて、大項目2のヤングケアラー支援の充実について、一括質問、小項目5点で質問してまいります。

最初に、小項目1として、ヤングケアラー認知度の状況。

ケアが必要な人が増え、在宅福祉が推奨されているにもかかわらず、日中に家に大人がいない家庭、また、ベビーシッターやヘルパー等、家族以外がケアラーになる危機感がある家庭、さらにはヘルパー代等、家計への負担を気にする家庭もあるかと思います。そうすると、どうしても子供や若者にしわ寄せが行ってしまいます。

子供は、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負荷を負うことで、本人の育ちに影響が出ることが懸念されます。ヤングケアラーを早期に把握して、必要な支援を行い、悩みや不安を抱えるヤングケアラーとその家族が安心して生活できるよう、しっかり取り組まなければならないというふうに思います。

本村では、重層的支援体制により、関係部署での連携も図られ、発見したケアラーについて、行き届いた支援につながれていると認識をしています。しかし、その支援につなげるためには、ヤングケアラーの早期発見が必要です。早期発見のためには、ヤングケアラーの認知度向上の取組が必要であります。県の令和4年度実態調査の結果では、「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがある割合は、大学・短大生では83.8%、中学生は48.6%、小学生、5・6年生ですけれども25%と、年齢が高くなるにつれ、高くなっています。本村

のヤングケアラー認知度の状況についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 2 として、アセスメントシート（早期発見のチェックシート）の活用と円滑運用に向けた取組であります。

ヤングケアラー早期発見のツールとして、第三者でも子供の様子や状況をチェックシート形式で気づくことができるアセスメントシートを活用した取組を進めることが有効です。活用にあたっては、子供たちと直接接する機会が多い教育機関での活用、早期発見が重要と考えます。あわせて、そのシートを使う現場において、誰でも同じようにシートを有効活用できるよう、手引きやマニュアルがあれば、スピード感を持って、正確に早期発見できると考えます。本村の、このアセスメントシート活用と円滑運用に向けた取組についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 3 として、本村のヤングケアラーの早期発見の取組について、現時点の把握状況、それから、事例を含めお伺いをいたします。

続いて、小項目 4 として、ヤングケアラー支援の課題とその対応取組についてであります。

本村では、関係部署間が連携し、重層的支援が行われていると認識しています。支援にあたっては、通常時の対応にはない、ヤングケアラー特有の課題や対応があったかと思います。そこで、その課題や対応についてお伺いをいたします。

続いて、ヤングケアラー、最後の小項目 5 として、ビジネスケアラー、ヤングケアラー支援の今後の取組ということで、今回の質問を作成するに当たり、厚生労働省のホームページにあるビジネスケアラー支援、仕事と介護の両立ポイントやヤングケアラー支援を拝見いたしました。仕事と介護の両立支援制度と介護保険制度の支援やサービスについて、いろいろなケースを事例として載せてあり、見る人にとって、自分が置かれている状況に近い事例に基づき、支援制度やサービスについて知ることができ、非常に分かりやすくなっていると思います。

早期発見の取組で多くのケアラーが顕在化することが予想されます。その中には、複雑化、複合化した課題も出てくると考えられます。本村において、引き続き重層的支援体制で対応されていくと認識をしていますが、より迅速・適切に支援するために、体制のさらなる充実が求められます。本村のケアラー支援の今後の取組の考えについてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） ヤングケアラー支援の充実について、小項目 1 からお話しさせてい

たきます。

まず、ヤングケアラーの認知度の状況についていかがかということではありますが、令和4年度に全児童・生徒を対象にヤングケアラーの実態調査が行われたことがありまして、その結果、「どのような状態を指すのか」という問いについて、子供たちの認識は高まっていると考えています。

次に、小項目2であります。

アセスメントシート（早期発見のチェックシート）の活用と円滑運用に向けた取組についてであります。アセスメントシートの扱いについては、現在、分かりやすいシートが作成されております。そのため、そのシートを小・中学校に紹介をして、先生方に周知し、活用してもらうことができると考えております。

次に、小項目3、ヤングケアラーの課題と対応取組についてでございます。

令和4年度に小・中学校の生徒全員に対してアンケート調査を実施したところ、「実際に家族の面倒を見ている」と回答があった例もあり、家庭状況について、学校を中心に様子を見てもらっておりました。この年の調査では、実際には大きく問題になるようなことはなく、兄弟が多くて、家庭環境が大変であったというような事例が報告されております。その結果を受けて、観察を継続しておりまして、問題が起きたら、すぐに連絡が来ることになっていきます。

また、青木村では、関係者が連絡会議を2か月に1回行っております。福祉、教育、児童相談所、関係機関等で情報共有を行っているため、きめの細かな対応ができると考えているところであります。

次に、4番目のヤングケアラー特有の支援の課題や対応はどうであったかということではありますが、実際、これまでにヤングケアラーと思える事例が1件ありました。児童相談所も交えて、継続をして対応しておりました。その当時、中学校の先生は、困ったときに相談できる機関を図式化した資料を用意して、本人に渡しておりました。さらに保健師さんにも相談に乗ってもらっておりまして、複数の人が対応しておりました。また、本人が進学した高校もその体制を引き継いでくれておりまして、継続した支援を行っております。

この問題の特別な課題は、本人がいなくなると、家庭が崩壊してしまうという事実でございます。本人もそのことを十分承知しておりまして、自分の役割を自覚しているという状況が続いております。したがって、その中で、多くの人が見守っていること、もしSOSをその子が発信したら、すぐに助けに入れる体制があることを知らせ、独りぼっちにしないこと

が重要になると認識しております。

次に、ビジネスケアラー、ヤングケアラー支援の今後の取組についてであります。青木村の誇れる体制というのは、各部署の壁が低く、連携が密に働くことだと考えています。また、コンパクトな村であるため、お互いが顔が見える関係である、そういうよさがございます。これは、口で言うとは簡単なことなんです、そうそう他の市町村でもできるようなことではない、難しいことだと思っておりますが、この青木村独自のよさをこれからも大事にして、教育委員会、住民福祉課、小・中学校、その他関係機関を交えた連携を一層強化して、早期発見と継続した支援を行っていくということが重要と認識しているところであります。

私からは以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございます。

ケアラー支援に対する現状と課題に対して、アドバイザーの設置等を積極的に取り組むよう強化するとともに、ケアラーの視点に立った支援を今後も充実させていただくことをお願いいたします。

ビジネスケアラーやヤングケアラーといったケアラーたちの日々を支えていかなければ、今後社会を維持することは難しくなると私も考えます。そして、これらの課題は、

や労働力不足、介護離職と、それにつながる貧困、孤独、孤立、現状の日本の課題を代表しているというふうに思います。青木村においては、ケアラーの発見から適切な支援、ケアラーの解消まで、関係部署横断的体制で課題を整理し、適切に施策を講じる、ということとをされている、配備するのは、どちらにも優しい村となることを願ひまして、大項目2のヤングケアラー支援の充実についての質問を終わります。

続いて、大項目3の村民に優しいデジタル化の推進について、同様の一括質問、小項目6点で質問をまいります。

私は、令和5年3月の一般質問でデジタル化強靱化社会の構築に向けた取組についてを質問し、その時点での回答をいただきました。本日のデジタル化の質問は、その後の進捗状況を含め、質問をまいります。

本村が進めるべきデジタル化は、村民生活の利便性の向上、行政事務等の効率化、村が有するデータの最大限の活用を通じて、安全・安心で村民に優しいデジタル化であるべきと考えます。しかし、村民にデジタル化の恩恵が十分に届いていないのではないかと感じます。どの程度進んでいるのか、村民に分かり難く、伝わっていないのではと感じ、そして、何よ

りも村民に優しいデジタル化であるべきとの思いから、村の考えや取組等を明らかにしていきたいというふうに考えます。

国は、令和3年9月にデジタル庁を設置し、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化というミッションを掲げ、一人一人の多様な幸せを実現するデジタル化社会を目指しています。この実現のため、高齢者や障害を持つ方にも使いやすい機器の操作や表示を通じ、誰もが取り残されないデジタル化社会をつくることを目標にしています。地方自治体に向けては、システムの標準化、統一化、マイナンバーカードの利用拡大等も図られています。本村のデジタル化強靱化取組では、一人一人の多様な幸せに対し、実現できるデジタル化を進めることが重要と考えます。デジタル化を利用できる人とできない人で行政サービスに大きな差が生じてしまわないよう、課題を認識し、進めていきたいと考えます。

そこで、小項目の1としまして、村民のニーズの把握とそのニーズを踏まえた取組ということで、手段であるデジタル化先行ではなく、村民の必要性を優先し、村民本位のデジタル化実現のために、まずは村民ニーズの把握が欠かせないと考えます。そこで、本村でデジタル化を進めるため、村民のニーズの把握とそのニーズを踏まえた取組をどう進めるか、お伺いをいたします。

続いて、小項目2として、第6次青木村長期振興計画のデジタル化推進による住民サービスの向上、行政事務の効率化の目指す姿と進捗状況についてであります。

第6次青木村長期振興計画のデジタル化推進による住民サービスの向上、行政事務の効率化を図るとしていますが、令和5年3月のデジタル化質問の回答の中に、強靱化対策として、機器更新の検討中がありましたが、その進捗も含め、また、国が進める自治体システムの標準化、共通化が及ぼしている影響も含め、目指す姿と目標に対する現在の進捗状況と今後の必要な取組についてをお伺いいたします。

続いて、小項目3として、マイナンバーカードの普及とさらなる交付推進の取組についてであります。

行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーの普及と活用は国を挙げて進められており、現在はマイナンバーカードの健康保険証としての利用、いわゆるマイナ保険証について関心が集まっているところです。現在の本村のマイナンバーカードの保有率から見た普及はどのくらいか、及び本年12月からマイナ保険証の本格開始に際し、現在マイナンバーカードを持っていない村民にマイナンバーカードの交付推進する今年度の取組についてお伺いをいたします。

続いて、小項目 4 としてです。スマート窓口（行かない、書かない、待たない）の取組と進捗についてお伺いをいたします。

今までは役場の窓口に行き、書面を提出して、申請や申込み等を行っていましたが、インターネットを通して、電子申請届け出で行うことができ、また、マイナンバーカードでは、コンビニでの住民票等各種証明書の発行等利用できます。今後、村民により便利に使ってもらえるようにすることが重要です。本村のスマート窓口の取組進捗について、検討中のものも含めてお伺いをいたします。

続いて、小項目 5 として、子育て世代に向けたデジタル化の取組についてであります。

本村は少子化対策として、子育て世代へ向けた取組を充実させており、デジタル化の部分についても様々な取組を進めているというふうに認識をしています。子育て世代の村民は、デジタル技術への抵抗感も少ないことから、積極的にデジタル化を進められると考えられます。今後どのように子育て世代に向けて取組が進められるのかをお伺いをいたします。

続いて、小項目 6、デジタル化の質問の最後になりますけれども、デジタル化機器に不慣れな方への対応についてであります。

本村はこれまでもスマートフォンの講座等行われてきましたが、不十分ではないかと考えます。人がデジタル機器に合わせるのではなく、デジタルが人に合わせた方法で利用できることが村民に優しいデジタル化の基本と考えます。誰一人取り残さないデジタル化を目指すするために、村の対応についてお伺いをいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問に対しましては、小項目 1 の村民のニーズの把握とそのニーズを踏まえた取組について、私から答弁をさせていただきます。

青木村におきます現在進めております情報通信の高機能化促進事業が極めて大きなデジタル化の促進になると考えております。この事業を進めるの当たりまして、アンケート調査を実施し、各世帯の通信環境の状況や求められる情報、その受け取り方法等、高齢者から若者まで、700名の皆さんから御回答をいただきました。私どもアンケートたくさんいたしますけれども、非常に高い回答率でございました。皆さんからは、スマートフォンを活用しての情報通信を望む方が多い一方で、高齢者の皆さんからは、従来の方法で望まれる傾向が多くありました。

これらの結果を踏まえまして、今回の更新では、1、テレビ、2、IT 端末、3、スマートフォンアプリの大きく 3 本の柱を使いまして、情報伝達、あるいは双方向での活用を図っ

ていこうというものでございます。

今回の情報通信事業が高齢者の皆さんにとりましても、身近で優しいDX化の第一歩として活用していただきまして、さらにデジタル化を村内で進めてまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 片田総務企画課長。

〔参事兼総務企画課長 片田幸男君 登壇〕

○参事兼総務企画課長（片田幸男君） それでは、私のほうから、2番目の御質問と最後6番目の御質問についてお答え申し上げたいと思います。

まず、デジタル化の進捗による住民サービスの向上、行政事務効率化の目指す姿と進捗状況という御質問でございました。

以前も御答弁申し上げましたが、システムの強靱化につきましては、昨年度に完了しております。その際に、併せて業務の効率化を図るべく、内部のメール等の仕組みを大きく変えようというふうに検討したんですけれども、単費では4,000万円を超える追加のリスクが見込まれるということから、ちょっと断念をした経過がございます。

一方、国の進めるシステムの標準化、共通化につきましては、一部は昨年度からスタートしておりますけれども、国の示すスケジュールに従いまして、令和7年度までに基幹系の17業務のシステムをガバメントクラウドへ移行するための作業を進めているところでございます。いずれも、導入に際しましては、国費100%の支援で進められるわけですが、以後のランニングコストにつきましては、相当高額な費用を市町村が負担していくこととなりますので、この辺が大きな課題であるというふうに認識をしているところでございます。

この辺の費用対効果の一例を申し上げますと、令和5年度から導入しておりますコンビニ交付の運営の状況なんですけれども、システムの導入に係る費用が913万円でございました。令和5年度の年間の運営費が約233万円、年間の手数料収入は約7万円、利用状況は、住民票、印鑑証明書等364通、1通当たりの経費が6,320円となっている状況でございます。

あわせて、本村においても導入しておりますクラウドサービスでございますけれども、こちら大本では海外の大手の企業に依存している部分が多いわけでございますので、アマゾンですとかグーグルですとかマイクロソフト、そんなようなことがございますので、使用量が為替に影響されるというような不安定な要素が今発生しているところでございます。今回補正予算をお願いしているところでございますけれども、行政事務の効率化のためにデジタル化を進めれば進めるほど、また財政負担が多くなると、これが今後の大きな行政課題になってくるのかなというふうに認識をしているところでございます。

それから、最後のデジタル機器に不慣れな方への対応についてでございます。

先ほど村の情報通信の高機能化促進事業について、村長のほうからも答弁がございましたけれども、今後運用をお願いしております上田ケーブルビジョンさんのほうでテレビ、告知端末に関わる操作はもちろんですけれども、各戸のインターネット環境からスマホ教室の開催に至るまで、丁寧に御対応いただけるということで伺っておるところでございます。世帯全体の実情を個々の機器に対する習熟度に応じたきめ細やかな対応をしていきたいというふうに考えております。また、導入後につきましても、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから、小項目3番から5番について答弁いたします。

初めに、小項目3、マイナンバーカードの普及と交付推進についてですが、現在、青木村のマイナンバーカードの交付率は約76.7%となっており、交付を受けている方全体のマイナ保険証の登録数は現在把握できておりませんが、国民健康保険加入者に限定しますと、マイナ保険証の登録割合は約50%となっております。

マイナンバーカードの交付推進につきましては、今年度は、村の広報紙に取得方法、マイナ保険証の利用について等を掲載し、啓発等を行っております。また、今後住民の方から御要望等もありましたら、平日の時間内及び休日に交付等の窓口の開設についても検討したいというふうに考えております。

続きまして、小項目4、スマート窓口の取組進捗についてですが、令和5年2月から、マイナンバーカードのマイナポータルから転出届のオンラインでの提出が可能となり、転出する際に役場の窓口でやる手続が不要となることに併せて、転入する自治体の転入届の届出の予約が可能となり、窓口での手続がスムーズに行うことができるようになりました。

また、令和5年4月からは、住民票、印鑑証明書等のコンビニ交付も開始いたしました。令和6年3月からは、戸籍謄本等の広域交付が始まり、本籍地以外の市町村でも戸籍謄本等の発行が可能となりました。

今後も、医療事故に関わる業務の手続に関しましてデジタル化等が検討されていることから、国・県等と連携して、住民の利便性向上のために推進していきたいというふうに考えております。

続きまして、小項目 5、子育て世代に向けたデジタル化の取組についてですが、子育て世代は、子供の頃からモバイル機器等に慣れ親しんできた世代であり、手書き及び対面での書類の作成、申請の手続からデジタル化に移行し、必要な情報を届ける仕組みを構築することで、子育て等で忙しい中、様々な手続等の負担を軽減する効果が見込まれることから、国においては、こども政策デジタル化の推進に向けた取組方針2024を策定し、取組を進めております。

具体的には、子育て支援アプリと連携して、必要な情報等を配信し、子育て世代自ら調べる情報を把握する時間を短縮する、電子版母子健康手帳により、スマホで検診、受診、健診結果の確認やプッシュ型の支援等を行える仕組みの取組が検討されております。村といたしましては、このような国の進める推進の取組と連携して、引き続き取組を実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 平林議員。

○3番（平林幸一君） ありがとうございました。

本村のこれまで、そしてこれからの状況や考えをお答えをいただきました。

今、御答弁いただいた、今まさに現在は、国の緊急防災・減災事業債を活用し、大規模災害時に迅速に対応するための情報網構築、防災行政無線のデジタル化として、青木村情報通信ネットワーク等高機能化促進事業が国の承認をいただき、進められています。今後も誰一人取り残さない、デジタル化社会実現に向けては、様々な事情を抱える村民から求められているサービス、ニーズをしっかりと受け止める体制が必要と考えます。

誰もがいつでも、どこでも、デジタル化の恩恵を享受できるよう、本村でも人間を中心に据えた、村民に優しいデジタル化を引き続き進展することを期待し、大項目 3 の質問を終わり、私の全ての質問を終わります。

御答弁いただきました村長をはじめ教育長、課長の皆様、ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 平林議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

10時40分まで休憩いたします。40分から再開いたします。

休憩 午前 10 時 25 分

再開 午前10時40分

○議長（松澤正登君） それでは、再開いたします。

◇ 松 本 淳 英 君

○議長（松澤正登君） 続いて、1番、松本淳英議員の登壇を願います。

松本議員。

〔1番 松本淳英君 登壇〕

○1番（松本淳英君） 議席番号1番、松本淳英です。

事前通告に基づきまして、1項目、犯罪防止と被害者支援について質問いたします。

最初に犯罪防止について5点、その後回答後、犯罪被害者支援について、それぞれ一括質問とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） はい。

○1番（松本淳英君） 議長の許可を得ましたので、犯罪防止について質問いたします。

令和5年の我が国の犯罪情勢は、刑法犯罪認知件数が前年比17%増の70万3,351件に上り、2年連続の増加となりました。新型コロナウイルスの流行が収束し、人の流れが戻ったことで、犯罪認知件数が増加している側面もありますが、平成15年より一貫して続いていた減少の傾向に変化の兆しが出始めている可能性もあります。ここもとの認知件数の増加の背景には、知能犯詐欺の増加があります。通信アプリやSNSなど、犯行手段としてインターネットが使われる事件が急増しております。令和5年のインターネットを悪用した詐欺の被害額は約772億4,000万円と、前年から倍増しております。

当村は三方を山に囲まれ、コミュニティーにおける充実した人間関係の存在などから、比較的犯罪は起きにくい安全な地域ではありますが、インターネットを介した犯罪は、地域性とは無関係に発生しやすいと考えられます。周辺自治体においても、通信アプリを通じた詐欺被害のニュースが聞かれるところでもあります。

以上を踏まえまして、当村において詐欺被害、特に通信アプリやSNSなど、インターネットを通じた特殊詐欺を未然に防ぐためにどのような対応を取るのか、質問いたします。電話を通じた特殊詐欺対策としては、既に防止機能のついた電話への補助がありますが、より

複雑化するインターネットを経由した犯罪に対してどのように対応していくのか、質問いたします。

次に、インターネットを介した詐欺には、少年や少女が犯罪に加担して加害者になりやすいという特徴もあります。少年少女がこれらの犯罪に加担しないようどう防いでいくのか、当村の対応をお聞きいたします。

また、少年少女の犯罪を防止する上では、スクールソーシャルワーカーの役割も重要であります。スクールソーシャルワーカーは、児童・生徒がいじめ、不登校、暴力行為などの問題を抱えた場合、家庭、学校、地域や友人などに働きかけ、問題の解決を図ることを職務としております。児童・生徒の非行を防ぐ上で大切な役割をしております。当村では、村単で採用されたソーシャルワーカーがいるとともに、長野県が採用するソーシャルワーカーも活用できる状況にあります。それぞれの業務内容と実際の活動状況がどのようになっているのか、答弁をお願いいたします。

続いて、そのソーシャルワーカーですが、当村では、本年度より従来採用していたスクールカウンセラーの代わりとしてスクールソーシャルワーカーを村単で採用されております。スクールカウンセラーの職務は、児童や保護者の悩みを聞き、カウンセリングやアドバイスをすることであり、スクールソーシャルワーカーとは業務内容が異なります。今年度よりスクールカウンセラーに代えてスクールソーシャルワーカーを採用したことで、発生した問題や逆に改善されたことなど、その影響について質問をいたします。

また、当村における現在の教育現場の状況、また、今述べましたとおり、カウンセラーとソーシャルワーカーの職務内容を踏まえて、今後の採用についてどのように考えているのか答弁をお願いいたします。

以上、5点につきまして答弁をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 御質問いただきました1点目のインターネット、SNSを経由した特殊詐欺被害を未然に防ぐための村の対応についてでございますが、御質問いただきましたとおり、テレビ等では連日のように被害の報道がされております。注意の呼びかけがされている中で、全国的に依然として被害が後を絶たないというのは、手口が巧妙化している、もう一つは、まさか自分がとってしまうのではないかというふうに思っております。村民の皆さんが被害に遭われないことが第一であります。特殊詐欺被害といいますと、とにかく高齢者

ばかり目が行きますが、インターネットあるいはSNSを介した詐欺となりますと、一気に年齢層が若年層に変わるわけでございます。

村では、毎日15時半からの情報電話での放送をはじめといたしまして、近隣で事案が発生した際にはメールでも注意喚起を行うなど、あらゆる機会を通して詐欺被害に遭わないよう呼びかけているところでございます。駐在所でも情報電話、広報の駐在所だよりを通して、毎月の呼びかけをいただいております。

村が物理的にシャットアウトすることはなかなか難しいわけでございますが、今後も関係する警察、防犯協会、金融関係などとも相談する中で、村内からの被害者が発生しないよう、新しくなります情報通信機器を活用するなど、効果的な方法を模索しながら、根気よく注意喚起を行ってまいりたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

〔教育長 杓掛英明君 登壇〕

○教育長（杓掛英明君） 私からは小項目2以降をお話しさせていただきます。

まず、少年が特殊詐欺に加担しないためにどのように防いでいくか、対策はありますが、現在、若者を取り巻く最も重要な問題は、メディアを取り巻く様々な問題だと思っています。そこで、小学校も中学校もメディアとの付き合い方に関する講演は毎年行ってもらっております。さらに闇バイト等特殊詐欺についても、中学校を中心に対応してもらうことが重要と認識しております。

昨年度、特殊詐欺啓発のパンフレットが配布されました。これでありましたが、漫画調で大変分かりやすく、どうしたらこういうことが起きってしまうかということを説明してくれてあります。このパンフレットを配布されたことを契機にして、全生徒に具体的な事例で指導を行っております。これは今後も継続して取り組むべき問題と考えております。

次に3点目、村と県で採用したスクールソーシャルワーカーの業務内容と活用状況はについてであります。

これまでも、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーは、県や上田広域で採用され、青木村には合計で年間60から70時間配当があり、対応してもらっておりました。昨年まではスクールソーシャルワーカーは村にはいなかったために、県が雇用している方をお願いせざるを得なかったところでもあります。今年は村でお願いできたので、すぐに対応していただき、家庭に入り込んで相談に乗ってもらっているのも、大変ありがたい存在であります。

また、村でお願いしているスクールソーシャルワーカーは年間400時間を考えておりまして、現在その範囲内で仕事をしてもらっています。さらにですが、その方は県でも採用されている方であるため、青木村の予算以上の時間が必要になった場合は県の予算で来てもらうことも可能になっています。村で直接お願いできたために、細かな情報も共有できるようになり、より深い対応をしてもらえると考えています。

次に4点目、スクールソーシャルワーカーに代えたことによる問題と改善されたことはありますが、家庭状況も踏まえて困難事例に対応していただき、家庭が孤立しないように対応していただいた件が2件生まれました。スクールソーシャルワーカーであったから保護者の思いを上手に聞き出し、問題点を整理して、見通しのある対応を立ててもらったところがあります。課題とすると、WISC（ウィスク）などの発達検査ができない方であったことで、検査を誰にしてもらうかが問題であったんですが、たとえキッズあおきに勤務している指導員の1名が元青木村のスクールカウンセラーをしていただいた方であったので、発達検査はその方に委託をお願いすることができましたので、今のところ問題はなく対応しております。

次に5番目、今後の村としてのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの採用方針はありますが、今年度からスクールソーシャルワーカーを雇用したところは先ほど申したところであります。雇用した方が経験豊富な方であったこともあり、困難事例に対応していただき、成果を上げていただいております。また、本人はスクールカウンセラーとしての仕事もしていこうと考えておりまして、子供や保護者、先生方の相談にも乗っていただいております。この体制で新たな問題が起きないという状況が続くのであれば、当面この方向で進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） インターネットを介在した犯罪防止についてですが、こちらにつきましては年々犯罪の内容が高度化する傾向、複雑化する傾向がございます。様々な対応が取られておりますが、やはり国や県、警察との連携が非常に重要で、情報も常に更新していく必要があります。今後も緊密な連絡、連携等を取って、アップデートの新しい対応を継続的に取っていただけたらと思うところでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、カウンセラーに代わりまして採用されたことで、複雑な案件をすぐに対応できたということで大変よかったなと考えるところでござい

ます。ただ、カウンセラーのニーズというのは今回のスクールソーシャルワーカーの方が今後対応していくということですが、ニーズが大変多いと思います。特に保護者の方もカウンセリングを希望したりすることもあるかと思います。絶対的な業務量がまだ足りない状況にあるかと思うので、もしこちらのほうを今後も強化することができるようであれば、カウンセラーの人の新規の採用や業務量を増やす努力をしていただけたらと思うところでございます。

いずれにしても、カウンセラーは仕事の上で信頼関係をつくるのに3か月程度かかるとされておりますし、ソーシャルワーカーにつきましても、保護者や学校など、幅広い人々との交渉が求められてまいります。共に当村において長期にわたって採用されることで、仕事の内容も充実されてくるかと思しますので、できるだけ長期にわたって、また安定して勤務していただけるように努めていただけたらと思うところであります。

続きまして、犯罪被害者等支援について質問いたします。引き続き一括質問とさせていただきます。

安心して安全に暮らす社会をつくることは、我々行政に携わる者にとって大切な責務であります。しかし、いつ何時発生するか分からない突然の犯罪には、誰もが巻き込まれてしまう可能性があります。犯罪被害によって生じる大きなショックは、被害者の心身に大きな影響を与え、今まで行っていた通常の生活に支障が出ることもあります。犯罪被害に対して一義的に責任を負うのは加害者であります。社会全体として、行政としても被害者に対して支援をすることが求められます。

この点につきまして、最初の質問としまして、現在に当村における犯罪被害者らに対する支援体制がどのようになっているのか質問いたします。

次に、当村における犯罪被害者等支援条例の制定の見通しについて質問いたします。

平成17年に犯罪被害者等基本法が制定されました。この中では、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまで、必要な支援等を途切れなく受けられるという基本理念にのっとり、地方自治体においても地域の状況に応じた施策を制定、実施する義務があるとされております。長野県でも令和4年より犯罪被害者等支援条例が施行されたほか、県内の各市町村でも条例を制定するところが増えております。そして、犯罪被害者支援の柱となっているところであります。当村における犯罪被害者等支援条例についての見通しについて答弁をお願いいたします。

また、犯罪被害者等支援条例を制定している自治体では、生活支援として様々なメニュー

を用意しているように、自治体の状況に応じて異なった支援がされております。当村における条例の制定にかかわらず、当村としては今後どのように犯罪被害者に対する支援を充実させていくのか質問いたします。

また、犯罪被害者支援においては、条例の制定とともに求められることとして、対応する人材の育成があります。被害者の感情をくみ取り、心のこもった対応をするとともに、専門知識を持って各種機関と調整することが求められます。このような人材をどう確保していくのか質問いたします。あわせて、被害を受けられた住民が負担のない形で相談できる窓口の開設や、支援について継続的な周知を行うことも求められます。これらの体制整備をどのように図っていくのか、最後の質問とさせていただきます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

〔住民福祉課長 小根沢義行君 登壇〕

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、私のほうから犯罪被害者支援に関する質問についてお答えいたします。

現在の当村の犯罪被害者に対する支援体制についてですが、青木村におきましては、現在までに犯罪被害者支援に対する案件や相談等はございませんでした。今後、対象となる案件が起きた際には、福祉や場合によっては教育等の関連部署及び県、警察、その他の関係機関、民間団体等と連携の上、必要な情報の提供、助言等、犯罪被害者の方に寄り添った必要な対応をしてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、当村の犯罪被害者支援条例の制定の見通しについてですが、犯罪被害者支援条例につきましては、県内の約7割の市町村において条例を制定されていることを認識しております。また、村におきましても実際に被害に遭われた方のお話を聞く機会もありました。現在青木村におきましても、このような中、条例制定について検討しており、今年度中には議会に条例を提出したいというふうに考えております。

続きまして、犯罪被害者に対する支援の充実についてですが、青木村では、今年度中に先ほど申しました犯罪被害者支援条例を制定する予定でございます。この条例を検討する中で、他の市町村の運用状況等も参考にしながら、犯罪被害者の方に対する支援内容についても併せて検討してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、犯罪被害者に対する支援の体制整備についてですが、犯罪被害者支援の案件が発生した際には、先ほど申し上げましたように、県、警察、関係機関、民間団体、または

人権擁護委員、保護司等の方等と必要な連携を行い、支援を行っていくことになります。支援に当たりましては、当然、村の職員も関わることになりますが、青木村では、今まで犯罪被害者支援に関する相談案件等がないことから、実際の支援に際しては、少なからず不安を抱えているというのが現状でございます。ただし、これは青木村に限ったことではなく、条例制定の有無にかかわらず、多くの市町村が抱えている課題であると認識しております。このような状況を踏まえ、対応する職員の人材育成等に関しましては、県及び犯罪被害者支援を行う関係機関等で実施している研修会等への参加、また、県で設置しております犯罪被害者等総合支援窓口等との連携により、担当職員の質の向上、対応力等の強化を図るとともに、相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 今まで犯罪支援に対する特に大きな話はなかったということは喜ばしいことかと思いますが、逆に、これは今までそういう制度がなかった、そういうことの支援を知らなかったということがあって、なかった可能性もあるのではないかと考えるところでございます。いずれにしましても、年度中に支援条例の制定を予定されているということで、既に制定に向けて動いていること、大変高く評価されることであるかと思えます。

現在の制度においては、同じ国において同じ犯罪を受けたとしても、住民票にある場所によって支援の内容が大きく異なるという問題がございます。支援の内容について、先ほど、他の周辺自治体を参考にして考えるということでございますので大丈夫かと思いますが、当村においては自動車を運転できなくなった場合に、生活の質が著しく低下する懸念があります。リマンドバス等の無料利用などをメニューの内容等に加えていただけたらと思うところでございます。また、自治体によっては、子供が学校に通えなくなった場合に、通信教育の費用を補償するところもございます。このようなことも検討していただきまして、当村の実情を踏まえた、村民の立場に立った条例にいただけたらと思うところでございます。

私からの質問は以上とさせていただきます。

○議長（松澤正登君） 松本議員の一般質問は終了しました。

◇ 塩 澤 敏 樹 君

○議長（松澤正登君） 続いて、2番、塩澤敏樹議員の登壇を願います。

塩澤議員。

〔2番 塩澤敏樹君 登壇〕

○2番（塩澤敏樹君） 議席番号2番、塩澤敏樹です。

通告書に従いまして、大項目2つについて一問一答にて質問させていただきますので、御答弁よろしくお願いいたします。

毎年9月には防災・減災をテーマに質問させていただきますので、今回も防災対策の充実について、まず質問させていただきます。

7月8日夕方に起きた日向灘を震源とする最大震度6弱を観測した地震で、気象庁は初の南海トラフ地震臨時情報を発表し、今後1週間は巨大地震に注意するよう呼びかけをされました。青木村でも役場の体制や村民の地震への備えについての呼びかけが行われました。

昨日の報道等を見ていまして、各自治体でそれに対する検証が行われたようでありますが、住民の受け止めや自治体の対応の検証の中で、多くの課題が出てきたということでありました。特に住民の方の被害に関する意識に問題が大きかったんじゃないかという検証の内容でありました。

地震だけではなく、近年地球温暖化などの影響により、自然災害が激甚化・頻発化しており、政府や自治体等による適時・的確な防災対応が一層求められています。国では、令和7年まで、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速対策の下、防災インフラ等の整備を進めていますが、ハード面だけでなくソフト対策にも力を入れ、ハード、ソフトが一体となった総合的な防災対策に取り組むことが重要であります。そこで、何点か、まずソフト面についての提案をさせていただきます。

今までも質問させていただきましたが、要配慮者の支援に対してであります。災害時に避難行動や情報伝達、避難生活等に特に配慮を要する方を要配慮者と言います。法令では、主として、高齢者、障害者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者と具体的に示されていますが、御高齢であっても、また障害をお持ちであっても、御自身で安全に避難できる方もいらっしゃると思います。配慮が必要であるかどうかは、お一人お一人の状態をしっかりと把握し、個々の状態に応じた避難支援をしなければ、実効性のあるものにはなりません。国もこの点について課題を認識し、要配慮者の避難体制の強化を打ち出していますので、村としてどのように取り組まれるのか、次の2点についてお聞きします。

1点目、福祉避難所への直接避難についてであります。

昨年の御答弁で、ラポートあおきが青木村の福祉避難所になっていて、直接避難もできま
すと言われましたが、どのように避難したらよいかははっきりしていないように思いますの
で、福祉避難所の仕組みについて提案をします。

福祉避難所は、要配慮者の方々が良好な避難生活ができるよう、障害者トイレなどのバリ
アフリー施設や医療的ケアに不可欠な非常用電源設備、介護や医療処置に必要な水の確保と
いった支援が必要な高齢者や障害者を受け入れる施設が整っています。その運用については、
大規模災害など避難生活が長期化するおそれがあり、一般の避難所で生活を継続することが
困難な方を受け入れる二次的な避難所として開設されるとされています。

昨年の繰り返しになりますが、つまり、要配慮者は一旦は指定避難所に避難することが必
要であり、福祉避難所へ直接避難することは認められていません。しかしながら、要配慮者
の中でも、例えば重度の障害者や要介護度の高い方、オストメイトと言われる人工肛門や人
口膀胱を造設されている方、また、多動症、自閉症など、発達障害の方にとっては、たとえ
一次的であっても一般の避難所での対応が著しく困難です。

この課題に対しましては、改定した内閣府による福祉避難所の確保・運営ガイドラインの
中で、地区防災計画や個別計画の策定のプロセスを通じて、事前に避難所である福祉避難所
ごとに受入れ者の調整を行った上で、福祉避難所への直接避難を促進していくことが妥当で
あると、直接避難の必要性を示しています。

そこで、青木村における福祉避難所の運用については、個別の避難計画や村の調査などに
基づき、一定の基準を満たした要配慮者並びにその御家族を直接避難対象者として村が認定
をし、災害規模の大小にかかわらず、指定された福祉避難所に直接避難していただく、そし
て、直接避難所の認定を受けていない要配慮者は、指定避難所に設けられた福祉スペースに
一旦避難をしていただき、二次的避難所として福祉避難所を利用していただく、いわばハイ
ブリッド方式で運用する仕組みにしてはどうかと提案いたします。

この仕組みであれば、受け入れる側としても、避難者に応じた受入れ態勢を事前に整える
ことができますので、要配慮者にとっても受け入れる側にとっても有益だと思いますが、御
意見をお伺いします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 要支援者の福祉避難所の運
用につきましては、令和2年度にラポートあおきさんと福祉避難所として災害時における要
配慮者の緊急受入れに関する協定を締結をしてございます。議員御提言の福祉避難所の運用

方法につきましては、村及び受入れ先でありますラポートあおきさんとも事前に対象者を把握できるという点で有益であるというふうに考えております。今後、村としては、ラポートあおきさん、施設側と受入れ対象可能人数等の把握を行いながら、受入れ対象者の特定ですとか、受け入れる側の人的及び物的体制の整備を図っていくことで、災害時の直接避難を促進しまして、要配慮者の支援を強化していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしく申し上げます。

各地区ごとに直接避難される必要な方のリストアップ等を出していただくということが大切なのかなと思いますが、よろしくお願いいたします。

2つ目は、個別避難計画策定の取組について伺います。

本村においても既に要支援者に対する個別避難計画の作成を進めており、今年度の名簿の提供が8月にありました。先ほど述べたようにその名簿の中の人たちだけではいろんな方がいて、本当に支援が必要な人なのか、支援しなくても大丈夫だという人も全て含まれた名簿になっているかと思います。ですから、その中で、地域で先ほど言った直接福祉避難所に行く人が必要なのか、支援者をつくってやったほうがいいのかというような名簿の活用の仕方についてが、なかなか各地区で取組ができていないのではないかと思います。

入ってくる説明文の中にも、活用について何点か書かれていますが、さらに活用していただくために、お願いであります、提案であります、災害時要支援者活用の手引等を作成していただく、これは、手引でなくても一般的な見やすいパンフレットでもいいかと思いますが、それを名簿配布時や区長会などで個別の避難計画作成について、また、ふだんの見守りや避難訓練などについて説明していただく機会を持つというようなことを行っていくことで、先ほどの福祉避難所に入る方の洗い出しとか、地域でこの名簿を活用した見守り等ができていくのではないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 要支援者名簿につきましては、議員おっしゃるとおり、毎年更新をして、各区長さんですとか地域支え合いの会、それから警察署、それから民生委員会等にお配りをして、情報の共有を図らせていただいているところでございます。また、区長会の折には名簿の活用方法についても説明のほうはさせていただきます。

しかしながら、やはり地区によっては温度差があり、その地区それぞれの御事情もございますでしょうし、なかなかその次のステップに進まないという状況の地区が多いのが確かに実態ではございます。確かに、区長さん等には相当の御負担がかかることも承知はしておりますので、ぜひ区だけではなく、地域支え合いの会ですとか、自主防災組織ですとか、民生委員等の関係団体と連携や協力をしっかりといただきながら、名簿を活用した個別な計画の作成ですとか、避難訓練の実施等に努めてまいりたいと思いますし、説明する際の手引ですとかチラシ等の作成についても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしくお願ひします。

せっかく名簿ができました。その名簿の有効的な活用ができるような取組をよろしくお願ひいたします。先ほど、避難の防災意識の向上のためにも、地域での見守りを行いながら、要支援者の方が災害犠牲者にならないよう、要支援者への取組をこれからも進めていただきたいと思います。

また、いつ誰が何をするかあらかじめ決めておく、事前の防災行動計画である防災タイムラインについてであります。全国各地で発生している豪雨、土砂災害などに対し、行政が事前に発信しているハザードマップなど、青木村でもつくられていますが、防災情報や発災時に発信する臨時情報が住民の避難行動に十分に結びついていないという課題が指摘されています。先ほどの南海トラフのときも避難所設置、避難誘導の情報を出したけれども、住民の方は動いてくれなかったというような検証がされていました。

考えるに、実際に避難訓練をやっていないことが大きな問題ではないかと思います。その前の段階として、ふだんから住民の皆さんが防災意識を持ていただくことが大切だと考えます。そのためにも、各家庭で防災タイムラインを作成することが重要ではないか、家族みんなで災害あったとき、どうしようかということを話し合う場が大切だと考えます。

そこで、2つ提案であります。1つは、区の集会等、多くの皆さんが集まる場所で作成についての説明や事前に作成するというのはできないのでしょうか。

2つ目として、若い人たちに意識を持ってもらうために、信州防災アプリだとか、Yahoo!防災速報のアプリ機能、防災タイムラインをいろんな場でそういう情報を提供していくことを提案しますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） まず、1つ目の件でございますけれども、実は本年の9月1日の防災の日に行う予定でございました総合防災訓練、台風の関係で中止となりましたけれども、実はその中でやろうとしていたメニューの中で、国土交通省の千曲川河川事務所の方からの講演で、マイ・タイムラインについての講演を予定しておりましたが、残念ながら中止になってしまいました。今後もこういった機会を捉えてマイ・タイムラインの重要性やその作成の仕方について普及啓発をしていきたいというふうに思っております。

それから、2つ目の件でございますけれども、議員おっしゃるとおり、若年層の方にマイ・タイムラインを周知するということは地域防災力の向上を図る上で大変重要であると考えております。今アプリのお話が出ましたけれども、Y a h o o ! 防災速報等のアプリでも結構ですし、先ほど議員もおっしゃいましたが、長野県のほうで公式防災アプリの信州防災というアプリがございます。その中では簡単に避難計画、マイ・タイムラインを立てられたりですとか、リアルタイムな情報だけでなく、災害時に役立つ知識というものも多く掲載されており、非常に便利なものとなっておりますので、こういったアプリをぜひ活用していただいて、マイ・タイムラインの周知はもちろんですけれども、防災意識の向上に役立てていただくよう引き続き広報等を行いまして、普及啓発に努めていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

本当にこれらの皆さん、地道な活動だと思いますが、いろいろな場面で啓発していただきたいと思います。

浸水被害に遭ったとき、具体的に自分や家族はどう行動すべきかといったところを想定しておられる村民の方もいらっしゃると思います。これを我が家の避難計画として実際に紙に書いて整理をし、家族や知人でしっかりと共有しておくことが大切であり、それが村民の防災力の源となるのではないかと考えます。このような全ての村民が取り組める個別避難計画を村として推進してはいかがだと思います。地道な取組ではありますが、村民の意識の底上げが、ひいては今回の要支援者のための個別避難計画策定の啓発にもつながっていくものと考えますので、御検討いただきたいと思います。要配慮者の命を守る取組を災害対策法の改定を機に改めて推進していただくよう、村民への啓発も含め、よろしく願いいたします。

さて、村で行われました体験型防災ミニキャンプについてであります。

私たちが日常生活で暮らしている場所が災害に見舞われることは予測が難しい現実です。地震、洪水、台風など、様々な自然災害が私たちに襲う可能性がある中で、備えることは非常に重要です。大災害があると避難所に人があふれ、水や食料の不足、トイレ問題が報道されているように、避難所での生活が困難になっています。

防災キャンプはその備えの一環として、知識とスキルの向上を目指すもので、キャンプの知識や準備ができていれば、もしも自分が被災したときに生かされます。アウトドア体験や自然体験活動などを通じ、災害発生時の避難所生活を疑似体験し、子供を持つ若者世代やペットの同行避難について困っている方など、防災意識の向上や能動的な行動を促すことで、地域防災の向上を図ることができます。

避難所設置等についても、女団連の先日講演の中で、防災会議のメンバーに女性がいなくて、女性立場での避難所設置ができていないのではないかなという話がありました。それは置いておきまして、体験型防災ミニキャンプを青木村では村保健センターで行い、防災食の調理体験や防災講演など、防災意識を高めました。

防災講演では信州大学の防災減災センターの神田孝文特任教授が講師を務め、災害時に備えた家庭備品として、水、カセットコンロとカセットボンベ、米、カップ麺、レトルト食品、缶詰、調味料、チョコなどを挙げられました。

神田特任教授はふだんの生活でもたまにこれらを食べて、食べた分は買い足すなどして、日常と災害時を分けない生活を送ることが大切と強調されていました。さらに、近所の人と日常的にコミュニケーションを取っておくことや、ハザードマップの情報の大切さも訴えられておりました。

そこで、村では今回を踏まえ、秋に完全版の防災ミニキャンプを計画しているとありましたが、どのような内容なのか、今後どのように展開されていくのかお聞きします。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 信州大学の防災減災センターの神田特任教授の御協力をいただきまして、第1回目の防災ミニキャンプを5月に開催することができました。第2回目の開催内容を考えていく段階で考慮したことが、まず、近年全国各地で想定外の大規模災害が発生をしており、青木村にも地震、水害、土砂災害などの災害発生が想定される中で、我々はこれまで様々な災害を目にし、また、本年の能登半島地震では、村の職員が災害派遣として被災地の現状を目の当たりにいたしました。

今後起こり得る災害に対して防災・減災の基本理念でございます自助・共助・公助のうち、

今後皆さんに、令和元年の台風19号災害の反省からも、自助・共助の活動を強くお願いをしてまいります。

その中で、現状の公助ができること、またはすべきことを一旦整理をして、公助では力が及ばない部分の洗い出しをしてから、自助、共助の活動でお願いしたい部分を、今後予定していく防災キャンプの取組についてつなげていきたいという考えに至りまして、まずは役場の職員、それから各区長さんですとか議員さんを対象に、「防災ミニキャンプ2.0公助を考える編」と題しまして、広域避難所の開設訓練等も中心にした取組を11月に行っていく予定でございます。住民の皆さんを対象としたものは、この訓練の結果を踏まえて、反省点も出てきますので、そういった結果を踏まえまして、時期も含め内容等を検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 11月にまず役場の皆さん、区長さんとか議員等を含めた避難所設置等の防災ミニキャンプを行うということでありました。契機としてこれから先まだ発展をされていくという御答弁だったと思います。

多くの住民の方に体験していただくことが大切かと思いますので、学校教育においても防災ミニキャンプを体育館や校庭で、キャンプなどアウトドア体験することで災害について考える機会となっていくと思います。また、地域の人たちもそこに入ることによって、地域の人たちとの交流、コミュニケーションができることが、防災キャンプの一つの目的でもあります。日頃、交流のない近所の人たちと話をしたり協力したりすることで、いざというときに助け合える関係性もできるかと思いますので、これから先、地域を巻き込んだ住民と一緒に防災キャンプができるような企画をお願いしたいと思います。

以上であります。

次に、消火器、火災報知器の点検補助についてお伺いしたいと思います。

新築住宅への火災報知器設置が義務化となったのは2006年の消防法改正によるものです。中古住宅に対しても猶予期間満了後の2011年以降、設置が義務づけられています。平成23年に住宅用火災報知器の取付けが義務化されてから10年以上が経過していますが、消防庁では消防法により設置が義務づけられている住宅用火災報知器の設置率について、令和5年6月時点での調査結果の取りまとめを見ますと、設置率84%でした。長野県は79.7%でありました。

青木村の設置率はということで、消防署へ行ってお聞きしたところ、令和5年は79%で令和6年は87.5%だという御回答をいただきました。訪問しての調査ということですが、1年でこれだけ伸びるのはというのがよく分からなかったんですけども、ともかく、高齢者世帯等取付け作業自体が困難な場合があります。そこで、取付けの支援をすることについてですが、家庭での防災対策に役立てるよう、消火器や住宅用火災報知器の購入取付けを安価で斡旋して、また不要になった消火器の廃棄も斡旋している自治体もあります。

消火器については、消火器の点検が消防法で義務づけられており、点検方法や点検期間にも規則があります。家庭用はおおむね5年間です。火災から施設や建物を守るための道具である消火器は、常に万全の状態でなければなりません。消火器の処分には基本的にリサイクルする必要があります、特定の窓口か指定取引場所にリサイクルシールを貼り付けて持ち込まなければいけない、また、ゆうパックでの郵送をするというような回収方法であります。

また、リサイクルにはリサイクルシールが必要で、2010年以降に購入した消火器には最初からリサイクルシールが貼られているため、リサイクルシールの購入は必要ありませんが、2010年以前のはリサイクルシールの購入が必要であります。なお、リサイクルシールにも有効期限がありますので、以前購入したものをを使用する場合は、有効期限を確認する必要があります。有効期限が切れている場合は新しく購入する必要があります。特定窓口の場合、リサイクルシール代に加えて、特別保管料などが必要です。リサイクル費用は消火器の種類、サイズによって変わります。家庭用の小型タイプは約500円から1,000円程度、それ以上だと2,000円以上になります。

このように費用がかかったり、手間がかかったりで大変であります。高齢者にとっては面倒で、処分して買い替えようとはならないのではないのでしょうか。

そこで、青木村として、まだ消火器、火災報知器の取付けをしていない家庭への購入、取付けの安価でのあっせん、消火器購入と不要になった消火器の廃棄もあっせんしていただくことを提案します。ホームセンター等に消火器を持っていくと、購入するときに引き取ってもらえとか、また、廃品業者に引き取ってもらうなどもできるようであります。村でまとめて廃棄、購入の取組ができないでしょうか。特に高齢者住宅の点検と購入等のあっせんを重点的に行っていくことを要望しますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 奈良本防災危機管理監。

○会計管理者兼税務会計課長兼防災危機管理監（奈良本安秀君） 安価でのあっせんにつきましては、若干難しい点がございます。仮に村が業者をあっせんしても、先ほど議員おっしゃ

ったとおり古い消火器の処分料等がかかります。消火器を販売しているホームセンター等では、新しい消火器を購入すると同時に、古い消火器を無料で引き取ってくれるようなところもございますので、あっせんしても結果、ホームセンターに行って買って来たほうが安かったというようなケースもありますので、あっせんしたほうが高額になってしまうというようなケースもございますし、また、かつては消防団が業者と一緒に消防フェスティバル等のイベントの際、火災報知器の購入についてあっせんを行ったこともございましたけれども、現在、こういったことの悪質業者による訪問販売等の被害が各地で発生しており、逆に注意喚起を促しているところで、なかなか業者をあっせんしていくということも慎重な態度を取らざるを得ないというような状況でございます。

また、高齢者住宅への点検及びあっせんということでございますけれども、村では毎年、コロナ期間で数年間できなかった時期もございますけれども、消防署と連携をして独居の高齢者世帯を中心に電気設備等の点検を実施しております。本年についても11月に行う予定となっておりますし、昨年につきましては、地元の電気工事店、それから中部電力、それから中部電気保安協会が地区の民生委員さんと同行して、高齢者世帯を対象に無料の安全点検等を行い、簡単な修理等はその場で行っていただいたということもございました。

今後も高齢者世帯へは消防署と連携をいたしまして、こういった機会を捉えて、火災報知器の設置ですとか交換、それから消火器の交換についてもPRや広報活動を務めてまいりますし、個々の相談にも積極的に応じたいというふうに考えておりますし、消防署とは先日この件についてこういったことを確認をしたところでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

火災報知器については、高齢者住宅について訪問して点検していただいているということであります。消火器も見えていただいて、消火器においては下が古いものが腐ってきて爆発したという事例もあるようであります。また、確認していただいて、高齢者の方にホームセンターで買ってこいとも言えないと思うんですね。ですから、村の粗大ごみ回収のときにそういうことができるかとか、何か方法を考えていただいて、消火器の廃棄、新しいものへの交換という方法を考えていただければと要望したいと思いますが、よろしくお願いいたします。

自然災害による被害を、火事も、さっきの消火器もそうなんですが、最小限に抑えるためには、私たち一人一人が減災に対する意識を高めなければ、消火器があるとか、火災報知器

がついているということもそうだと思うんですが、事前に対策を取っておく必要が重要であります。個人や家庭、地域間でできることは計画的に取り組み、万が一の時に備えておきたいです。そのために防災研修や啓発イベント等を充実していただき、より多くの方に防災に関心を持っていただくきっかけをつくっていただくことが大切。防災・減災を自分事として捉えて、村民が防災対策や防災訓練などに参加できるようになっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

こういう言葉がありました。助かる社会づくりをしてください。助ける人、助かる人ではなく、助かる社会づくりをということで、青木村でも助かる社会づくりをモットーに取り組んでいただければと思います。よろしく願いいたします。

では、次に、学校施設の整備についてであります。

小学校の学校施設の環境整備では、トイレの洋式化、排水、自動水栓、職員トイレなど、次々と改修工事が行われて、とても環境がよくなってきています。ありがたいことでございます。また、校庭も排水の施設がしっかりしているのだと思いますが、今年の運動会も前の日まで雨が降っていて水がたまっていたんですが、次の日は水がほとんどなく、朝5時前から来て、水を取っていた職員もいたんですけども、運動会ができることになりました。

そこで、さらにお願いであります、バリアフリートイレの設置、それから、エレベーターの設置についてであります。

中学校には誰もが使えるという表示があるトイレが教室棟にあります。この表示については、令和4年3月の議会で質問させていただき、庁舎のトイレの表記が誰でも使えるトイレというような表記になりました。ただ、まだ文化会館のトイレでは、まだ障害者用トイレということで、誰もが使えるという表記になっていないので、できれば文化会館のトイレも妊婦さんでも使える、足の不自由な人でも使えるとか、誰でも使えるトイレというふうに変えていただきたいと思います。

そして、さらに小学校には体育館に障害者用のトイレというのがありますが、校舎、教室棟にはありません。教室棟から体育館まで行つての利用は、健常者はともかく、支援が必要な方、体育館まで行って使用することは大変であります。また、車椅子の児童や保護者、職員なども考え、校舎にエレベーターの設置が必要と考えます。国でも今、バリアフリー化の推進を進めているところであります。

そこで、これから児童や保護者、また教職員にとってもバリアフリーの施設になるよう、教室等にもバリアフリートイレの設置、エレベーターの設置を検討していただきたいと思います。

ますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校のトイレの洋式化は、今お話があったように昨年度から計画的に実施しておりまして、今年は職員トイレも対象として一新したところであります。来年度には改めて学校の意見をお聞きして、体育館も含めて、最終的な洋式化の改修工事、改修事業を検討していこうと考えております。

一方で、教室棟に新たにバリアフリースイートを設置するということになりますと、適当な場所が見当たらない構造的な問題があるということがありまして、そこが大きな困難点だなと思っております。体育館にはバリアフリースイートがあるので、全くないというわけではありません。今回は解決が難しい問題であるため、要望として受け止めさせていただきます。

また、エレベーターの設置に関しても要望として受け止めさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） よろしく申し上げます。

今、国でも必要とされるなら補助が出るような形でバリアフリー化を進めているわけですが、検討していただければと思います。

次、学校の校庭、グラウンドの改修についてお伺いします。

近年は子供たちの運動能力の低下や同学年や異学年との関係づくりができないなどが問題になっています。休み時間に思い切って友達とスポーツなどして遊ぶことで体力がつく、多くの友達と交流ができるグラウンドは大切な場所であります。そのグラウンドのクレイ舗装が経年劣化し、砂が流されて表面が粘土状に締め固まって、転ぶと擦り傷になりやすく、雨が降るとよく滑るようになってきました。

そこで、保・小・中のグラウンドの整備についてお伺いします。

保育園、小学校、中学校のグラウンドに砂を入れる暗渠排水管の設置での水抜きなどの整備を近年行っているのでしょうか。やられた時期や内容についてお伺いします。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校は暗渠排水が機能していることから、どこかの時点で工事を実施したと思われるんですが、そのいつかははっきりいたしません。保育園、中学校は現在の校舎建設時に同時に整備したと考えております。したがって、保育園は平成5年、中学校は平成11年でございます。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

ずっと保育園のところ、雨が降った後、下のほうに水の流れた跡ができてしまうような状態であります。低いところに水があって、グラウンドの上の表面の土と一緒に流れているというような状態ですね。中学校も水はけが大変悪いというふうに言われていました。

また、各グラウンド、校庭等にはポイントになるためにくぎを打ったり、コースをつくるためのひもを押さえるくぎを打ったりして、多くのくぎ等が中に埋もれている状況であります。自分もいっぱい打ってきた、そのままにしてきちゃったんですが、出てきたくぎで裂傷を負うというような事故が発生しています。文部科学省からも平成5年に校庭等における危険物の確認・除去等についてのことが出ています。

これらも含め、グラウンドの改修についてであります。土を掘り起こす、転圧をかける、砂を入れるなどの改修が必要と考えます。また、そういうものによって、校庭に印のために打ったくぎなども除去できるのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 杓掛教育長。

○教育長（杓掛英明君） 業者に青木小学校の校庭の改修工事の見積りを出してもらったところではありますが、1平方メートル当たり1万円がかかるということでもあります。それと、委託管理料が500万円と、したがって、ざっと見ると5,000平方メートルの校庭だとすると5,500万円の経費が必要であるということが分かりました。必要があれば実施しなくてはならないと考えておりますが、学校からも今のところ要望は聞かれないために、早急に対応することはちょっと無理かなと考えております。

必要なことは排水のよい使いやすいグラウンドを多くの子供たちが利用していくことだというふうに思っています。中学校では今年は生徒たちの問題解決学習の一環として、校庭を使った運動会を実施するという話を聞いておりまして、積極的な活用を期待しております。

小学校は子供たちがよく走り回っていて、しっかり活用が図れております。水はけもよく、歩いてみても、まあまあの柔らかさで、早急の対応が必要とは考えていません。また、くぎを使用したポイントも現在、整列のために必要があってポイントしてあることから、全て除去してしまうというわけにもいかないと考えております。ただし、日常点検を定期的に行ったり、運動会の前には子供たち自らが石拾い等を行ったりして、安全確認はしっかりしていきたいと考えております。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 費用がかかるというのは確かだと思いますが、いつかやらなければいけないのかなという気がしますので、校庭の整備について、また、御検討いただきたいと思います。

校庭で子供たちが伸び伸びとけがなく遊べる、体育ができる環境づくりをこれからもお願いしたいと思います。

同時に東京都教育委員会では、学校に芝生のスペースを設置することで児童・生徒の日常的な運動が増加し、たくましく健康な体を育むことができるだけでなく、理科教育、環境教育面での体験的学びの機会が増加しますとして、校庭の芝生化を進めています。ほかにも校庭の芝生化を進めている自治体も数多くあります。

これまで、日本の芝生化というのはお金がかかる、先ほど言われたように、維持管理が難しく、養生期間は立入禁止、自由に使えないというのが常識でありましたが、ところが今、少ないコストで校庭を緑にできる技術が注目されてきています。維持管理もほとんど必要なく、養生期間も1か月ほどです。校庭が芝生になれば、子供たちがけがを恐れず運動できます。芝生のグラウンドで遊びが広がり、休日のスポーツ少年団の活動、休みに親子で校庭を使って遊ぶなどの活動、多くの地域住民が集う相乗効果を発揮できる。さっきのクレーを芝生にするという手もあるのではないかということでもあります。

そこで、グラウンドの芝生化についてどのようにお考えでしょうか。特に子供たちが1日のうち多くの時間を過ごす保育園の園庭を芝生化し、土踏まずの形成期である2歳から5歳までの間にはだして思い切り遊べる環境を整えることによって、子供たちの健全な成長を促し、子供たちが元気になると思います。また、保育園庭の緑化は、子供たちの情緒安定化を図るほかに、ヒートアイランド対策、飛砂防止など、様々な効果があると考えことから、全国で緑化・芝生化を実施する保育園、幼稚園が増えています。

芝生化についてのお考えをお聞きます。

○議長（松澤正登君） 成沢保育園長。

○保育園長（成沢亮子君） 園庭芝生化についてお答えいたします。

子供たちの外での遊びの状況ですが、現在の園庭の使用状況は、年長、年中児は基本保育園に隣接しているあおきっ子広場へ出かけ、様々な遊びを展開しています。こちらについては、芝生化せずとも雑草の刈り込みにより、自然と芝面ができた環境となっております。園庭は3歳児以下の子供たちが主に利用しており、7月に行われた一般公開保育士研修会では、県の保育専門指導員に園庭も広く、シャベルを持った子供たちが園庭のあらゆる場所で自由

に穴掘りをし、泥んこ遊びができる環境はとてもいいことですね、さらに、草いっぱいのおきっ子広場もあり、両方満喫できますねと講評をいただいたところです。

また、近隣市町村でも、芝生化を行っている保育園がありますが、芝生化したことにより、散水、芝の手入れなどの維持管理の大変さをお聞きします。通常芝生化する事業費は校庭6,300平方メートルに対し2,800万円ほど、その後の維持費、人件費に係る費用は年間100万から200万ほどかかるとお聞きしています。芝の水くれのためのスプリンクラーを設置するとなると、さらに費用は加算されていくと思われます。このことから、多額の費用がかかることがまず問題となります。そのようなことから、現在の環境が土と芝生と両方経験できるよい環境であると考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） ありがとうございます。

芝生化にはやはりメリット、デメリットがあるかと思います。自分も土の上で子供たちが砂いじりをする、土いじりをするというのは大切なことだと思っています。土を感じるというのは。と同時に、はだしで芝生の上を走れるという環境もすばらしい。ですから今、人工芝等も含めて、いろいろやっている、子供たちが元気に走り回る大切なところだと思いますね。芝生はその衝撃を受け止めてくれて、けが等も少ない、安全性もあると思われます。ですから、転ぶことを考えないで前傾姿勢で走れるという走る形もできるということになってきます。

ですから、芝生には子供たちの能力を引き出す役割があるのではないのでしょうか。これまでは、さっきも言われましたけれども、芝生は高価なもの、管理も手がかかるといった思いもあります。今、鳥取方式など、雑草も芝という考えで、雑草を抜いたりせず、ただ刈るだけでいいと。ただ刈るだけが大変なようですが、剥げたり傷んだりしても問題なくすぐに回復するのがこの芝の特徴だというのがあろうかと思います。芝に対してのイメージというのも変えていければ、もう少し安価でできる方法もあるのではないかと考えますが、今後、校庭の芝生化や人工芝生化、ゴムチップ舗装などについても御検討いただきたいと思います。小学校、プールへ行くのに校庭を歩いていくわけですが、そのところにゴムチップ舗装をつくると。何か考えていただきたいと思います。また、そんなことを提案して、お願いしたいと思います。

以上、防災・減災の充実強化、教育環境整備について、質問を終わります。

御答弁ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 塩澤議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。

13時再開をお願いいたします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 1時00分

○議長（松澤正登君） それでは、午前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 坂 井 弘 君

○議長（松澤正登君） 続いて、5番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔5番 坂井 弘君 登壇〕

○5番（坂井 弘君） 議席番号5番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問いたします。

最初に、健康保険証廃止に関わる医療を受ける権利の保障について質問をいたします。

本年12月2日からの健康保険証廃止まで残り3か月を切りました。青木村議会においては昨年9月、健康保険証の存続に関する意見書の提出を求める陳情を採択し、健康保険証の廃止に反対する意見書を国に提出してきました。

トラブル続きのマイナンバーカード、マイナ保険証に対し、多くの国民が不安に感じ、保険証の廃止に反対する声を挙げてきました。しかし、そうした声に耳を貸さず、12月からの保険証廃止をゴリ押しする政府には怒りを禁じ得ません。保険証廃止の撤回を強く求めつつ、質問させていただきます。

本年5月から7月にかけての期間、長野県保険医協会が県内77市町村に対し、アンケート調査を実施しました。保険証廃止に伴う資格確認書送付などに関するアンケートです。全県の調査結果は7月30日付の信濃毎日新聞でも報道されているところですが、県内全市町村が

このアンケートに答えており、本村も回答しております。

アンケートの内容が保険証廃止に対する県民の不安を反映するものになっていることから、このアンケートの項目に沿って質問をいたします。

アンケート項目 1、本村における国民健康保険加入者のマイナ保険証の利用登録率はどのくらいでしょうか。マイナンバーカードそのものの普及率ではなく、マイナ保険証としてひもづけられている登録率を問う設問です。どのように回答したのかお答えください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

マイナ保険証の利用登録率につきましては、このアンケートがあり、回答した5月の時点では把握ができていなかったため、把握できていないと回答いたしました。現在につきましては、国民健康保険連合会から加入者のマイナ保険証登録率の情報が送られてきており、加入者全体の約5割の方がマイナ保険証を登録しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 1項目飛ばし、アンケート項目3、マイナ保険証利用登録のない方に資格確認書を送付することになっていますが、どのように対応するのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） マイナ保険証利用登録のない方への資格確認書の送付についてですけれども、このアンケートの選択肢には、全ての国民健康保険加入者に送付する、利用登録者を把握しているので利用登録者以外の全ての方に送付する、原則申請があった方のみ送付する、その他とありました。

青木村では、マイナ保険証利用登録者以外の全ての方に送付する予定ではございますが、回答時におきましては利用登録者を把握していなかったため、回答としますと、現時点では「利用登録者を把握していないが、利用登録者以外の全ての方に送付する」になりますので、選択肢にはなかったのもので、「その他」というふうに回答いたしました。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 政府は、資格確認書の交付を申請せずともプッシュ型で送付するとしていますが、全県の調査結果では「申請者のみ送付」と答えている自治体が16ありました。ゆゆしきことと言わねばなりません。

ただいまの課長からのお答えのように、青木村としてはそのようなことはなく、プッシュ

型で間違いなく送付するという事で確認してよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 資格確認書の送付はいつ行うのでしょうか。12月2日以降順次といった情報もありますが、青木村では送付準備ができているのか、いつ発送する予定なのかお示しください。

また、有効期限は最長5年とされていますが、この点についてもどうなっているのかお示し願います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 答えいたします。

資格確認書につきましては、マイナ保険証の利用登録をしていない方で、12月2日以降に誕生日が来て70歳になる方に令和7年7月31日まで有効期限の資格確認書を送付する予定でございます。

また、資格確認書の有効期限につきましては、長野県では統一的に12月2日以降の随時発行分につきましては資格取得日から令和7年7月31日までとし、以降、更新日は8月1日、有効期間は1年間、有効期限は7月31日とする全県的な取付けになっております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 70歳というふうなところで7月31日までの有効期限ということで、その方については一般の7月31日以前にお配りするという事でおっしゃっていただいたので、その点、大変憂慮しておりましたので、お答えいただいたのでよかったかなとも思っておりますが、同様に75歳になる方についても国保から外れるわけですが、誕生日前日で期限が切れる方もおるんですが、その方に対する対応はどのようになるでしょう。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 12月2日以降、75歳になる方につきましては、誕生日月の前日までの被保険者証を発行済みでございます。誕生日から令和7年7月31日までの資格確認書を誕生日月の前月に発行する予定でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） その資格確認書は後期高齢者になられる方ですので、発行は国保ではなくて後期高齢者という意味でしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 後期高齢者医療につきましては、今までも保険証は後期高齢者医療広域連合で一括印刷いたしまして、配布については各自治体市町村のほうで行ってありましたので、この資格確認書につきましても、発行自体は高齢者医療広域連合のほうで行いますけれども、実際の発送については各自治体のほうで行うことになると思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） そうしますと確認ですが、70歳、75歳になられる方以外のいわゆる一般の方については7月31日の有効期限の保険証があり、その切れる以前に1年間の有効期限の資格確認書を全員にプッシュで送付するという確認でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 有効期間1年ということですが、政府のほうでは5年というふうなことを一般的として言っているわけですが、そのあたりのことについては見解はいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） これは県のほうから全県的な統一として、先ほど申し上げましたように1年間の有効期限で行うというふうな通知が来ておりますので、そのとおりに行うということでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 戻りまして、アンケート項目2ですが、マイナ保険証の利用登録者の有効期間、電子証明書の失効時期を把握されているか。

また、アンケート項目4、12月から始まるマイナ保険証の利用登録解除のためのシステム構築の状況はどうか、2つの設問に対する回答内容をお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

マイナンバーカードの有効期間は原則10年間になっております。電子証明書の有効期間は

5年間であり、マイナンバーカードを被保険者証として使用される際の電子証明書の有効期間も5年間になりますけれども、マイナ保険証の利用登録者の有効期間、電子証明書の失効時期を把握しているかというアンケートにつきましては、「分からない」というふうな回答をいたしました。

あと、マイナ保険証の利用登録解除のためのシステム構築についてはどうかというアンケートにつきましては、「システム構築を検討している」というふうに回答いたしまして、現在も構築中でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 保険証の有効期間あるいは電子証明書の失効時期については把握していない、分からないということで、そうした方が失効する時期について、その対応についてはどのようにするのか、その辺はシステムが出来上がっているのか。

それからまた、マイナ保険証利用登録解除システムについては、システムの構築を今、検討しているところだということで、今もって把握あるいはシステムが構築されていないということになるかと思いますが、12月2日から制度が施行されるという中で、果たしてこれに合うのかということが憂慮されますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 資格確認書等につきましては12月2日以降発行するところでございますので、11月中には発行手続を完了する予定であるというふうにシステムの開発業者のほうから聞いております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） マイナ保険証電子証明書の有効期間についての取扱いはどうなりますか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） マイナ保険証の電子証明の有効期間につきましては、これは把握できていないというのが現状でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 把握できていないという中での期限が切れたときの対応というのは、自動的にできるということですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 電子証明書の有効期間の失効につきましては、約3か月ほど前にJ-LISという国の機関のほうから、失効しますという通知が本人宛てに発送されますので、それに基づきまして本人のほうで更新手続等を行ってもらうようになります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） すなわちこれについてはプッシュ式ではなくて、本人の申請によって行うという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それでは、アンケートに関わる部分については、以上でほぼ答えていただいたかなというふうに思いますが、1点、保険証と、ある面では有効期間内に資格確認書が届けられるかと思いますが、その間については資格確認書と保険証の期間がダブることはないということで理解しておけばよろしいのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 資格確認書と紙の被保険者証の期間がダブるということはありません。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） それでは次ですが、長野県国民健康保険資格関係書類在中という封筒が送付されてきました。例年のことですが、更新期間になったということで新しい保険証が配布されてきたわけですが、その中にチラシが幾つか入ってありました。

そこに入っていたチラシの中にマイナ保険証を使うメリットが3点記載されています。①医療費を20円節約できる、②よりよい医療を受けることができる、③手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除の3点です。これについて分かりやすく説明してください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） お答えいたします。

マイナ保険証の利用のメリットといたしまして、医療費を節約できる、よりよい医療を受けることができる、手続なしで高額医療の限度額を超える支払いの免除が受けられるということが上げられております。

まず、1点目の医療費の節約ができるとは、初診料が紙の被保険者証を利用した場合とマイナ保険証を利用した場合に20円分の差があり、この20円が医療費の節減になるということでございます。ちなみに本人負担は、20円掛ける本人の負担割合ということになります。

2点目のよりよい医療を受けることができるとは、例えば医療機関等で処方されている薬の状況ですとか他の健診データ等を見て、初めて診療を受ける医療機関等でも、それまでの検査結果ですとか調剤の状況等、身体の状態等を把握して治療に役立てることができるということでございます。

3点目の手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除でございますけれども、基本的に高額医療の支払いを受ける場合には、限度額適用認定書というものの申請手続が必要になるわけですが、この限度額適用認定書の交付を受けずにマイナ保険証を利用すれば、限度額を超える支払いが免除されるということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 3点説明いただき、ありがとうございました。

1点目の医療費の節減ですが、まさにこれはマイナ保険証へ導くためのこそくな手段だということが明らかではないのでしょうか。ただでさえ高い国保税、その上に医療費に差をつけるというおよそ非人道的発想と断じずにはられません。

2点目のよりよい医療についてはどうでしょうか。お薬情報、健康診断の結果を見られるようになるということで体の状態、他の病気を推測して治療に役立てられる。お薬の飲み合わせや分量を調整してもらえるとといったことがあるわけですが、果たしてオンタイムでそれが可能なのでしょうか。

例えば同じ日に別の医療機関で異なる診療科に受診をした場合、その医療情報は共有されるのでしょうか。タイムラグが1か月半あると聞いています。したがって、オンタイムで医療情報が共有されることはないということです。そうではないのでしょうか。むしろお薬手帳を見せたほうがよっぽどリアルに伝わるのではないのでしょうか。

また、医療情報の共有に関しては、患者の同意を得て行うとされていますが、同意すれば全ての医療情報が明らかにされます。他人に知られたくない情報、できれば伏せておきたい情報までも赤裸々にされることになります。プライバシーの保護の観点からも大いに問題ではないのでしょうか。

3つ目の高額医療の免除申請についても、マイナ保険証がないと免除申請が面倒であるか

のごとくうたっていますけれども、これも眉唾です。健康保険証であってもオンライン資格確認ができる医療機関であれば、窓口で口頭でその旨を伝えれば手続不要なはずです。

また、現在でも高額医療になる場合、入院する方が多いと思いますけれども、入院先でその手続をやっていただけるということで、口頭で依頼するあるいは紙1枚書けばいいというふうなことになるかと思います。

いずれにしても、これがマイナ保険証のメリットになると鷹揚に構えて掲げるものではないと思います。マイナ保険証に導くための言わば詐欺的な先導宣伝というほかありません。見解を伺います。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 1点目の医療費の節約、20円の差があるということですが、これにつきましては議員おっしゃるとおり、確かにマイナ保険証に誘導するための施策の一つであるというふうにも私も思っております。

2点目のよりよい医療を受けることができるですけれども、これにつきましては確かにタイムラグが生じますけれども、タイムラグが生じたとしても、いずれは診療情報、調剤情報を一元的に把握することができるということは、メリットにつながるのではないかと考えております。

3点目の高額療養費の限度額適用認定書の申請の免除の話ですけれども、これにつきましては確かに大げさに言うことはないかと思うんですけれども、ただいわゆる口頭で申請をしたり、申請書を書いたりとか、そういう手続が免除できるということでは一定のメリットはあるんじゃないかなというふうに思っております。

1点目の20円の差があるのは、確かにちょっと誘導している面があるかと思うんですけれども、これは基本的にはマイナ保険証の導入に当たって非常に導入費用がかかってきたということで、加算という形で初診料のほうに上乗せで加算をつけているわけですが、加算をつけた場合に、やはりマイナ保険証を使っている方にも逆に使っていない方よりも負担が大きくなるということが生じてくる可能性があるということで、そういったことがないようにマイナ保険証を利用している方は負担が軽減されるようにという形で、20円の差を設けたというふうに聞いておりますので、その辺は御理解をしていただかないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 課長のとても人間的な、一生懸命答えていただくそういう姿勢に感動しながら聞いておりましたけれども、本音の部分を書いていただき、ありがたかったと思います。

2点目のよりよい医療に関して、いずれはとおっしゃいました。いずれはのことはあるかもしれませんが、多分、そうなっていくかなと期待する部分ではありますけれども、今現在ではそうっていない。まさに先ほど私が言ったような状況にあると。その状況で12月2日、保険証廃止に持っていくための先導的な宣伝ということは、やっぱり許されないというふうに思うところであります。

そのことを申し述べて先へ進みますが、広報あおき9月号、12ページにもマイナ保険証をご利用くださいという記事が掲載されております。内容は厚労省チラシの写し書きであり、厚労省のお先棒を担ぐような中身です。

さらに厚労省は医療機関や薬局に対し、マイナ保険証利用者の増加率によって支援金を付加する誘導策を実施しています。そのため、周辺薬局でもマイナ保険証登録をあおり、不安を駆り立てている実態があります。

政府がすべきことは、また村にしていいただきたいことは、マイナ保険証がなければ医療が受けられなくなるという不安をあおるのではなく、マイナ保険証がなくても医療は受けられるという安心のメッセージを伝えることではないでしょうか。

さきの広報あおき9月号、12ページには、令和6年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には申請していただくことなく、資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができますとごく小さな文字で記されてはいます。しかし、それだけです。

これまで私が質問してきた内容、すなわち村民が知りたいと思い、村民の不安を解消する内容は一切触れられていません。

来月の広報では、安心してください、マイナ保険証がなくても医療は受けられます。資格確認書が届きますと大書して、その内容を詳しく説明する記事を掲載することが村民の安心を得るためにどうしても必要です。また、情報通信やホームページでもそのことを伝えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今、議員に御指摘いただきましたように広報あおきの9月号にマイナ保険証を保有していない方には申請していただくことなく、資格確認書が交付され、引き続き医療を受けることができますという内容を掲載させていただきました。ただ、

意図的に小さい字で書いたというわけではございません。

今後につきましてもこれから10月、11月、12月号、広報紙はあるわけですが、今のところ考えているのは、12月2日から制度が変わりますので、前月の11月号には、マイナ保険証を保有していない方でも安心して引き続き医療を受けることができるという内容の広報を載せたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 11月号を期待して待ちたいと思いますが、実はそれ以前までも大事じゃないですか。みんな駆け込みでマイナ保険証をつくれ、つくれというふうに宣伝されているわけですよ。だから10月号でもまだ間に合うんじゃないですか。10月、11月、連続でやっていただきたいと思います。いかがですか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 10月号につきましてはこれから検討させていただきます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ぜひよろしくお願いします。

これまでマイナ保険証に関わる様々なトラブルが発生してきました。その都度、政府は慌てふためき、びほう策を打ってきました。そのために保険証の確認手段として9つのメニューを取りそろえる結果となりました。これもどれも全てについて聞きたいところですが、そのうちの2点に絞ってお聞きをいたします。

1つ目、暗証番号を記憶することが要介護者等については、顔認証マイナカードを発行することになっておりますが、具体的にラポートあおきでの対応はどのように進んでいるのでしょうか。

2つ目、マイナ保険証の読み取りができない際には、A4版の資格情報のお知らせも併せて提示することになっておりますが、資格情報のお知らせはどのような形で発行されるのでしょうか。

協会けんぽでは第1回目の9月9日から9月30日、2回目を1月22日から2月3日に加入者全員に発送するとしております。また、国民健康保険については12月2日以降に発送するとしている自治体も見受けられますが、青木村としてはどのようにされるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 顔認証マイナンバーカードのラポートあおきでの対応につ

きましてですけれども、このカードの個々の施設での対応については、申し訳ございませんが、把握しておりません。ただ、役場の窓口等で顔認証マイナンバーカードの申請を受け付けたという実績はございません。

2点目の資格情報のお知らせは村でどのような形で行うかということですが、資格情報のお知らせにつきましては、マイナ保険証を保有している方に交付されるもので、被保険者記号、番号、氏名、負担割合等が記載され、所有者が御自分で内容を確認できるものでございます。

令和6年12月2日以降は、マイナ保険証の利用登録をしている方に資格情報のお知らせを交付いたしますけれども、発行済みの被保険者証が有効の間は発行する予定はございません。発行済みの被保険者証の有効期限が切れる時点で交付する予定でございます。

また、令和7年7月には全被保険者宛てに資格情報のお知らせか資格確認書のどちらかを発送する予定でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） マイナ保険証で読み取りができない場合に備えて、資格確認情報のお知らせを常に持ち歩かなければ安心して医療機関にかかることができない、そういう状況かと思います。これは厚労省の先ほど言いました3つのメリットどころか、デメリットのほうのはるかに大きいと思わざるを得ません。

医療機関、薬局、マイナポータル、セブン銀行ATM、至るところでマイナ保険証の利用登録ができると宣伝されていますが、先日、ある方が薬局で利用登録しようとしたら、磁気異常で読み取りができず、登録できなかったという村民から苦情が寄せられています。

こうした混乱は今後ますます増えるに違いありません。拙速なごり押し導入がもたらした結果であり、政府は直ちに保険証廃止を撤回すべきであるということを再度訴え、1点目の質問を終えます。

続けてよろしいですか。

○議長（松澤正登君） はい。

○5番（坂井 弘君） 2点目、特定健診、人間ドック、脳ドック等の健康診断の運用改善について質問いたします。

特定健診の「健診」の字が間違っておりました。御訂正ください。

この間、村の行う健康診断については幾つもの改善がなされてきました。そのために特定

健診の受診率、事後指導の実施率が上昇してきたことは村、とりわけ住民福祉課の御努力によるところが大きいことを大いに評価いたします。これまで行ってきた改善策とその効果について具体的に御説明ください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 健康診断につきましては、平成30年から40歳から70歳までの方を対象に、5歳刻みの年齢時に健診費用の無償化を実施しております。

また、令和4年度からは健診の機会の確保を拡大するという目的で、休日、夜間健診を実施いたしておりますし、鹿教湯病院におきます個別健診も実施しております。併せまして、肺がん検診と健康診断同時受診の取組等も行っておりました。さらに受診勧奨といたしまして、対象者ごとに内容の異なる勧奨通知の発送をする取組を行っておりました。

この結果、特定健診の受診率は令和2年度の41.8%から令和4年度は53.6%に上昇し、令和5年度につきましても53.6%、令和4年度の実績を上回る見込みでございます。これは上田圏域内の自治体平均の41.2%、県平均の全県の46.5%と比較いたしましても高い受診率でございます。

また、肺がん検診の受診率は健診と同時健診を行ったことによりまして、令和4年度が受診者の56%だったものが令和5年度は受診者の67%へと上昇いたしました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） かつての数字と比べれば、本当に格段の差があるというふうと思うところです。本年度の附属資料を見れば、昨年より五十五点何%まで上がっているかなと思うんですが、そうした御努力いただいたことに本当に感謝申し上げるところです。

さて、そういう中でさらに改善をお願いできればということを申し上げたいと思います。

その前に、先ほど鹿教湯病院で個別診断ができるという、私、そこまでつかんでいない部分がありまして失礼しましたけれども、鹿教湯病院以外での個別健診というのはどうなのでしょう。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 現時点で個別健診を委託で行っているところは鹿教湯病院のみでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 先ほどから課長のほうからこの間の改善点については、るるおっしゃ

っていただきました。本当に受診率向上に大いに貢献しているというふうに評価をいたします。

また、先ほどの答弁ではありませんでしたけれども、子宮頸がん検診が集団健診のみでなく、医療機関での個別健診もできるようになったということについて、女性の皆さんから大変好評の声が上がっております。集団健診ではどうしても周りの目が気になってしまう。個別健診だと気兼ねなく受けられるといった声です。

その一方で、自己負担額が集団健診は500円なのに対し、個別健診では1,300円とかなり割増しになっている。同額に引き下げていただければありがたいなというふうな声もお聞きいたしました。

加えて近隣の自治体では、若い女性の皆さんに無料クーポン券を配付して健診を奨励する取組をしています。上田市では二十歳の女性、長和町、東御市では21歳の女性に配布しております。健診を敬遠しがちな若い皆さんに効果的な施策ではないでしょうか。青木村でも同様の取組をしてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

議員御指摘のように、子宮頸がん検診の個別健診と集団健診、自己負担額のほうに差額がございます。これは個別健診と集団健診、いわゆる検査費用のほうが約1,400円ほど差がございます。この差がありますので、自己負担額も併せて個別健診のほうは多めに負担していただいているということでございます。

これは近隣の市町村の自治体を見ましても、やはり集団健診と個別健診を行っているところにつきましては、自己負担額については一定の差がございます。

また、先ほど若い女性に無料クーポン券の配付の取組というお話もございましたけれども、実は青木村でも21歳の女性に対しまして、無料クーポン券の子宮頸がん検診のクーポン券を発行しております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。失礼しました。調べが十分でなくて存じ上げておらず、大変失礼なことを申し上げました。ありがとうございます。

近隣自治体の取組をさらに紹介をいたします。

青木村では、特定健診並びにいきいき健診の日曜健診を開始し、先ほどは鹿教湯での個別

健診も実施しているというお話を承りました。

一方、上田市並びに長和町では、特定健診並びにいきいき健診ともに個別健診を取り入れ、この個別健診は1か所のみ、鹿教湯のみということではなく、多くの診療機関、病院で個別健診ができる、そういった個別健診を取り入れ、しかも両市町とも集団、個別ともに自己負担額はなし、無料です。

郡はまたぎますが、お隣、坂城町でも全く同様です。東御市では特定健診は有料ではありますが、いきいき健診、東御市では後期高齢者健診と呼んでいますけれども、こちらは無料です。

青木村でも近隣自治体と足並みをそろえて、個別健診を実施するとともに、ぜひ全ての医療機関での個別健診を実施するとともに、負担額ゼロにしていかがかと思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 特定健診の個別健診等につきましては、先ほど答弁いたしましたとおり、現在、鹿教湯病院のみで実施しておりますけれども、今後につきましては、実施医療機関につきましては検討してまいりたいというふうに考えております。

また、健診の自己負担額の軽減という御質問でございますが。他の市町村で無料あるいは青木村より低額にしているところがあることは承知しておりますけれども、そのほとんどは健診の受診率向上をするための施策であるというふうに考えております。

村では、先ほど答弁しましたとおり、受診率向上のために様々な施策を実施し、向上につなげてまいりました。今後も引き続き受診率向上のための取組を進めてまいります。また、健診につきましては現在、約1万円ほどかかる費用のうち約8,500円を村で負担し、自己負担額を1,500円にしております。

自己負担額を無料あるいは低額にしている市町村はございますけれども、青木村では健診受診者全員に対しまして、眼底検査ですとか心電図の検査を実施しておりますけれども、例えば、自己負担額無料あるいは低額にしている市町村につきましては、眼底検査、心電図をオプションで別料金にしていたり、医師が必要性を認めた者のみ検査を実施する詳細健診という扱いにしているところもございます。

青木村の健診項目は、先ほど言いましたように眼底検査、心電図につきましては全員を対象にしておりますので、非常に検査項目としては充実しているものと考えております。ですから1,500円の自己負担額は、他の市町村と比較しても決して高くはない負担額だと思います。

また、40歳から5歳刻みで無償となる節目健診も実施していることから、当面は対象者全員の自己負担額を無料にすることではなくて、健診の受診率向上に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 特定健診の健診率ですが、先ほど課長から御答弁いただきました。また、我々議員は毎年、決算書附属資料によってその数値を知るところですが、村民はこの数値を知っているでしょうか。

上田市ではこれをホームページで公表しています。のみならず、地区ごとの健診率まで公表しております。健診率向上の取組の一つとして参考にはいかがでしょうか。少なくとも各地区の保健補導員さんには地区ごとの健診率を知っていただき、健診率向上に協力していただくようにしてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 特定健診の健診率の公表につきましては、今のところは特に行っておりませんが、別に隠すほどのものではございませんので、議員おっしゃるとおり、今後は、例えばホームページなり広報等で、受診率につきまして公表を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 脳ドックの健診状況はいかがでしょうか。毎年ゼロから1、2件、昨年度もゼロ件といったところがこの間の実績だったように思います。脳血管障害で倒れられる方が毎年何人もいらっしゃるのに、その兆候をつかみ、未然に防ぐことに役立つ脳ドックを受ける方が少ないのはなぜでしょう。

1つは人間ドックに比べ、脳ドックの検診料が高額であることもその一因と思われます。補助額を人間ドックと同額ではなく、増額することも必要かと思えます。同時にシステムの改善する必要があるように思います。

本村では、脳ドックを受けられる年齢が35歳から75歳までの5歳刻みとなっています。一方、特定健診を無料で受けられる年齢も40歳からの5歳刻みです。つまり同年齢で両方が重なるということであります。しかも同じ年に両方受けることはできないことになっています。脳ドックと特定健診です。そのため脳ドックと無料特定健診、どちらかを選択しなければ

ばなりません。

脳ドックと特定健診の健診内容は異なります。健診内容が重なる人間ドックと特定健診の併用ができないということは理解できますが、脳ドックと特定健診は併用可とすべきではないでしょうか。さらに言えば、脳ドックを5歳刻みにしている理由も理解できません。

現在の村の制度では、人間ドックも脳ドックも村の補助額はともに1万5,000円です。脳ドックの補助額を増額しないのであれば、村の持ち出し分は変わりません。脳ドックの5歳刻みを見直し、人間ドックにするのか脳ドックにするのか、または特定健診を受けるのか、毎年、年度ごとに村民自身が選択できるようにすべきではありませんか。村の見解をお聞きます。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

脳ドックの補助金につきまして、県内の状況を私、確認いたしましたけれども、全部は確認できなかったんですけれども、大体実施しているのは県内の約5割ぐらいの市町村で実施しております。

また、助成額につきましても、上田管内とか近隣市町村と比較しますと、青木村の額は決して低いものではありませんけれども、確かに額的にもう少し、2万円、3万円という補助を出しているところもございました。

ただ、脳ドックの補助を実施している市町村において特定健診の併用を認めているところはそれほど多くはございませんでした。特定健診の無料健診と脳ドックの併用検診につきましては、両方認めるということになりますと、1人に対しまして助成額が額的にも多くなってしまうために、当面は現在のままで実施してまいりたいというふうに考えております。

また、脳ドックの年齢を見直し、人間ドック、脳ドック、特定健診を毎年選択できるようにできないかということにつきましては、人間ドックと特定健診は毎年選択できるようになっておりますけれども、議員おっしゃるように脳ドックを受診する方はほとんど今のところ、現在おりません。昨年度もゼロでしたし、その前も数人しかおりませんでした。

そういった中で、それを選択肢の中に入れるかどうかということにつきましてはどうなのかなというふうにも考えてございます。

また、脳ドックを助成している近隣の自治体につきましても、5年に1回の実施、毎年実施しているところもございましたけれども、5年に1回の実施であることから、現状のまま実施してまいりたいというふうに考えておりますけれども、今回、議員からこのような御意

見をいただきましたので、今後、ドックを含みます健診の実施内容を検討する際には参考にさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村からの持ち出しが多くなることを防ぐというふうな意味合いで、見直しについて前向きな御答弁ではなかったように思うんですが、課長から今、一番最後にありました脳ドックと特定健診、これについてはやっぱり同じ年齢でも受けられる、併用できるというふうにしなければ、片方だけだとそれこそ見過ごしてしまうということが起きると思うんですね。

もしそれもできないというのであれば、脳ドックを毎年受けてもいいと、それは課長おっしゃるように5年刻みのところが多いことは私も存じ上げております。しかし、そういう5年刻みにしなくちゃいけないという決まりはないですよ。そこを確認お願いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 脳ドックを5年に一度にしなければいけないという理由は特になんですけども、脳ドックにつきましては、基本的に人間ドックと特定健診と違まして、毎年受ける人もそんなにいないだろうということで、大体2年か3年、医師によって見解は違いますけれども、大体2、3年に一度ぐらいでよいのではないかと考えております中で、5年というふうに期間を決めさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 私も脳ドックを時たま受けなければいけない脳になっているんですけども、やっぱり少なくとも2年に一遍というふうな形で言われております。今年度、6年度は受けておりませんが、確かに課長がおっしゃるように脳ドックは2年刻みとか3年刻みとかと思いますが、そのくらいスパンを経てから受けるということだと思います。

しかしながら、受けたいときに受けられないとか、あるいは特定健診、今年は脳も調べたいし、特定健診も受けたいんだと、頭と首から下と両方受けたいんだというときに、それができないんですよ。たまたま私、指定病院ですが、私も受けようとしても受けられないということなんですよ。

そうではなくて、やっぱり両方、どちらか選べるとか無料の期間と重ならないとか、そういったことをぜひ考慮していただいたり、脳ドックはいつでも受けられるというふうにして、

2年か3年と期間を指定することは、それはあってもいいとは思いますが、いつでも受けられる、この年にならないとというふうにならないような形で改善をお願いしたいということをお願いをし、各種健康診断、ドックの運用改善、大胆に進めていただくようお願いをし、2点目の質問を終えて、3点目の質問に移ります。

国道143号青木峠バイパス開通を見越した交通安全対策について質問をいたします。

国道143号青木峠バイパスの建設に向けた工事の着工が目の前に見えてまいりました。取りも直さずそのことは開通を見越した交通安全対策も待ったなしになっていることを意味しております。今年度はセブンイレブン周辺の歩道整備が優先的に進められ、来月には完成する運びとなってまいりました。村はじめ、建設農林課、上田建設事務所の御努力に敬意を表します。

さて、その後の安全対策ですが、どのような手順、日程で進められるのか。これまでも方向性が示されてきているところではありますが、ここで再度御説明をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） それでは、お答え申し上げます。

議員からおっしゃられたとおり、これまで国道143号の当郷地区から青木地区の信州上小森林組合青木支所の手前までの区間につきまして、同国道の南側への歩道整備を県により進めていただいております。

セブンイレブン周辺の歩道整備完了後は、未整備区間のうち竹内製作所入り口の信号機周辺から松本側に向かいまして、順次歩道を整備していく予定であるというふうにお聞きしておりますので、早期に全線の整備が完了するよう、村でも地権者の折衝など協力をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 竹内製作所以降というか、青木側ということのお話ですが、そうした工事が全て完了し、全区間歩道整備になるというふうなめどはいつ頃と想定しているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

この工期に関しては、県からは正式に具体的な工期というのは補助金等の絡み、そしてまた地権者との折衝等の状況にもよりますので、明確な年数というのは示されておられません。

れども、村としての希望的観測とすると、3年から長くても5年ぐらいの間には整備をできればいいなということをお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 中学校入り口の信号からくつろぎの湯までは歩道整備が片側のみとなっていて、未整備の南側は大変狭く、歩くには危険を伴います。また、くつろぎの湯から木戸入り口までは、片側を車道と歩行部分をガードレールで仕切ってはいますが、果たして歩道としての機能は十分果たしているのだろうか、十分確保しているとはいえないのではないかというふうに思います。

さらに、木戸以遠に至ってはガードレールが路肩ぎりぎりに設けられており、歩道と呼べるスペースは確保されておりません。これらの場所の交通安全確保は、今後どのように進めていくお考えかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

この件に関しましては所管する、また事業主体であります上田建設事務所とも協議した内容であるということをお知らせ申し上げます。

この中学校の入り口の信号から木立団地、木戸の入り口までの間につきましては、今、坂井議員がおっしゃったとおり、国道の北側に縁石あるいはガードレールでセパレートされた歩道が整備されておりますので、そちらを利用して歩行いただきたいというふうに考えております。

この木戸、木立団地の入り口から松本側につきましては、県からは、全線で歩道を整備することは困難ですが、地元から緊急性の高い場所など要望をお聞きしながら、必要とされる一部の箇所については整備することを検討していきたいというふうにお聞きをしております。

また、地元の入田沢区からは、原池のチェーン脱着場付近に横断歩道の設置と左右確認用のミラー設置の御要望をいただいておりますので、引き続き上田建設事務所、そしてまた上田警察署など関係機関に要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 道幅の狭い青木商店街の歩道も登下校時には小・中学校が大勢歩いて

います。その脇をトンネル開通後には大型トラックが爆音を立てて、ひっきりなしに通り抜ける、そんな光景を想像すると、どうしても村内平野部、市街地を回避するバイパスの建設が望まれます。

この辺に関しては、これまでもその計画はないという御答弁をお聞きしてきているところです。まずはトンネルを通すことが最優先というお考えであろうかと思いますが、こういった市街地部分のバイパスについての必要性についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

このバイパスに関する御質問については、以前も坂井議員から出された一般質問に対しまして、青木峠新トンネルが供用開始となれば、県から試算は出ておりませんが、通行車両が増加するものと考えております。

そのときに仮に議員がおっしゃられるバイパス的な道路を利用するとしても、車両専用道路ではなく生活道路を改良整備するとなれば、その道ならば安全なのかという点について疑問が残りますし、ルート選定や工事費等の課題も出てまいります。まずは国道の歩道整備の早期完成を要望してまいりたいと考えております。

このバイパス的な道路につきましては、交通量の増加動向を見つつ、上田市と緊密に連携しながら検討してまいりたいといった答弁をさせていただいておりまして、現在も同様の認識でございます。

このバイパス的な道路に関しましては、本年1月の下旬に上田市の都市建設部と道路整備検討連絡会といったものを開催いたしまして、新トンネル整備に向けた進捗状況等の情報を共有するとともに、現道を拡幅整備することも考えながら、図面上でバイパス的な道路の検討を始めたところでありますが、その中でもまずは新トンネルの開通まで年数を要することから、早期開通を目指して、沿線自治体がしっかりと連携協力をして進めていくことを確認したところでございます。

また、上田市側からはその会議の際、新トンネル開通を見据えた交通安全対策としまして、県道長野上田線の宮島の信号から赤坂の信号までの区間について、県の事業ではありますが、共に協力して改良整備を進めていきたいと説明もいただいております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 代替案といいますか、幾つか改善する方向を模索しつつあるというこ

との御答弁のようにお聞きをいたしました。

再度お聞きしますが、課長自身、市街地にバイパス的な道路というか、そういったことについては、今、いろんな方策があることはお聞きしましたが、バイパスが必要か必要じゃないか、その辺、必要性についてはどうでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 土地の状況、また、地権者からの要望、了解、そしてまた工事費等、様々な課題があります。

そしてまた、仮にこのバイパス的な道路を整備したときに、既存の役場の前から道の駅あおきまでのいわゆる町中央商店街、店舗等がたくさん並んでいるこの道を回避したバイパスを通った場合に、そこで商工業等を営んでいる方に対してのマイナスの影響が出るということも当然考慮しなければなりませんので、あればあったにこしたことはないと思いますけれども、そういった諸課題をクリアして、関係する沿線の皆様の同意が得られた後に整備するというのであれば、整備してもいいのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 答えづらいような質問をして失礼いたしました。さすが落ち度のない御答弁をしてくださるなと聞き入っておりました。

さて、次へ進みますが、竹内製作所青木工場が操業を開始し、丸1年がたちました。予想どおりというよりも予想にも増して通勤車による交通量が増えました。材料を搬入し、製品を搬出する大型トラックの往来も日常的に目にする光景になりました。

朝の通勤時には、工場団地入口の信号で右折待ちをする通勤車が連なり、村道大庭線から国道に出て、右折しようとする車がなかなか出られない状況です。建設事務所等で交通量調査を実施しているかと思いますが、竹内製作所操業前の交通量と操業後に調査した客観的なデータがありましたら、お示ください。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 交通量の変化につきましては、村から専門の調査会社に委託をして実施したところでございます。調査箇所は国道143号、竹内製作所青木工場前に新設しました工業団地入り口信号機付近にビデオカメラ2台を設置し、委託した調査会社の調査員が巡回する形で作動状況を確認していただきながら行ったところでございます。

調査の時期につきましては、青木工場が操業を開始する前の令和5年8月21日と、操業開

始から半年余り経過した令和6年3月29日の2回にわたりまして、いずれも朝の6時から夜8時までの14時間について観測を行ったところでございます。

その結果、上田市側から松本側への通行台数は、令和5年8月で合計14時間でございますが3,582台、令和6年3月の時点では合計3,775台、これも14時間でございます。ということで、193台増加しているという状況でございます。そのうち右折レーン、竹内製作所側へ曲がる通行車両は14時間で160台という結果でございました。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 客観的なデータをお示しいただき、ありがとうございました。

実は私もこの9月に入って2日、3日の2日間、実際にファミリーマート前に立って、朝6時半から8時半という2時間、10分ごとの交通量を調べてみました。7時台1時間の交通量、上り387台、下り514台、上下計901台でした。

実は今、課長からお話いただいた民間会社のデータというのは私、つかんでおらず、今初めて聞いたところですが、3年前、令和3年に国土交通省道路局調査というのがあったかと思いますが、そのデータによれば、これは場所的には青木の中学校入り口の信号付近というふうに思われるところですが、そこのデータでは、7時台というデータですが、1時間に上り230台、下り271台、計501台というふうに報告をされております。先ほど私が申し上げたデータは両方合わせて901台、まさに400台近い、要は2倍近い増加をしております。

ちょっと調べましたので申し上げますが、朝7時10分までは上り、すなわち上田方面行の車が多いのですが、7時10分以降逆転し、青木方面行きの車のほうが多くなります。この傾向は7時50分まで続きます。その後、上下ほぼ同数で推移します。6時半から8時半、2時間のトータルでは、上り688台、下り753台、上下計1,441台の車が行き交いました。

一番交通量の多かった時間帯は7時半から7時40分の10分間に192台、3秒に1台の車が通過していることになります。6時50分から7時10分の間には小学生4名、見送りの保護者2名が横断歩道のない国道を横断しました。ほかにも横断された方が4名、竹内製作所に通勤される技能実習生の皆さんが17名、自転車を走らせていかれました。

先ほど、1日で193台増えたというお話でしたが、今、私が申し述べた状況を見るならば、それより増して多く走っているのが現状ではないかというふうに思います。こうした交通状況に対して、交通安全面から村としてはどのような見解をお持ちになるかお聞かせください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 竹内製作所の誘致のそもそも論から少し答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

前々からうちは議会で金のなる木をということで、いろいろ坂井議員をはじめ、たくさんの議員さんから、先ほどの医療を含めて御要望をいただきました。そういうためにも医療、若者の定住だとか、いずれにしても財政上としても企業誘致が必要だというお願いをし、御了解をいただいて進めてきたところでございます。

竹内製作所が昨年9月からできまして大変財政的にも助かっております。いろいろ私どもの御要望に県建設事務所、警察も協力していただきまして、本当に県内ではないくらいの丁字路の信号もつくっていただきました。

それから殿戸のバス停も上り下り線とも御案内のと通りの状況になりました。当時、用地買収を私どもも協力しておりましたけれども、本当に駄目じゃないかと諦めたことも数か所ありましたけれども、当初の計画どおり、あの付近についてはできたというふうに思っております。

こうやっていえば、排水も一緒にできてよかったわけでございます。私ども、用地買収ができれば8割、工事が終わったというくらい、用地買収の難しさがあるわけでありますけれども、今、申し上げましたような当初の計画どおり、殿戸のバス停についてはできたというふうに思っております。

それから、竹内側も今の交通量の多さについては、工場の材料の搬入、それから成果品の搬出については時刻表をつくりまして対応して、それがダブらないようにということで時間調整をしっかりとやっていただいているというふうに思います。

今、お話にありましたように、ファミマの前のところは私も毎日通るところでありますので状況はよく承知しております。というふうなことは予定されておりましたので、しばらく前から、あそこには村道側にカラーで一時止まれというのを相当前からさせていただいているところでございます。

それからもう一つ、想定外だったのは、殿戸の皆さんがファミマの前から出る人が多くなったというのは想定外でございましたけれども、今後、横断歩道のマーキングの設置が必要だというのはよく承知しておりますけれども、一定の基準がありまして、当郷のバス停の付近の横断歩道との近距離の関係だとかがあったりして、なかなか警察で、じゃすぐやりましょうという状況にはなっておりませんが、状況が変わったということは私どもの交通量調査も、これは専門家がカメラを設置してしっかりやった数字でございますし、今、暑い中、坂

井議員は計算機を多分お持ちで御覧になった、そういった数字を再度示して、その必要性についてお願いをしまいたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今、村長のほうからの御答弁で、当郷からの距離が短いということも横断歩道が設置できない理由の一つというふうにおっしゃっていただいたように受け止めたんですけれども、そのほかに警察署のほうでこれが実現できないというふうに言っている理由はおありでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

この横断歩道の設置につきましては、坂井議員も御存じかと思っておりますけれども、青木村長名で毎年、上田警察署長宛てに交通安全施設整備の要望というものを出しておりまして、直近では本年1月に書面で出しております。その中で、ファミリーマート前につきましては信号機の設置または横断歩道の設置を要望しております。

具体的な要望内容としましては、当箇所は国道143号沿いに位置するコンビニエンスストア、道向かいの薬局を訪れる方がおり、また新たに集合住宅の建設が進められております。交通量の多い箇所ではありますが、信号機及び横断歩道は現状ありません。安全確保のため、感知式、押しボタン式の信号機の設置もしくは横断歩道の設置を要望しますといった内容のものを書面で出しておるところでございます。

また、先頃、殿戸地区から国道143号に合流する際の見通しを確認する一助として、殿戸区からの要望を受けまして、アイリス薬局の東側のところでございますが、カーブミラーを設置したところがございます。最近では、村から道の駅あおき前と竹内製作所入り口の2か所に、横断歩道と信号機の設置を要望して、実現をしまいったところがございます。

こうした経験から、信号機につきましては県全体の要望箇所数と予算の乖離が非常に大きい状況であるというふうに伺っておりまして、横断歩道についても同様であるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 具体的に拒まれている理由は先ほどの村長答弁以外にはないんですか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

県のほうは、村としての所感としては予算が厳しいという、予算に対して要望箇所数、全県の要望箇所が多いというふうなことが一つの理由だというふうに認識をしておりますが、それ以外に先頃、上田警察の交通課のほうに相談をしたところ、予算のこともあるんですけども、そもそも警察としては、これは警察の考え方、言い方でございますけれども、無駄な規制をなくすという考え方が1つあるというふうにお聞きしました。

例えば点滅式の信号などはなくして、標識で対応しましょうといったような話も出ています。交通ルールの変化や交通サイクルを意識したものということで、例えば県内に何か所かあるようなラウンドアバウトを設置すれば、既存の信号機4本を減らすこともできるという考え方もあるということで、そういったことも警察のほうでは考えているようでございます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 国道143号の村内区間には、信号機設置5か所を含め、現在11か所に横断歩道が設置されております。当郷入り口からくつろぎの湯までの3キロメートル区間に集中しています。平均300メートルに1か所設置されていることになります。

横断歩道間の最低距離は、商工会館前から小学校前までの149メートル、セブンイレブン前から運動公園西側入り口までが151メートル、小学校前から中学校入り口が162メートル、細谷停留所からセブンイレブン前が167メートル、いずれも百何メートルかです。言い方を換えれば、商工会館前から中学校入り口までの311メートルに3か所、細谷停留所から運動公園西側入り口の318メートルに3か所の歩道が設置されていることになります。

一方、長い距離、横断歩道が設置されていないのはどこでしょうか。中学校入り口からくつろぎの湯の間が517メートル、さらに当郷入り口から工場団地入り口までの間が673メートルです。

先ほど来申し上げてきたように、当郷入り口から工場団地入り口までの間は、竹内製作所操業によって村内最大のラッシュ地域となっています。にもかかわらず、横断歩道が今もって設置されずにいる。これはどういうことなのか。

この間にあるのがファミリーマートです。ファミマ前に横断歩道が設置できれば、当郷入り口からファミマの間、249メートルです。ファミマから工場入り口間が424メートルになります。事故が起きてからでは遅いというのが住民の切実な声です。直ちに横断歩道を設置

すべきと思います。いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 横断歩道の設置について、緊急性のあるところあるいは交通量の多いところ、いわゆる横断歩道を横断する人が多いところ、そういうところを優先して、今、坂井議員がおっしゃったようなことができています。

1つだけ、中学校からくつろぎの湯までには信号がありますから、今の数字は少し違うかなというふうに思っております。信号のある横断歩道がありますね。

〔「はい」の声あり〕

○村長（北村政夫君） ということです。

〔「いや、小学校からくつろぎの湯までは両方とも信号がありますよね」
の声あり〕

○村長（北村政夫君） 今、小学校とおっしゃった。

〔「ごめんなさい。じゃ中学校入り口。失礼しました」の声あり〕

○村長（北村政夫君） ということで、必要なところには今までもお願いをしてつけてまいりました。今回のところは、昨年9月に操業を開始して以来ということになりまして、私どもはその前に、南側の歩道を使って小学校へ行くあるいはファミマの住宅から工場へ行く人たちは、あの歩道を使っていたきたいというお願いといいましょうか、私どもは考えておりました。

ということで、多分、警察もそういうふうに考えていると思いますが、横断する人も今、違った理由でいるわけでございますし、交通量も集中して時間帯にありますので、こういった状況を警察にもう一度、現地を見ていただいて、確認をしていただき、その必要性について訴えていきたいというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 村のほうでいろんな形で働きかけをしていただいているということは、今日の御答弁で重々よく分かりました。ありがとうございます。

しかしながら、なかなか何年たってもできないと、いつになったらできるんだというのは本当に住民の願いというか、声なわけです。これにどうしても応えていきたいというふうに思います。

つきましては、我々住民としては村に協力し、何をすれば横断歩道が設置できるのかあるいは信号が設置できるのか、署名運動をすればいいのか、関係機関に、上田警察署に住民が

直接乗り込んで直訴すればいいのか、どうしたらいいのか、協力できることがあれば何でもやりたいというふうに思いますが、それについて協力できること、どんなことがあるのか教えていただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今、セブンイレブンの前に歩道を南側に設置しております。あれも関係する議会の皆さんにも御協力いただいて、PTAや商工会や、それからスポーツ団体だったですか、10ぐらいの団体と行ってお願いをして、しばらく時間はたちましたけれども、できました。

警察にいろいろ私どもが訴えられることは既に前々からやってきてはおりますけれども、住民の声というのを、さらに私ども、今日の議会の坂井議員の質問あるいは交通量の調査、そういうことをもってお願いをし、さらに住民のほうからどういうことがあれば考え直してくれるか聞いてみたいと思いますけれども、例えば本当に横断歩道で苦勞しているのは、ふるさと公園の希望の丘へ行くあの歩道を本当に前々からお願いしているんですが、なかなかやっていただけないんですよ。

そういうことを含めて、横断歩道というのはなかなか我々が思うようにいかないといいましょうか、警察の考え方、いろいろ公安、署だけじゃなくて、いろんなものがあるんだろうというふうに思いますけれども、今日の議会の質問を受けまして、さらにお願いをしていきたいというふうに思います。まずは状況が変わったということ、昨年9月から変わったということ再度現地を見ていただくのが一番大切だというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。また、同じ質問を繰り返さなくてもいいようにぜひ実現をお願いしたい。

この質問に関しては私だけがしているわけではなくて、同僚議員からもちつて何人かからあったように記憶をしております。みんなの声なんだということをぜひとも関係機関に伝えて、早急に実現できますことをお願い申し上げて、以上、3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 坂井弘議員の一般質問は終了しました。

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（松澤正登君） 続いて、4番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔4番 宮入隆通君 登壇〕

○4番（宮入隆通君） 議席番号4番の宮入隆通です。

さきに通告しました青木村の農業の将来について、この1点につきまして御答弁いただきますようお願いいたします。

全国的な米不足で、スーパーなどでのお米を販売する棚は、私が先日見たスーパーでは、普通のお米はなく、もち米だけが残って販売されていました。お米を必要とする人に届くよう稲刈りが順調に進んで、早くこの事態が解消されることを望んでいます。

この米不足では価格高騰もあり、米農家が潤っているんじゃないかというようにも思われるかもしれませんが、先日の帝国データバンクが発表した2024年1月から8月に発生した米農家の倒産、休廃業、解散した件数というのは過去最多のペースで推移しているとありました。

この背景には、輸入に頼る肥料や資材などの生産コストの上昇と後継者不足にあるとされています。農水省によれば、2023年の農業生産資材は2020年に比べて約1.2倍上昇しており、中でも肥料は1.5倍、ガソリン、電気代の高騰により高熱動力費は1.2倍となっています。

また、米に限らず、農業全体としての問題として、就農者の高齢化や離農が進む一方で、次の担い手がないという後継者不足の問題があることは、今までの議会の中でも議論してきたところであります。そのような中で、青木村の今後の農業を支える農業者確保の見通しはどのようになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

農業者確保の見通しでございますが、農業後継者の有無を2020年の農林業センサスの数値から見ますと、65歳以上の経営体が97、全体の72%を占めております。そのうち後継者を確保していない経営体は68の経営体、70%に上っております。

特に75歳以上の経営体が約半数を占めておりまして、今後5年間で順次リタイアされることが想定されるため、同程度の新規就農者を確保することが必要であるというふうに認識しております。

村では、引き続き県やJ Aと連携しながら、新規就農者の確保に向けて、地域おこし協力

隊への交付金制度あるいは各種補助事業を活用するとともに、移住政策とも十分に連携しながら、就農希望者の収入確保並びに住宅等生活面での支援を総合的に行い、早期の経営安定及び定着を支援してまいりたいと考えております。

そうした中、本村では令和5年4月に新規就農者1名の方がアスパラ、ミニトマト栽培で就農されておりますし、さらに御夫婦で新規就農を目指して、地域おこし協力隊として2名の方が埼玉から青木村へ移住され、現在、JAファームで2年目の研修を行っているところでございます。

令和8年4月の就農に向けて取り組んでおられますので、今後も新規就農、また定年機能、兼業農家、移住と同時に農地を取得される方など、多種多様な農業者を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 農家といっても、もちろん専業の方がたくさん来ていただければいいんですけども、もちろん兼業の農家の方や、いつも話題になる半農半Xという形でいわゆる兼業ではありますけれども、そういった形で農のある暮らしをする方たち、そういった方たちの受入れなんかも今後お願いしたいと思います。

移住の相談のときもそうなんですけれども、移住をしたいけれども合う物件が見つからず、青木村に住むことが実現できていないという話をよく聞きます。それは農業者でも同じで、青木村で農業をやりたいんだけど、作りたい作物に合う農地や施設がないということもあります。

農業者を確保することができても、その農業者がやりたい農業を行える環境の整備が必要ですけれども、農地や施設などの貸し借り、また、売買の状況はどのようになっていますでしょうか。農地相談という仕組みもあるかと思うんです。そういった状況はどのようになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 農地相談の状況でございますけれども、基本的には農業委員会が常時、いつでも相談に応じております。コロナ前までは期日を定めまして、春と秋の年に2回、農地相談会というのを開催しておりましたが、コロナ禍で令和3年度から令和5年度までは残念ながら中止とさせていただいておりましたが、コロナが御案内のとおり、感染症法上の5類に位置づけられましたことから、本年度は開催を検討しているところ

ろでございます。

農地の出し手からの農地情報を地域計画の推進に合わせまして、今後とも担い手への農地の集積、集約化に取り組んでまいりたいと考えております。また、本年の3月から4月にかけて、集落協同組合長さんを通じて耕作者の皆さんへアンケート調査を実施させていただいたところでございます。

これは御案内のとおり、地域計画を策定するための資料として利用させていただくものでございますが、その内容としては、今後10年間、10年先の農地、農業についての御回答をいただく内容となっておりますので、この内容を有効に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 地域計画、人・農地プランとかいろいろな計画があつて、正直いって、農業者からすると、いろんな計画があつて、どのように進んでいるのかよく分からなくなっちゃっているというのが実際なんですけれども、今、そういったアンケートを取っていただいて、農地をまとめるようなことを最終的にやっていくかと思うんですけれども、そういったことをしていただきながら、新しい農業者の方を受け入れていただく、また、今、頑張っている農業者の方がより効率よく農業をしていただけるように努力していただきたいと思います。

7月の議会視察研修では村長にも同行いただきましたけれども、農業関係の視察として茨城県常陸大宮市を訪問しました。有機農業について市役所の農林振興課の方、JA職員の方による説明を受けました。

そこでよく分かったのが市長のトップダウンによって有機給食やオーガニックビレッジ宣言が行われ、短期間で有機農業の推進ができたということでした。また、地元の農協とも密に連携されていて、それぞれの役割分担が明確であるということがとても重要であるということを理解しました。

また、慣行栽培と有機栽培とのすみ分け、こういったことも市役所の方が率先して行うなどして、地域の農家で問題にならないという配慮がなされていました。視察研修後の有機農業に対する考えと今後の有機農業推進についての考え、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今年も議員さんの研修に同行させていただきまして、多くの情報等を

議員さんと共有できたことを大変ありがたく思っております。

有機農業の常陸大宮市、本当に先進事例を勉強させていただきました。JAとともに行政と農家がスクラムを組んで、子供たちに最高の給食を届けたいという思いから、一生懸命、その事業をしているという姿に大変多くのことを学ばせていただきました。

仮にこれを青木村で実施するという課題を考えてみますと、1つは、担い手農家の確保が必要、2つ目として事業を実施する農地の集積、集約化、3つ目として畑地のかんがい施設の整備、4として技術の習得、5として販路の確保。それから慣行農業をやっている農家や栽培地との調整ですね。向こうでもしっかりやっておられましたけれども、そういったことを感じてきたわけであります。視察させていただきました常陸大宮市の皆さんの実行力に本当に敬服をして帰ってきたところでございます。

宮入議員さんの思い入れはもっと深いところにあるとは思いつつ、頂きました有機栽培のニンジンをもっと大事に頂いてきまして、学校、特に給食の関係の皆さんに、スーパーで売っているニンジンと目隠しで味わっていただきました。残念ながら、ほとんどの皆さんが味に慣れているということがあるのかもしれませんが、スーパーのニンジンのほうがおいしいという話でございました。

それはそれとして、宮入議員さんはもっと深いところでこれをお考えだと思いますけれども、そんな結果も一つありましたので、その辺からひも解いていくことが必要かなというふうに思います。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 有機農業をいきなり始めるというのは、特に行政を挙げてやっていくというのは、物すごい行政としてもいろんな人の配置をそのために置かなきゃいけないとかいろいろあるので、常陸大宮市の農政の担当の方が本当に苦労なさったというのも私自身もよく理解はしているんですけども、どこかのタイミングで、私としては青木村の農業をこれから、例えば担い手不足だという話なんですけれども、オーガニックの農業をしっかりやるんだということを打ち出せば、若い人たちが実は来るという、そういう流れがあって、そのためにまた教育をしていくという、それをやっぱりパッケージでやっていくということが必要だと思うんです。

もちろんいろんな予算とかそのお金はどうするのという、そういう話があるかと思うんですけども、でも、そういったことを、やっぱりそれだけ大きいことをやるというためには常陸大宮とか、実は今、いろんなところで地域を挙げてオーガニックの先進地となっている

ところはほとんどがトップの方がやるぞと言って決めているという、本当にその一言が必要という、それでみんなが動くという。

この常陸大宮もまさにそうだし、多分、J Aの人たちもえ一つという感じで思ったかもしれないけれども、でもやろうと思えばできるという。この地域でJ Aの人たち、じゃどうやって説得するのかとかと話もあったかと思うんですけども、常陸大宮の方もおっしゃっていたように、有機農業をやってもいろいろな有機農業用の資材が実はあるので、J Aとしてはいろいろ売上げとして大きく下がっていくとかそういう形ではなくて、また新しい形での農業資材の供給とかそういったこともあるので、意外とやってみればできるということもありますので、ぜひまた考えていただけたらと思います。

また、有機農業を推進していただくときには、有機給食ということで、何回も私も有機給食のことを議会でも上げさせていただいていますけれども、この有機給食、同僚議員を含めて質問を行っていますけれども、有機給食を行うためには、生産体制を整える必要があるという回答を毎回いただいているわけなんですけれども、今回の状況において有機給食をどうやって進める考えでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私もやっぱり何度も同じ話をしちゃうことになるんですが、学校給食の食材については安全なものであることはもちろんですが、安定的に供給が可能であることと価格が高くないということがやっぱり必要になってくるんですよね。

まずは有機食材を安定して安価で生産できる体制がやっぱり必要というのがいつもの回答になってしまいます。どの時期にどのような食材の供給が可能か、値段をどうするかという、そういうことになろうかと思います。

実は、具体的には青木村では、道の駅を通して安定的に青木村の農産物を納入してもらっているんですが、その量が少ないということが今、課題になっています。多くの人から納入をしてもらえるように、まずは地産地消を進めていきたいというふうに思っておりまして、多くの人が青木の食材、農業、食物を作ってもらえるように私からも大きな声でお願いしたいなというところであります。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） これに関して、有機給食を進める上で村長から何かありませんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 先ほどの視察の件で申し上げましたように、青木村の課題は、まず今、教育長が答弁しましたように農協でもいいんですけれども、できれば、道の駅で低額にして定量的に給食の献立どおりに出せるような体制をつくることが大事なんだろうというふうに思います。

給食の献立をつくったり、あるいは調理する皆さんとお話すると、なかなか一月前に計画しても入ってこないとなると、そのときの臨機応変が大変だというようなお話も聞いておりますので、まずはその辺からできるような体制を整えていくということが第一義的なことであろうというふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 体制を整えることももちろん必要なんですけれども、それを整えるための一つの策として質問します。

次に、オーガニックビレッジについて質問させていただきます。

令和3年5月、農水省では食料、農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現するみどりの食料システム戦略を策定し、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%、100万ヘクタールに拡大することを目標としています。

オーガニックビレッジとは、有機農業の拡大に向けて圃場の団地化などの生産から学校給食での利用など、消費まで一貫した取組を農業者、事業者、地域内外の住民などの関係者が参画の下、地域ぐるみの取組を進める市町村のことを指します。

農水省では、オーガニックビレッジの創出に向けて、みどりの食料システム戦略推進総合対策により支援を行っていますとあり、計画を立てて実施していく自治体には国でも財政的な支援を行っています。

この8月までに全国129市町村が宣言しています。長野県では辰野町、松川町、飯田市、飯綱町、今年度、新たに伊那市、佐久市が宣言しています。

このようなオーガニックビレッジ宣言なんですけれども、青木村でこういったオーガニックビレッジ宣言を行う予定はありませんでしょうか。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この宣言は、今、お話がありましたように国のみどりの食料戦略を踏まえまして、地域ぐるみで取り組んでいく市町村ということであると認識しております。

私どもの村におきましては、宮入議員さんを中心といたしますはばっくらファーマーズなどの有機農業に取り組まれるグループあるいは方がおられるわけですが、まだ村全体を挙げ

てこれに取り組もう、あるいはそういった機運が醸成している状況では、残念ながらないところでございまして、今のところ、これを早急にするという状況にはない、残念ながらそんな状況というふうに思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 先ほどのそういった供給の体制とか担い手の話とかそういったことを全部整えてから、オーガニック宣言をするという計画を立てないとできないのであれなんですけれども、やっぱりオーガニック宣言をすることで、もっとちゃんとその仕組みをどんどん確立していくという、そういう形の運用の方法を考えていってほしいなと思うんですね。

全部そろってから宣言しますという形だと、これはなかなかほかの市町村とかも難しいんじゃないかなと思うんですけれども、そういうことではなくて、宣言なので、こういうふうにやるんだということで、みんなやりましょうという、多分、そういう仕組みのはずなので、みんなでやりましょうという、まずそういうことが必要なんじゃないかなと私自身は思っています。

オーガニックビレッジ宣言にも共通しているんですけれども、いろいろ担い手の方を増やすためとか教育するとかそういったことをするためにこういった宣言をして、いろんな仕組みを使っていくということがありますので、人がいないからとかではなくて、人をつくっていくんだということで宣言をしていくという考え方で、ぜひお願いしたいなと思っています。

とはいえ、人が必要なので、育てていく必要があるんですけれども、有機農業を行うための農業者の育成が必要だと思うんですけれども、この辺の考えとしてはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 宮入議員御指摘のように、有機農業に限らずですけれども、今回の御質問は有機農業ですので、これを広げていくためには、やはり農業者の育成が必要であるというふうに認識をしております。

それと同時に、この農業をなりわいとして有機農業を行っていく場合には、それで生活していけるだけの収入が確保できるのかということも併せて考慮しなければならないということも重要な要素であるというふうに捉えております。

宮入議員さんも有機農業に取り組まれておりまして、数名の農業者の皆さんと一緒に有機農業組織を立ち上げて、環境保全型農業直接支払交付金事業にも取り組んでおられます。青木村有機農業の先頭をリーダーとして務めていただいているのではないかなというふうに思っております。ぜひとも村と連携協力をお願いしながら、有機農業の普及促進に努めてまい

りたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） もちろん私としても青木村でそういうことをやる人たちの受入先であったり、どんどん進めていくものに対してはぜひ協力させていただきたいと思いますし、また、青木村との協力もさせていただけたらと思います。

農作物を作る上で重要な要素の一つは土です。現状の土の状況を把握して施肥計画、肥料をどれぐらいどういう配合でやるのかという、そういう計画を立てるんですけども、そういったことの対策をしていく必要があります。

また、大型機械が入る圃場などでは土が踏み固められてしまって、耕起しても表面のみで、根張り、根の張りがうまくいかないで収量が上がらなくなってしまったり、思ったような品質のものができなくなるという問題点があります。

「耕盤破碎」と言うらしいんですけども、下の固まった堅い層を砕く専用の機械、サブソイラとかプラウというものがあると思うんですけども、そういった機器を使って、堅い層を砕く方法で解決できるそうです。そのような機器を農機レンタルに導入していただいて、収量アップを考える農家への支援をする考えはありますでしょうか。

これは有機農業に限らず、農家全体に言えますし、例えば今、青木村の中ではそばをたくさん作られるかと思うんですけども、水はけの問題を抱えているかと思いますが、そういった圃場などでもそばの収量を上げるために耕盤破碎をしてあげて、やってあげる、いい土にしてあげるという、そういった解決の方策だとは思いますが、まず、そのようなことを知るためにどういう土なのかということで、土壌診断や、もし何かいろいろ改良しなければいけないのであれば土壌改良が必要だと思うんですけども、そういったことに対してどのような考えをお持ちでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 宮入議員御指摘のとおり、有機農業に限らずでございますけれども、農業支援としまして、村では苗木の補助、機械や施設の導入補助、また、獣害対策や6次産業化の支援、遊休荒廃農地の解消助成など、広範にわたりまして補助施策を行っております。

加えまして、市町村では取組事例がまれであります農機レンタル事業を行っておりまして、新規就農者等の早期の農業経営確立を支援するといった補助メニューを総合的に御用意して

おります。

また、土づくりの推進と畜産農家の支援から、令和5年度に堆肥活用事業の補助金を創設したところでございます。今後、有機農業を推進していくために人材育成を含めた課題整理等を行う中で、土壌診断や土壌改良、また、補助等についても検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、JAや上田農業農村支援センター等の助言や指導等も併せてお願いしながら、チームとして、よりよい土づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） いろいろ施す形以外の土の作り方というのもありますので、そういったことも研究していただけたらと思います。

先ほども農業資材の価格が高騰しているという話をしたんですけれども、有機農業用の資材というものもございます。視察研修の圃場見学の際にも見ましたけれども、土壌消毒のためにマルチを使うとか草が生えないための防草用のマルチがございました。

有機農業を始めるに当たっても初期投資が必要になるんですけれども、このような費用に対して農業資材の購入の補助、今回見たような土壌消毒用にマルチをやりたいとか、そういったときの補助の考えはあるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

農業者の皆さんを支援していく上できめ細やかな補助金メニューを御用意し、後押しすることは大切であります。村全体で考えた場合に、農業以外に御案内のとおり、商業、工業等の各種産業がある中で、なかなか農業分野だけに特化して手厚い幅広い支援策を行うということは難しいのではないかという中で、今、お話がありました土壌消毒あるいはマルチ等、こういったものについては農業者の皆さんの経営努力の範疇であるというふうに認識をしておりまして、その点については御理解をいただきたいというふうに考えております。

村では、遊休荒廃農地の対策事業、また、6次産業フロンティア事業など、事業全体の中で補助対象に含める可能性があるものもございますので、そちらをぜひ御検討いただければと存じます。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） こういった有機農業を推進していく際には新たに必要になるものではないか、ぜひ検討していただけたらと思います。

視察研修の際にもお聞きしましたが、有機農業を推進するに当たって、エリアを設けて集積していましたが、青木村で行う場合は山間部になる可能性が高いと思いますけれども、その場合の獣害対策というのは十分なのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） 獣害対策につきましては、村全体として見て、既に9割以上の設置が完了しているところでございます。村では引き続き獣害防止柵あるいは電気柵の設置補助を実施するとともに、猟友会にお願いして駆除活動を行っていただいておりますが、実績としては、なかなか農作物被害は減少していないというような状況でございます。

ぜひ村民の皆様にも山林や農地の適正な維持管理をお願いし、野生鳥獣が里に近づきにくい環境整備にも協力をお願いし、農作物被害の減少に取り組んでまいりたいと思っておりますし、農業者の皆さんにもお願いしたいと思っております。

農作物の適期収穫というものを励行いただきまして、収穫せずに農地に農作物が残っているということで、野生鳥獣を逆に招く場合もございますので、農作物の収穫についても鳥獣のえさにならない取組をお願いしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 青木村として対策はしていただいていたか、今、電気柵の補助なんかもしていただいているんですけれども、やっぱり最終的な獣害対策としては、個々で電気柵による防御しかないというのが私の中での今、考えなんですけれども、しかしながら、個々で電気柵を入れるというのは非常に大きな負担となっています。

現在の村の電柵の補助で、なかなか継続的に農業を行っていくことは不可能だなと実際思っています。もう少し電柵の補助の増額というのが必要だと思うんですが、その辺に対してはいかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） お答え申し上げます。

電気柵の補助のメニューにつきましては、宮入議員も御存じかと思いますけれども、まず個人では村民の方が田畑の周りに電気柵等を設置した場合の30%の補助制度、そしてまた、

数年前に創設をしました認定農業者や農業法人が田畑5筆以上を連檐する農地に対して、延長300メートル以上の電気柵等を設置する場合の大規模なものについては50%の補助制度というものがございます。

大規模補助の上限については個人が20万円、団体100万円までということでございまして、これらを活用して野生鳥獣から農作物を守り、経営安定を目指していただきたいと考えておりまして、PRにも努めてまいりたいと思っておりますが、宮入議員から今の補助では足りないということでもございましたので、また周辺の市町村の状況、宮入議員からも後ほどどういった部分が不足しているかというようなことを具体的にお聞きする中で、必要性があれば増額等も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） ぜひ検討していただけたらと思います。

有機農業の推進は、現在、国を挙げて行われようとしており、その流れに乗りながら青木村で導入していくということは可能ではないかと思っています。どこの自治体もそうなんですけれども、全ての農地を有機農業で行うのではなくて、エリア分けを行いながら、地域の理解を得て推進しています。

今回は有機農業の推進ということで質問しましたけれども、農業全体としても継続的にやっていくには非常に厳しい状況が今後も続くことが予想されるんですけれども、このような状況下において青木村の農業には未来があると言えるのでしょうか、お答えください。

○議長（松澤正登君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 農業は村の所有者計画の中で基幹産業として位置づけ、様々な施策をし、そして財政的な支援をさせていただいております。宮入議員におかれましては、自ら農業に携わり、生産し、加工し、販売しておられること、大変ありがたく思っております。

御質問の最後にありましたように、本当に継続的に農業をしていくというのは、特に若手といえるでしょうか、定年退職した方も含めて、やっぱり農業者をどうやって確保していくかということが一番課題であります。

私どもは今、地域おこし協力隊の皆さんあるいは新規農業の皆さんに、本当に職員、村役場を挙げて様々な応援をさせていただいているところでございます。日本の国の食料自給率、カロリーベースで38%しかになっていない。我が国にとりまして農業の振興というのは、今回の米不足でパニックになるような、こういうことがあってはならないというふうに思ってお

ります。

私もいろいろ勉強する中で、食料自給率はカナダが先進国では一番多くて、230%を超えるわけですが、政府が相当、農業に対して補助金とか支援金を出しているんですよね。驚くような額であります。直接支援、補助金、それから低利の融資、災害時の補助制度、新技術の開発、こういったことで持続可能な農業の後押しをしっかりとしております。オーストラリアもしかりでございました。

我が国においては、各自治体が今まで私どもが取り組んできたようなことは限界がありますので、本当に農業を経営する皆さんが安心して農業できる、特に所得ですね。これについて国がもっとしっかりやらないと、今回の米騒動みたいなことになることはもう明白だろうというふうに思っております。

町村会でもこういうことが話題になりまして、いろいろな大会のスローガンに上げたり、国へ要望したりしておりますが、まだまだ足りないなというふうに思っております。

今後、農業をリタイアする農家の皆さんが多くなる、果樹も含めて多くなるわけでありまして、担い手農地をお願いするという、こういう方法もさらに拡大していきたいなど。それから農地を拡大する集約化、効率化、こんなこともやっていきたい。

それから今、御質問にありましたような農業施設に対する補助、それから後継者に対する引継ぎをしっかりとしていく。御案内のとおり、特に新しく農業あるいは継続する人に初期投資というのが大変なんですよ。そういったようなことを応援していくということが青木村の農業を持続可能にさせていく大きなポイントかなというふうに思っております。

今までの、この議会も含めて、いろいろな会議を含めて、本当に農業の今後どうだという心配を様々な皆さんからされておりますし、私どもも一生懸命しておりますが、御案内のとおり状況であります。今までと同じことをしては同じ結果にしかないなというふうに思いますので、様々な工夫を積み重ねてまいりたいと思っております。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 今回、有機農業という話で質問はさせていただいていますが、青木村の農業全体がこれからも継続的に皆さんが、農業者がやっていかれるように、ぜひともこれからも御支援のほうをお願いしたいと思います。

私からの質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（松澤正登君） 宮入議員の一般質問は終了しました。

通告のありました6人の議員の質問はこれで全て終了しました。

◎総括質疑

○議長（松澤正登君） 引き続いて会議を進めます。

これより令和５年度一般会計及び特別会計の決算についての総括質疑を行います。

質疑のある方。

ありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） なしと認めます。

以上で総括質疑を終了します。

◎委員会付託

○議長（松澤正登君） 続いて、委員会付託を行います。

本会議に上程されました議案第１号から議案第６号までと陳情第１号から陳情第５号を常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） それでは、委員会付託の案件について、事務局より資料を配付いたします。

〔事務局資料配付〕

○議長（松澤正登君） 片田事務局長より、内容について説明申し上げます。

片田事務局長。

○議会事務局長（片田幸男君） それでは、令和６年第３回定例会議案等委員会付託明細について御説明申し上げます。

委員会に付託する案件につきましては、議案第１号から議案第６号、陳情第１号から第５号までについて、それぞれの委員会へ付託をいたします。

以下の報告３件と議案７号から１３号、請願第１号につきましては、最終日の本会議で御審議をお願いいたします。

初めに、議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算の認定につきましては、おめくりいただいた次のページでございますけれども、歳入につきましては2ページ目と3ページ目に記載がございますが、該当するページにつきましては左端に記載しております12ページから37ページまでとなりますので、よろしくお願いいたします。

歳出につきましては、最終のページのほうを御覧いただきたいと思うんですが、該当するページは38ページから119ページまでとなります。

また、特別会計、企業会計につきましては、下段の表のとおりとなっております。

なお、付託の委員会名については、右端の欄にそれぞれ記載がございます委員会をお願いいたします。

最初のページに戻っていただきまして、議案第2号、3号、4号、陳情第1号から第3号につきましては、社会文教委員会をお願いいたします。議案第5号と6号、陳情第4号、第5号につきましては、総務建設産業委員会をお願いいたします。

以上、委員会付託明細について御説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（松澤正登君） 何か御不明な点がございますか。

〔「なし」の声あり〕

◎散会の宣告

○議長（松澤正登君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午後 2時54分

令和 6 年 9 月 1 9 日（木曜日）

（第 3 号）

令和6年第3回青木村議会定例会会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月19日（木曜日）午前9時開議

- 日程第 1 議事日程の報告
- 日程第 2 委員長審査報告
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 4 報告第 2号 健全化判断比率について
- 日程第 5 報告第 3号 資金不足比率について
- 日程第 6 議案第 1号 令和5年度青木村一般会計決算の認定について
- 日程第 7 議案第 2号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第 3号 令和5年度青木村介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 4号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 5号 令和5年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 7号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第 8号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第14 議案第 9号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第10号 教育委員会委員の任命について
- 日程第16 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について
- 日程第17 議案第12号 令和6年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第18 議案第13号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算について
- 日程第19 請願第 1号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願について
- 日程第20 陳情第 1号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について
- 日程第21 陳情第 2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について
- 日程第22 陳情第 3号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早

急に行うことを求める陳情書について

日程第 2 3 陳情第 4 号 「所得税法第 5 6 条の見直しを求める意見書」提出に関する陳情
について

日程第 2 4 陳情第 5 号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」
に対する陳情書について

出席議員（10名）

1 番	松 本 淳 英 君	2 番	塩 澤 敏 樹 君
3 番	平 林 幸 一 君	4 番	宮 入 隆 通 君
5 番	坂 井 弘 君	6 番	松 澤 正 登 君
7 番	金 井 とも子 君	8 番	宮 下 壽 章 君
9 番	沓 掛 計 三 君	10 番	居 鶴 貞 美 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

教 育 長	沓 掛 英 明 君	参 事 兼 総務企画課長	片 田 幸 男 君
商工観光移住 課長	小 林 利 行 君	住民福祉課長	小根沢 義 行 君
会計管理者兼 税務会計課長 兼防災危機 管理	奈良本 安 秀 君	建設農林課長 兼建設係長	稲 垣 和 美 君
教育次長兼 公民館長	小 林 宏 記 君	保 育 園 長	成 沢 亮 子 君
住民福祉課 課長補佐兼 地域包括支 援センター長	高 柳 則 男 君	建設農林課 課長補佐兼 農業振興係長	上 原 博 信 君
商工観光 移住課長 補佐兼 推進室 防災危機 管理	小 林 義 昌 君	税 務 会 計 課 資産税係長	増 田 憲 寛 君
建設農林課 課長補佐兼 上下水道係長	横 沢 幸 哉 君	総務企画課 課長補佐兼 事業推進室長	塩 澤 和 宏 君

早乙女 敦 君

宮澤俊博君

依 田 哲 也 君

事務局職員出席者

事務局長 片田 幸男 事務局員 依田 哲也

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（松澤正登君） おはようございます。

定刻になりましたので、本日の会議を開会いたします。

◎議事日程の報告

○議長（松澤正登君） 本日の日程は、委員会付託についての委員長報告をいただいた後、報告第1号から第3号、議案第1号から陳情第5号までを議題として、質疑、討論、採決の順で行います。

なお、報告第2号及び第3号の討論、採決はありませんので、御承知おき願います。

◎委員長審査報告

○議長（松澤正登君） 各委員長より委員会審議の内容について報告をお願いします。

最初に、総務建設産業委員会における質疑内容等について委員長より報告をお願いします。

宮入総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（宮入隆通君） 皆さん、おはようございます。

それでは、9月17日に行われました総務建設産業委員会に付託の案件について審査の結果の報告をさせていただきます。

審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第74条の規定により報告いたします。

議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算の認定について、総務建設産業委員会関係部分について報告いたします。

歳入については、固定資産税、法人住民税増加の要因と不納欠損などの状況、地方交付税の算定方法、基金の運用などについて質疑が出されました。

歳出において、総務企画課、税務会計課関係では、基金の残高、地域おこし協力隊、地域活性化企業人制度の状況、千曲バス青木線の運行状況、上田地域広域連合の消防費に係る負

担金などについて質疑が出されました。

また、建設農林課、商工観光移住課関係では、農家の価格高騰対策、地域計画の進捗状況、多面的機能支払交付金、中山間直接支払交付金両事業の継続に係る課題、また、松くい虫対策事業の委託先の状況、商工業事業者のコロナの影響、移住相談等について多岐にわたり質疑がなされました。

反対討論はなく、賛成討論では、歳入においてコロナ禍で落ち込んでいた税収が回復するとともに、企業からの寄附金を財源とした基金への積立てを行い、今後予定されている事業に対する姿勢は評価でき、また、増加している松くい虫への対応、移住者の受入体制の強化など、限られた財源で有効的な事業に取り組み効果が出ていることを評価し、今後も地域の要望を取り入れる中で事業展開を望むとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第5号 令和5年度青木村簡易水道事業会計決算の認定について。

年間配水量及び使用水量の状況、損益について、他会計からの繰入算定内容や水道広域化に対する村の考え方などについて質疑があり、討論なく全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定について。

損益について質疑があり、討論なく全員賛成にて原案のとおり認定することに決定しました。

続いて、陳情第4号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」提出に関する陳情について。

質疑、討論なく全員賛成にて採択することに決定しました。

陳情第5号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書について。

条例制定後の申請状況などについて質疑があり、地域との共生、コミュニケーションを図り、青木村にあった施設の設置が望ましいとの反対討論があり、賛成少数にて不採択することに決定しました。

以上、総務建設産業委員会に付託されました案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（松澤正登君） 続いて、社会文教委員会について委員長より報告をお願いします。

坂井社会文教委員長。

○社会文教委員長（坂井 弘君） 社会文教委員会に付託されました7つの案件について去る9月12日に審議いたしましたので、審査結果を報告させていただきます。

最初に、議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算の認定について、社会文教委員会関係部分について報告いたします。

質疑応答では、教育委員会関係においては、保育園の早朝・延長保育の状況や保育料の滞納状況、未満児保育希望者の受入状況、あおきっ子広場の活用・管理状況、コロナウイルス5類移行後の社会教育の動き、児童センターの職員体制、小・中学校の英語教育の進め方、学校給食費無償化の制度化に向けた要綱整備状況、準要保護等児童生徒就学援助費の内容や支給時期、通学バス定期補助の基準、スポーツ推進員の報酬内訳、美術館、図書館の運営状況、文化会館の工事内容、文化財保護費の負担率、五島慶太未来創造館と五島美術館との連携、村営プールの修繕内容、開設期間について質疑応答がなされました。

住民福祉課関係においては、決算附属資料の職権消除の内容、コンビニでの住民票等の交付状況、老人福祉費委託料の配食サービスの状況や負担金の内容、長野県子育て世帯生活支援特別給付金よりもシステムの改修費のほうが高額になる状況、生活保護費事業における支給状況、保健衛生総務費委員報酬の内訳・職務内容、不妊症治療費補助金の内容と申請方法、予防費の補助金、高齢者の健康事業と介護予防の一体化作業の取組、清掃費負担金の内容と今後の見通し、資源循環型施設、最終処分場の建設について質疑応答がなされました。

続いて、討論を行い、教育委員会関係では、コロナウイルスの5類移行後の社会教育、公民館事業の再開、郷土美術館、歴史文化資料館、五島慶太未来創造館などの利用者増加への創意工夫、イベントの企画や予算執行に努力していることが認められる。また、教員人材不足の中、村費教員を引き続き採用しており、村の教育に対する熱意が感じられる。

住民福祉課関係では、戸籍管理、マイナンバーカードの普及、障害のある方への福祉、高齢者世帯や独り暮らしの方の見守りなど、一人一人に目の行き届く血の通った行政を行い、安心して過ごせる環境づくりに取り組まれていることが認められる。

総じて計上された予算を執行努力により節減し、健全な財政運営が行えたと認められる。今後においては、公債費の累積が予見されるので、長期的展望に立った財政運営の確立を期し、一層の努力を重ねるよう要望するとの賛成討論があり、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第2号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定について報告いたします。

質疑応答では、国民健康保険加入者における人間ドック等検査電子データ作成料、特定健診委託料並びにデータ管理手数料等の算定基準、重複・頻回受診者等多剤服薬者への対策事業の内容、実績、成果等について質疑応答がなされました。

討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

続いて、議案第3号 令和5年度青木村介護保険特別会計決算の認定について報告いたします。

質疑応答では、介護認定審査会共同設置等負担金の内容、決算附属資料の要介護認定者数と介護サービス受給者数との関係性について質疑応答がなされました。討論なく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第4号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定について報告いたします。

本件については、質疑、討論ともなく、全員賛成にて原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上、議案関係を終え、続いて、陳情第1号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書について報告いたします。

本件については質疑なく、賛成討論として、生産年齢人口の減少、人手不足は避けられず、今後も医療・介護施設への支援拡充は必要と考える。この問題を解消すべく、政府の責任において医療・介護の給与水準の見直し、賃上げや人員増を強く要望するとの賛成討論があり、全員賛成にて採択すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について報告いたします。

本件についても質疑なく、賛成討論として、国民健康保険は、かつては農業従事者、自営業者のための保険であったが、現在は無職の方等にも対象が広がり、最低限の医療を保障する最も基本的な役割を担っている。より持続的なものとするには、国の責任があつてしかるべきと考え、国民健康保険財政への国庫負担の増額を要望するとの賛成討論があり、全員賛成にて採択すべきものと決定いたしました。

最後に、陳情第3号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書について報告いたします。

本件についても質疑なく、賛成討論として、介護職員の労働条件は劣悪であり、処遇改善は待ったなしである。現場は疲弊し、待遇の悪さにより人手不足が深刻化した。コロナ禍の

下で倒産や休業が相次いだ実態を踏まえれば、今回の訪問介護報酬マイナス改定はあり得ない。訪問介護報酬引下げ撤回と引上げを強く要望するとの複数の賛成討論があり、全員賛成にて採択すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教委員会に付託されました7つの案件についての審議結果を報告いたしました。

○議長（松澤正登君） 両委員長、ありがとうございました。

◎報告第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） それでは、9月6日の議会開会日にお配りした議事日程に沿って進めてまいります。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

青木村村営バス設置条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

松本議員。

○1番（松本淳英君） 質問いたします。

青木村営バス設置条例の一部についてですが、上田駅線につきまして、千曲バスの回数券の所有者の取扱いはどうなっているのかということを改めまして質問いたします。

○議長（松澤正登君） 金井企画財政係長。

○総務企画課企画財政係長（金井大介君） お答えをいたします。

千曲バス青木線の千曲バスさんのほうの回数券については2種類ございまして、従来どおりの紙の回数券、また、スマホアプリの中のアプリでの回数券がございます。

村営バスの青木線のその回数券の扱いでございますけれども、千曲バスの定期券につきましては、紙でもアプリでも利用者の利便性を考えて村営バスを利用できるということになっておりますけれども、回数券につきましては利用できないということになっております。

理由といたしましては、まず、スマホアプリの回数券については、その回数券を提示された際に村営バスの車両にはその機械がついてございませんので、乗った回数を控除できないという形ですので、まずスマホアプリのほうは利用できないと。

もう一つ、紙の回数券につきましても、千曲バスと、当然青木の村営バスの回数券は使え

ますので、2種類混在してしまうというようなことを考えますと、運転手の負担軽減ですとか利用者の混乱等を考えまして、千曲バスの回数券は両方とも利用できないということになってございます。村営バスの回数券は当然使えますもので、千曲バスの回数券と同様の割引率で販売をしております。村営バスの売上げにもなりますので、ぜひ村営バスのほうの回数券を御利用いただければと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） 松本議員。

○1番（松本淳英君） 承知いたしました。

ただ、千曲バスを利用されている方が長期休暇となる場合に、ほぼ回数券で利用する方が多いと思われます。スマホの回数券はすぐに投入は難しいとしても、紙の回数券につきましては導入のハードルが低いかと思いますので、利用者からしますと、基本的には千曲バスの回数券を売っていて、さらに、青木村の回数券を買うと、また、多分逆にこちらのほうが利用者が多いかもしれないので混乱になってしまうかと思いますので、ぜひ紙の回数券につきましては、利用できるように検討のほうをしていただけたらと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） ないようですので、ここで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対討論の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては原案のとおり承認されました。

◎報告第2号の質疑

○議長（松澤正登君） 次に、報告第2号 健全化判断比率について質疑のみを行います。
質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 報告第2号 健全化判断比率についての質疑を終了します。

◎報告第3号の質疑

○議長（松澤正登君） 続いて、報告第3号 資金不足比率についての質疑を行います。
質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 報告第3号 資金不足比率についての質疑を終了します。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算の認定について
を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） それでは、令和5年度青木村一般会計決算の認定について賛成の立場から討論をいたします。

歳入総額36億2,500万円、歳出総額33億8,600万円で、繰越額2,511万円で、実質収支2億1,380万円の黒字決算でございました。

歳入では、予算現額に対する決算額の比率は、繰越明許費に伴う未収特定概念を加味すると103.8%となり、適正と認められます。

歳出では、予算現額に対する執行率は、繰越明許費を加味すると97.7%となり、こちらも適正と認められます。

総務企画課関係ですが、村税は予算現額に対して5,500万円増額の4億6,700万円で、コロナウイルス感染症の影響から早めに対処した結果と思われます。不納欠損額、収入未済額ともに減少しており御努力の結果と評価されます。

寄附金は、株式会社竹内製作所等で2億700万円あり、公共施設整備基金へ2億500万円積み立てられ、将来の施設設備に充当されるとされます。また、ふるさと応援金は1,174万5,000円と、前年比204万円の増加で、PR活動、返礼品の工夫等の成果が認められます。

建設農林課関係では、松くい虫関係では、令和5年度の被害は、例年比極端に目立つようになり、衛生費、伐倒駆除、樹幹注入等で9,600万円に及び、対応に追われたことがうかがわれます。温暖化の影響から今後とも被害の拡大が見込まれ、今後とも対策をしっかりと行っていただくようお願いをいたします。

商工観光移住課関係では、令和5年度に移住者が58家族、91人あり、大変好ましい傾向かなというふうに思います。各政策においても十分触れられますが、受入体制の強化と地元住民の理解を深めるよう定住対策を望みます。

住民福祉課関係では、予防医療では、定期的な健診、相談会、健康教室の開催が勧められております。医療費の負担から、今後とも早期発見事業を積極的に取り入れていただきたいというふうに思います。

資源循環型施設の老朽化が心配されています。村民の皆さんに、ごみの減量化にさらなる理解を深めていただくよう要望いたします。

高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、いつまでも生き生きと、一人一人安心して暮らせる村づくりが策定されました。現在も、一人一人目の行き届く村として血の通った行政が行われております。さらなる高齢者社会への対応を望みます。

教育委員会関係では、保・小・中一貫教育や、あおきっ子教育ポイント5か条、社会力育

成事業、寺子屋、英語検定など、学力向上の取組がなされ、教育の充実が図られております。

公共施設照明LED化事業が小学校体育館、保育園武道館で行われました。さらに、脱炭素化社会の実現に計画的な改修工事が望まれます。

収支の均衡が取れた計画的な財政運営の下、予算執行が適正に行われて効果が認められますので、賛成いたします。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第1号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第1号 令和5年度青木村一般会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第2号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題として、質疑に入ります。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第2号 令和5年度青木村国民健康保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第3号 令和5年度青木村介護保険特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決に入ります。

議案第3号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第3号 令和5年度青木村介護保険特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第4号 令和5年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第４号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第４号 令和５年度青木村後期高齢者医療特別会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第５号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第５号 令和５年度青木村簡易水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第５号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第5号 令和5年度青木村簡易水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第6号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第6号 令和5年度青木村特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定については、原案のとおり可決、認定されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第7号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

本条例改正は、12月2日から施行となる紙の保険証廃止に伴う改定であることは理解するところです。本条例改正で削除となる第3項並びに第4項は、国保税滞納者に対する保険証の返還規定であることから、これを削除したことにより返還義務がなくなると解されます。

しかしながら、そもそも12月2日からは紙の保険証を廃止することにより、返還できる保険証が新たに発行されること自体がなくなります。

よって、マイナ保険証がひもづけられたマイナカード、もしくは資格確認書がその代用を果たすことになることは周知のとおりです。これまで国保法、国民健康保険法第9条第6項には、滞納者が保険証を返還した場合、被保険者資格証明書もしくは短期保険証を発行することがうたわれておりました。今回の国保法改正では、この第6項も削除されております。

以上の点から、12月2日以降かつ資格確認書発行移行については、滞納者に対するペナルティーはなくなるという解釈でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

今回、法改正によりまして被保険者証が廃止され、マイナ保険証による保険資格の確認が基本となります。これによりまして、通常の保険証より有効期間が短い短期被保険者証や保険料を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、1年以上にわたって長期に滞納している方に対します資格証明書も、議員御指摘のとおりいらっしゃいます。

しかしながら、短期保険証、資格証明書の廃止後も市町村による収納対策の枠組みを維持するために、資格証明書に限りまして特別療養費の支給に変更する旨の事前通知という制度が法律の中に規定されております。これは、長期にわたりまして保険料を滞納している方に対しまして今まで資格証明書を発行していたわけですが、これに代わりまして交付する仕組みでございます。一旦医療費の10割を自己負担していただきまして、後ほど償還前で給付するという形になります。

これにつきまして、対象者は基本的に今までの資格証明書と同一の対象者が想定されておりますけれども、ただし、これにつきましては、滞納者に対しまして機械的に一律に送付するものではなく、市町村におきまして保険料の納付対象ですとか相談の機会の確保、その他収納に対する取組を行ってもなお納付されない場合、さらに納付しない特別な理由の有無、

病気、災害、気象等がありますけれども、こういったものを確認した上で発送すると、厳格な取扱いをするように求められております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 了解いたしました。

そのことがうたわれているのは、どこでうたわれているのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） これは、国民健康保険法第54条3第3項のほうに規定されております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

先ほど1度目の答弁の中で、最後に住民福祉課長がおっしゃったことが大変重要かと思えます。すなわち、一律強制的に新たな督促的なものを発送するのではなく、住民の滞納されている方の状況等を重々鑑みて、そういった方たちが保険証に代わるようなものを取り上げられて医療が受けられなくなるということが決してないように、そういった対応をぜひともよろしくお願いしたいということを申し上げて、終了にいたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第7号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第7号 青木村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可

決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

改正規約第4条にうたわれるところの高齢者医療確保法及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき、後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務とはどのようなものなのか、また、それはどこに示されているのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

高齢者医療確保法第48条につきまして、広域連合は後期高齢者の医療事務のうち政令で定める事務を除く事務を処理する旨、規定されております。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第2条におきましては、後期高齢者医療広域連合が行う事務から除く事務、すなわち市町村が行う事務が個別に規定されておりますので、除外されている事務以外の事務を広域連合が行うということでございます。

具体的には、法第50条に規定されました認定に関する事務のうちの申請の受付を除外した事務、法52条に規定されました資格取得喪失等の届けの受付以外の事務、被保険者証の交付事務のうちの交付申請受付、被保険者証の引渡し、被保険者証の返還事務のうちの返還受付以外の事務及びそれに付随する事務等でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 専門的なことなので、なかなか理解しにくい部分がありますが、改正規約でうたっていた次に掲げる事務としての5項目が削除されることになりますけれども、その理由は何でしょうか。これらの5項目は、改正規約4条にうたわれる事務に包括さ

れているのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 先ほど答弁いたしましたように、高齢者医療確保法第48条におきまして、広域連合は後期高齢者医療事務のうち政令で定める事務を除く事務を処理すると規定されています。

また、高齢者の医療確保に関する法律施行令第2条におきましては、法第48条に規定する政令に定める事務、後期高齢者医療広域連合が行う事務から除く事務、すなわち市町村が行う事務が個別に規定されていることを先ほど答弁いたしました。

つまり、広域連合、各市町村それぞれが行う事務は、そもそも法令に規定されておりまして、それぞれの役割分担は法令の中で明確にされておりますので、今回の法改正に伴う市町村事務の一部改正に伴いまして、この第4条の規定を整備するものでございます。削除された5項目の事務は、議員御指摘のとおり改正規約第4条に包括されたものでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 御答弁の中で、市町村の事務を除くというふうなことがありましたけれども、改正前規約で、ただし書以降の部分について、別表第1に定める市町村において行われていた事務6項目があったわけですが、これらは引き続き市町村の事務となるのか、あるいはこれが削除されていることによって市町村の手から離れることになるのか教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 別表第1におきまして市町村が行うものとして規定されていた6項目の事務は、そもそも高齢者の医療の確保に関する施行令において規定されているものでございますので、これを削除したからといって何か変わるものではなく、今までどおり各市町村が行う事務ということでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。

そうしますと、今回、紙の保険証、被保険者証が発行されなくなることに伴って規約改正が行われるわけですが、具体的にはこれまでと変わることはないというふうな理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 議員御指摘のとおり、広域連合と市町村の役割分担が変わるということではなく、そもそも先ほど申し上げましたとおり、事務分担は法令の中に規定されておりますので、広域連合それぞれの事務を規約の中で列挙して規定していたものを今回の制度改正に当たりまして、広域連合の規約に列挙していたものを規定せずに法令に基づき行うものとされた事務を処理するといった規定に変更するものでございます。

以上でございます。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第8号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第9号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） まず最初に、改正条例第7条中の被保険者証の区分を電子資格確認に改めるということは、括弧書き部分の被保険者証の部分の指しているのかどうか、その点についてまず教えてください。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） そのとおりでございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） ありがとうございます。

その側に、括弧書きの中の記述は「以下電子資格確認等という」となるものと思いますが、この場合の電子資格確認等の指す部分は、高齢者医療確保法の規定に基づく電子資格確認等による被保険者等であることの確認を受けるという行為そのものを指す言葉として理解してよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） これは、医療保険確保法、または高齢者医療確保法の規定に基づく電子確認等により、被保険者等であることの確認を受けるという行為でございます。以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） すみません、頭が回りませんでした。もう一度お願いします。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 高齢者医療確保法だけではなく、医療保険確保法、または高齢者医療確保法の規定に基づく電子資格確認等により、被保険者であることの確認を受けるという行為でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 分かりました。ありがとうございます。

同条第2項、4項でも同様に電子資格確認等に改めるとされておりますが、ここで言う「等」の表すものはどのようなものでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 電子資格確認等の「等」の内訳ですけれども、これにつきましては資格確認書の提出、保険薬局等から療養を受ける場合の処方箋の提出、医療機関が過去に取得した療養の被保険者の資格に係る情報を用いて、規則のとおり電子情報処理組織、その他の情報通信の技術を用いて照会を行って、市町村から開示を受けて取得した

当該情報を確認する方法と、3番目につきましては、ちょっと特殊な例であれですけれども、基本的には資格確認書の提出が一番であるかと思えますし、あと、保険薬局等で療養を受ける場合でも処方箋提出、こういったものが主になると思います。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） おおよそは分かりました。

政府が9つのメニューというのを挙げていますが、そういった保険証、マイナカードの保険証で対応できないような場合に、保険の状況を知らせるような確認書とかそういったものを全て含めたというふうな理解でよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。

○議長（松澤正登君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第9号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第9号 青木村福祉医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第10号 教育委員会委員の任命についてを議題とし、提案説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） この件は人事案件でございますので、別室にて協議をお願いいたします。

○議長（松澤正登君） ここで暫時休憩いたします。

議員の皆さんは議員控室へお願いします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前10時10分

○議長（松澤正登君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

事務局より資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） それでは、沓掛教育長から説明をお願いします。

○教育長（沓掛英明君） 議案第10号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によって、議会の同意を求めるものでございます。

住所、青木村大字田沢102番地、氏名、増田千春、生年月日、昭和49年5月9日。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

よろしく願いいたします。

○議長（松澤正登君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第10号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第10号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦の同意についてを議題といたします。

議案第11号の協議については、先ほど議案第10号の協議を別室において併せて終了しておりますので、事務局より資料の配付を願います。

〔資料配付〕

○議長（松澤正登君） それでは、小根沢住民福祉課長より説明を願います。

小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦の同意について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の同意を求める。

住所、長野県小県郡青木村大字奈良本766番地1、氏名、横澤孝一、生年月日、昭和29年11月16日生まれ。

令和6年9月6日提出、青木村長、北村政夫。

以上、よろしく願います。

○議長（松澤正登君） 本案について質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了いたします。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第11号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第11号 人権擁護委員候補者の推薦の同意については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、議案第12号 令和6年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

金井議員。

○7番（金井とも子君） すみません、お願いいたします。

12ページですね。商工費、観光費の中の村単事業委託料、レンタサイクル事業委託料でございますが、電動アシスト自転車6台ということですが、この自転車につきましては不特定多数の方が御利用なさると思いますけれども、事故等の対応として、保険等についてはどのようなになっていますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） 御質問いただきましたレンタサイクル事業に関わる保険の関係ですが、こちらの関係で幾つか保険が出ている中で、私どものほうも十分に検討を深くしたつもりです。

今回入らせていただいた保険は、全国の自転車協会のほうで発行している保険で、対物、対人の保険はもちろんですが、こちらのほうの管理といいますか、自転車の管理のほうの落ち度があつて起きてしまった事故についても補償ができる保険ということで加入をさせていただきました。ちなみに、近隣ですと長和町が同じ保険に入っていることも選択しました。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） よろしいですか。

○7番（金井とも子君） はい。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いします。

同じく11、12ページ、民生費、社会福祉費、老人福祉費、扶助費の高齢者補聴器購入費補助事業について質問させていただきます。

説明では、4万円掛ける3名の予算立てであるというふうにお聞きをいたしました。県内の実施自治体の3分の2が1件の補助金3万円としているのに対し、本村では4万円の補助とした点は評価できるところであります。しかし、欲を言えば、県内にも5万円、10万円としている自治体もあり、今後に期待をつなげたいと思います。

また、申請回数も1回限りとしている自治体が半数を超える中、5年に1回として更新可能とした点も評価できるところであります。

一方、対象年齢65歳以上とした点については再検討をお願いしたいと思っております。県内の実施自治体の中で65歳以上としている自治体は半数、残り半数が18歳以上、もしくは年齢制限を設けていないという状況であります。

そこで質問いたします。65歳以上とした根拠は何でしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

難聴の割合につきましては、65歳以上の方が非常に多くなっていると認識しております。

一方で、18歳以上65歳未満の難聴の原因につきましては様々でございますし、先ほど議員もおっしゃられましたように、18歳以上を対象にしている市町村があるのも認識しております。これまで青木村ではこういった補聴器の助成事業がなく、今回新たに他の市町村よりも多めの補助額ということで予算立てをしております。

今後につきましては、今後の相談状況ですとか、実績等村民の意見を聞きながら、また検討すべきところがあれば検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 今課長がおっしゃられたように、65歳から大変増えていくということは承知をするところですが、一般的に加齢性難聴は50歳頃から始まり、60歳代前半で5人から10人に1人となり、60歳代後半では3人に1人、75歳以上では7割以上という報告が

されております。

ただいまお答えの中で、今後検討する、実施をする中で再検討する状況が生まれてくれば、またそれを検討していきたいというお答えでしたので、それをよしとしますが、ぜひその年齢制限という点については再度検討するよう要望しておきたいと思います。

この施行日はいつになるのでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） それでは、お答えいたします。

この補聴器の補助事業につきましては、10月1日から実施する予定でございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 3名の予算立てですが、半年間の中では3名というふうに見込んだと思いますけれども、補助金の申請者がこれより増えた場合は、追加予算を計上するという理解でよろしいでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小根沢住民福祉課長。

○住民福祉課長（小根沢義行君） 今回10月からということで、対象者が新しく という見込みの中で取りあえず3名という形で予算をつくりましたけれども、もしそれ以上希望があるということでありましたら、財政当局と村長とまずは検討する中で、補正等を考えていけるようであれば考えていきたいという考えであります。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 10月1日施行については、今後、制度を徹底するよう広報等で村民に知らせていくかと思いますが、難聴を抱えた村民が遠慮することなく申請できるように制度を大いに広げていただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。

宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 同じく11ページ、12ページの商工費の観光費の中の備品購入費と負担金補助及び交付金の中の備品購入と補助金の部分、大学生のグループ活動補助金ということで、長野大学との何かイベントに関するような活動補助金だということとなっていますが、そのイベントの内容をもう一度伺いたいのと、いつ頃なのかということと、そのイベントは、

基本どのような方を対象としたイベントを大学生の方々が考えているのかお答えください。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

まず、備品購入費の負担金補助及び交付金の中で予算、補正を計上させていただきました。

こちらの内容につきましては、長野大学環境ツーリズム学部の学生、熊谷ゼミとお聞きしていますけれども、こちらの学生との連携に対して、補助及び備品の購入を計上させていただきました。

こちらのゼミ学生との連携の中で、道の駅あおきを核と、中心としましたイベント3本、提案をいただく予定になっております。

まず1つは、村の特産品等、あるいは長野県の食材からイメージするもののスイーツの商品開発、2つ目に、道の駅を出発点とした周遊スタンプラリー、こちらは先ほどの電動アシスト付自転車や徒歩での周遊が見込まれると思いますが、周遊のスタンプラリーのコースの設定、最後に3つ目は、こちらのほうの地域資源として捉えております恋渡神社を地域資源としました研究と活用について、この3つを御提案いただくことになっています。

対象者は、やはり村を訪れる観光客、あるいは関係人口の皆さんを対象としたそれぞれのイベント等を行うと。一番近いイベントは、やはり村の産業祭が11月にありますので、そちらの産業祭の成果の発表として捉えているようでございます。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） 宮入議員。

○4番（宮入隆通君） 長野大学、上田市にある大学なんであれですけれども、ほかにも信州大学や短大も含めれば近隣の大学等あるかと思いますが、そういったところとの連携の計画等がありますでしょうか。

○議長（松澤正登君） 小林商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（小林利行君） お答えいたします。

たまたま長野大学が今年スタートさせていただきましたけれども、長野大学以外にも信州大学の人文学部さんですとか、信州大学さんは教育学部のほうで連携をさせていただきますので、いろんな分野で今後とも連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松澤正登君） いいですか。ほかにごございますか。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君）　お願いします。

今ので続けてやらせていただきますが、信大で教育委員会等が言うのは、6割弱のことがとか、この間美術館で発表があったりとか、大学生が青木村のほうに入っていて子供たちと近い年齢層の中で活動をすることによって、子供たちも含めて地域の方もいい影響があるなど考えています。

と同時に、もう少しいけば、近いところで今回長大さんが入ってくれていますが、

小学校にも長大の先生と長大生が入って、いろんなことを協議していただいているとか、長大生は今、小学校でも特別支援でこの辺りに来ていただいているとか、積極的にそういう方たちを支援できるような形をまずは取っていただいて、近くにある長大、それで、今度は上田短大なんですかね、女子じゃなくて等も含めて、一緒に村の中で近い大学をもう少し活用できるようにこれからもしていただきたいと要望します。と同時に、東急グループさんの学校があるわけで、その学校との連携というのを考えていただければと思います。よろしく願いして、急務です。

○議長（松澤正登君）　要望でいいですか。

○2番（塩澤敏樹君）　はい。

○議長（松澤正登君）　ほかにございますか。

居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君）　それでは、お願いいたします。

同じページになるんですが、農林水産業の林業の関係で、この関係につきましては先ほども質問をさせていただいて、村が練って取り組んでおいでになる。6,600万円になっております。今、県のほうから4,200万円、財源ということでございますが、今までは、お聞きしたいのは、この委託先で令和5年度のときには森林組合と弘法林業というお話でした。今回の6,600万円の中の松くい虫関係なんですが、特に公募林業さん、また、弘法林業以外、民間事業者、このあたりの委託はどのように予定されているのかどうかをまずお聞きいたします。

○議長（松澤正登君）　稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君）　委託先につきましては、委員会でも申し上げましたとおり、信州上小森林組合、それから弘法林業さん、この2者を考えております。もし、またこちらで承知、把握しているのはその2者ですが、それ以外は民間の専門業者さんがいてやりたいという意欲があれば、またそれについては積極的に検討してまいりたいという考

えです。

以上です。

○議長（松澤正登君） 居鶴議員。

○10番（居鶴貞美君） この松くい虫関係につきましては、私は村民の方々から御意見が来ております。それで、村のほうも情報端末等でヒアリングされているところでございますが、まだまだ私の地元のところにおいても、未だ拡大しています。今後、拡大だろうというふうに思いますが、村民の方に対して御理解いただけるような情報端末とか広報等をお使いになっているんですが、さらに村民の方の理解をいただけるような方策等をお考えなのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松澤正登君） 稲垣建設農林課長。

○建設農林課長兼建設係長（稲垣和美君） この松くい虫被害につきましては、議員さん、多くの住民の方から御心配の声も我々のほうに届いているところでございます。

この議会終了後、今月中を目途に、今仮称ですけれども、村の松くい虫の防除対策の検討会というものを開催する予定にしております。参集範囲としましては、村、それから信州上小森林組合、それから県の林業総合センターの育林部、それから、上田振興局の林務課、東信森林管理署でございます。

この中で、今後、この松くい虫の 伐採薫蒸処理に加えて、4月応募についても少し変更していかなければならないのではないかという期間の下、そういった検討等を行っていく予定としておりまして、今後、取組状況については、今議員からありましたとおり、情報電話をはじめホームページ等で住民の皆様にお知らせをしてみたいと考えています。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 次のページ、13、14ページになります。

教育費、社会教育費、文化会館費、工事請負費、その他事業、工事請負費の文化会館の改修工事についてであります。

御説明の中で、新たに洋式化されるトイレは、1、2階の男女全てと、3階の男子用トイレ1、女子用トイレ2の計7基であり、和式として残すのは、男女各1基のみとなるというように説明されたと思っておりますけれども、それで間違いございませんか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおりであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） この点については、6月の一般質問で質問いたしました。その際の教育長答弁では、女子トイレに関して、各階ごとにもう1か所ずつ3か所設置したいというものでした。6月答弁に比べて、数が飛躍的に多くなっております。そもそも6月議会一般質問で、私は全館に男女各1つずつ和式を残し、ほかは全て洋式にする時期ではないでしょうかと提案した経緯がございました。その提案に沿って改修するとなったことは喜ばしいことと考えます。6月答弁を変更した理由、経緯を説明いただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 様々な観点から検討した結果、やはり今は洋式化するほうが大事だろうというふうに考えたところであります。

ただ、3階はあまり使用頻度が少ないことから、3階は各1ずつ、男子、女子とも各1ずつ和式を残しておくことが様々な要望の方もおられると思うので、そういうところで当初よりはより多く洋式化に踏み切ったところであります。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 6月に比べて答弁が前向きな形で修正されたということで、今題は是としたいと思いますけれども、しかしながら、答弁に責任を持つという点ではそれなりの今回は補足説明があってもしかるべきではなかったのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松澤正登君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そういうことが必要であれば、ああ、なるほどなというふうに思いますが、前向きに検討したので、そこはお許しいただきたいと思います。

○議長（松澤正登君） 坂井議員。

○5番（坂井 弘君） おっしゃることそのとおりだと思いますけれども、ただ、やっぱりこの議場の場で答弁をするということは、その答弁内容についてはあくまできちんとした責任を持って答えていくというふうに理解できると思いますので、その答弁の重さとかその責任を明確にするという点では、今後考えていただきたいなというふうに思います。繰り返しになりますが、要望に沿う形で大きく前進されるということについては喜ばしいというふうに考えます。

以上です。

○議長（松澤正登君） ほかに。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第12号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第12号 令和6年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 議案第13号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算についてを議題とし、質疑に入ります。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑ありませんので、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

議案第13号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

議案第13号 令和6年度青木村介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願についてを議題とし、質疑を行います。
質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑がありませんので、質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） 私は、請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出に賛成の立場で討論を行います。

女性差別撤廃条例、すなわち女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が1979年に国連で採択され、今年は45年になります。女性差別撤廃条約は、政治経済、社会などあらゆる分野で女性差別をなくすことを定めた条約です。この条約の実効性を高めるために、1991年に女性差別撤廃条約選択議定書が採択されました。

選択議定書とは、条約違反の差別で被害を受けた女性が国連の女子差別撤廃委員に対して通報できる制度を定めたものです。通報できるのは、最高裁の判決でも差別が是正されないなど、国内手続を服していることが基本ですが、問題の解決が不当に引き延ばされている場合などにも通報ができます。

通報を受けた委員は、その内容が差別撤廃条約という国際基準に照らして違反しているかどうかを審査し、締約国に意見や勧告を行います。委員会の意見や勧告には法的拘束力はあ

りませんが、国際的基準に合った判断は女性の地位向上に大きな力となるものです。

将来の通報に対する不安や懸念から選択議定書自体を批准しないというのは、人権を尊重する国にとってふさわしくない態度です。日本は殻に閉じ籠もることなく、国際協調主義を積極的に受け入れるべきであります。選択議定書を批准するということで、女性差別撤廃条約の実効性が確保され、男女共同参画社会の実現につながります。日本が批准しない障壁は何もありません。

世界の女性の権利を守る運動と流れの中で、多様な性、多様な生き方がともに守られる社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約が真の実効性を発揮できるよう女性差別撤廃条約選択議定書の早期批准を願って、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書議案への賛成討論といたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） 本請願に対し、賛成の立場で討論をいたします。

ただいま塩澤議員からの賛成討論にありましたように、国連で女性差別撤廃条約が採択されたのは1979年、その6年後の1985年に日本政府はこれを批准しています。

一方、選択議定書が採択されたのは1999年、それから25年が経過したというのに、いまだ日本政府はこれを批准しておりません。しかも、4年前の2020年には政府自らが閣議決定した第5次男女共同参画基本計画の中で、早期締結について検討を進めるとしているにもかかわらず、これを放置してきました。なぜなのでしょう。選択議定書の持つ2つの制度、個人通報制度並びに調査制度による意見・勧告制度を受け入れたくないという政府の意図によるものと断ぜずにはられません。

1994年に子どもの権利条約を批准した日本政府は、その後、国連・子どもの権利委員会から日本の教育システムがあまりに競争的であり、子供の体や精神の健康に悪影響を与えているなど、手厳しい批判勧告を何度も受けてまいりました。

女性差別撤廃条約の批准によっても同様のことが起こりました。国連・女性差別撤廃委員会から家父長制度を温存し、女性差別を固定化している日本の状況を懸念する勧告が幾度も出されました。選択議定書を批准した場合には、これまで以上に手厳しい批判勧告を受けることは想像に難くありません。

日本政府は、いまだに選択的夫婦別姓を認めず、同制度に対しても否定的です。世界的な視野から見れば時代遅れの発想であり、批判されることは目に見えています。男女共同参画

社会の実現が大きく立ち遅れてきたのは、政府自身の姿勢によるところが大きいと言わざるを得ません。政府の姿勢を改め、選択議定書を速やかに批准することが求められます。

一方、私たち自身の日常や習慣を見返すことも重要です。第4次青木村男女共同参画計画に掲げられた女性自治会長、区長1名の目標も、今もって実現していません。そうした反省を含めつつ、ジェンダーフリー社会の実現に大きく打ち勝つ選択議定書の批准を日本政府に強く求め、請願の趣旨に沿って意見書を提出することは大いに意義があることと考えます。

よって、本請願に賛成いたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

請願第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の日本政府への提出についての請願については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、陳情第1号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。
質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第1号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

陳情第1号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第2号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、陳情第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第2号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

陳情第2号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第3号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 陳情第3号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再

改定を早急に行うことを求める陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

塩澤議員。

○2番（塩澤敏樹君） お願いいたします。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書に対する賛成討論を行います。

6月5日、衆議院厚生労働委員会では、介護・障害者・福祉事業者の処遇改善に関する決議を全会一致で議決しました。その決議は、自民党、立憲民主党、日本維新の会、公明党、日本共産党、国民民主党、有志の会などが共同で提案したものです。決議では、本年度の訪問介護の報酬引下げの影響を速やかに検証し、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう訴え、検証を行う際は、基本報酬を引き下げられた訪問介護の事業者らの意見を聞くべきとくぎを刺しました。政府が行った介護報酬引下げに対して、政権与党を含めて全会一致で見直しを認める決議が国会から上がるという異例の事態となりました。

在宅の高齢者の方々にとって、ヘルパーさんが命綱である。日々の生活が訪問介護によってどれだけ救われているか、そのヘルパーさんが人材不足で介護事業者がどれほど苦勞しているか、切実な訴えを直接聞いているのが私たち地方議員です。

訪問介護の基本報酬は、引上げこそ必要で、引下げなど言語道断です。介護職員の労働条件が劣悪であり、処遇改善は待ったなしです。そのための介護報酬引上げが必要なのに逆に引き下げ、これではこの異常な事態をさらに悪化させることになります。今回も訪問介護の基本報酬は、食事の介助、おむつの交換など身体介護や、清掃や買い物、調理など、生活援助二、三%の減額です。訪問介護、夜間訪問介護、定期巡回型訪問介護全て削減されました。

訪問介護は、高齢者の在宅を支える要です。現場は疲弊し、対応の悪さに人手不足が深刻化、コロナ禍の下で倒産や休業が相次いだ実態を踏まえれば、今回の訪問介護報酬マイナス改定はあり得ません。必死に頑張っている訪問介護事業者を崖っ縁から政府の手で突き落と

すような暴挙と言わざるを得ません。訪問介護報酬引下げ撤回と引上げを強く願って、賛成討論といたします。

○議長（松澤正登君） ほかにありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第3号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

陳情第3号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める陳情書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第4号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 陳情第4号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」提出に関する陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

坂井議員。

○5番（坂井 弘君） お願いいたします。

本陳情に賛成の立場で討論をいたします。

ここ半年、テレビにくぎづけにされてきた朝ドラ「虎に翼」が間もなく終了します。戦争が終わり、主権在民の日本国憲法が発布されたことを喜ぶ寅子とその周辺。しかし、法律上での女性の地位は相変わらず低く、女性解放に向けた戦いの連続でした。そうした先人たちの戦いの中で今があることを改めて知らされた思いでドラマを見続けた半年間でした。

所得税法第56条は、そうした寅子たちの戦いから漏れてしまった条項であったように思えてなりません。シャープ勧告によっても適正化されないままでした。所得税法第56条が今なお残ることによって、家父長制度に基づく性別役割分担意識を助長し、家族経営における女性の労働が正当に評価されず、事業主の所得控除86万円をもって配偶者の所得とするなど、多大な不利益を被っています。

国連・女性差別撤廃委員会からも所得税法が女性の経済を事実上妨げているとする勧告を受けています。「虎に翼」、原爆裁判の1シーン、最高裁判決、「政治の貧困を嘆かずにはいられない」の言葉が響きます。

さきの請願第1号 女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書提出の請願同様、政治の貧困から少しでも免れ、ジェンダーフリー社会の実現に向け、所得税法第56条の見直しを求める意見書を提出することに賛成いたします。

○議長（松澤正登君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第4号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（松澤正登君） 全員賛成。

陳情第4号 「所得税法第56条の見直しを求める意見書」提出に関する陳情については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第5号の質疑、討論、採決

○議長（松澤正登君） 続いて、陳情第5号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する陳情書についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。いませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（松澤正登君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 討論終結、採決を行います。

陳情第5号は原案のとおり採択することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手なし〕

○議長（松澤正登君） 賛成なし。

陳情第5号 「青木村太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理に関する条例」に対する
陳情書については、原案は不採択することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（松澤正登君） お諮りします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松澤正登君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和6年第3回青木村議会定例会を閉会といたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時55分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員